

は組合員の標準労働率を數割引上げたり。米國「オレゴン」州「ポートランド」市に於ては低限労働率を設けたるが爲めに女工の労働騰貴したる事實あり。

或は低限労働率を設けるときは、使用主は之が爲めに被むるべき營業上の不利益を免かれんが爲めに、婦女、兒童及徒弟等可及的低廉なる労働者を代用して低限労働率若くは其以上の高給者を驅逐することゝなるべしと論ずる者あり。而して斯の如き事實は之を絶無と云ふを得ざれども、極めて稀有の事にして大體に於ては何等影響する所なし。從て之を以て制度に伴ふ必然の弊害と云ふを得ず。

「メルボルン」市の監督官は此制度を設けたるが爲めに天性遲鈍なる労働者が其職を失ふたることなきにあらざりしも、是れ極めて僅少の例外にして毫も憂ふるに足らずと思惟せしに、果して久しからずして自から整頓せりと報ぜり。米國「オレゴン」州の調査に依れば、婦女に對する低限労働率を設けたるが爲めに、婦女が職業を失ひ若くは男子の爲めに其地位を奪はれたる事實なく、又「マツサチユール」州に於ては女子に對する低限労働率を設けたる産業には女工の數増加して却て男工の數を減ぜりと云ふ。但し労働高率なる労働者の代はりに徒弟、婦女及兒童

の如き安價なる労働者を使用せんとする傾向は近世に於けるが如く機械力の應用著しく發達して作業の方法容易となるに従ひ避くべからざる自然の勢にして、低限労働率が當時行はるゝ普通の労働率より高き場合には、低價なる労働が高價なる労働を驅逐せんとする上述の傾向を助長することなきを保せざれども、斯の如きは決して重要な問題とするに足らず。

使用主の間には低限労働の制度を以て使用主の立場を危からしむるものとなし、斯の如き制度を設けるときは之を有せざる國に於ける同業者との競争を困難ならしめ、結局移住若くは廢業の止むなきに至るべしと唱ふる者あれども、低限労働率を定めたるが爲めに其産業に従事する企業者が移住又は廢業を敢てしたる事實あることなく、「サキクトリア」州に於ては當初低限労働法に極力反對したる製造業者組合及使用主組合は今日に至りては之を歡ぶこと却て労働者の上に出で、其後使用主の請求に依りて設けたる労働局の數決して尠少にあらず。又英國にては一國內に於て英蘭と愛蘭との間に低限労働率の標準を異にするに拘はらず、嘗て英蘭の製造業者が愛蘭に移住したるを聞かず。

又勞働組合の役員中には、法律を以て勞銀率を確定する結果として、勞働者は組織ある團體の力に依りて勞銀に關する爭議を決せざるべからざる必要消滅するが故に、勞働組合の効用は著しく減少すべしと憂ふる者あれども、事實の證明する所は全く之に反し、勞銀局の設置と共に勞働組合の組織は次第に膨脹し、低限勞銀率以上の標準に於ける勞銀の争を解決せんが爲めに、團體行動を必要とすること頗る多し。濠洲及英國に於ては之れあるが爲めに、勞働組合の効用を顯著ならしめたる例少なからず。米國に於ても、マッサチユース州の罐詰製造業及、ブラシ製造業に對しては從來勞働組合存在せざりしが、低限勞銀率を設けて以來遽かに組合を組織することゝなれり。

低限勞銀法は法律の力を以て最低限度の勞銀を保障するものなるが故に、勞働者は此點に關する刺戟を失ひ却て勞働の能率を減少することなきや否やは一考を要する問題なれども、實際の結果に徴すれば之が爲めに毫も勞働の能率を減少したる事實なし。畢竟するに使用主は低限率の爲めに一般に從來の勞銀率を引上げざるべからざれば、勞働の能率を増加せしめて之を補はんことに銳意し、勞働

者は其收入の増加するに従ひ自から責任の觀念を生じ自發的に努力精勵するが故なり。濠洲を始め英米兩國に於ける公報は悉く之が爲めに一般に勞働の能率を増加し勞働者の訓練に對する標準を向上せしめたる旨を報ぜざるはなし。されば此制度あるが爲めに從來使用主及勞働者が勞銀の増減に關する争の爲めに消耗したる多大の勢力を節約して専ら之を生產業に集中せしめ、之を經濟的に利用せしむる便あるは何人も否むべからざる所なり。

第五章 勞働時間

八時間勞働し八時間休息し残る八時間は之を隨意に使用すべしとは久しく勞働者間に唱道せらる所の理想なり。蓋し此理想は未だ何れの國に於ても之を實現するに至らず。婦女及兒童は云ふに及ばず、壯年者と雖ども動もすれば勞働時間長きに過ぐるが爲めに甚しく心身を疲勞せしめ、其健康を傷くる結果として種種の弊害を醸成すること實に枚舉に遑あらず。されば勞働時間短縮に關する運動は歐米各國到る處として行はれざるはなけれども、就中米國に於ける運動は最も顯著なりとす。然るに同國に於ても普ねく此理想を實現することは前途尙ほ遼遠にして、重なる事業に従事する勞働者の數約七百萬人の中、八時間勞働の理想に達したる者は僅かに其七分五厘弱に過ぎず。四分の三の多數を占むる勞働者の勞働時間は一週間に五十四時間乃至六十時間に達し、六分弱の勞働者は今尙ほ一週間六十時間より七十二時間勞働し、最も甚しきは七十二時間以上に及ぶ者あり。殊に鐵道業に於ては極めて長時間勞働するを普通とす。州際商業委員の報

告に依れば、千九百十三年中に法定最長時間たる一日十六時間以上の勞働に服したる者二十六萬餘人に達し、其中三萬三千人は毎日二十一時間以上勞働せり。殊に機械工業に於ては經濟上機械の休止を許さざるもの多きが故に、一週間中一日も休むことなく勞働するを常とす。即ち鐵及鋼の製造業、製紙業、玻璃器製造業、化學工業等の如く間斷なく作業を繼續するの必要ある事業に於ては一週間七日を通じて一日平均十二時間の勞働に服することは普通なりとす。

斯の如く慘酷なる境遇に在る勞働者の状態は日に益々劣惡となるの外なきが故に、國際勞働法協會は千九百十二年六月倫敦に於て各國代表者の特別會議を開き、休止することを許さざる産業に於ける勞働者に對し八時間交代の制度を普及せしめんが爲めに、國際的に共同運動を執行すべき旨を決議せり。現時に於けるが如く産業の方法著しく進歩して速度甚だ迅速なるが上に、極端なる分業行はれ、日々單調無味なる同一の動作を繰返へすに過ぎざる勞働は勞働者に苦痛を與ふること特に甚しきに拘はらず、一日十一二時間の勞働を毎週休暇なしに繼續するときは、其疲勞を恢復すべき休養時間不充分にして勞働者の健康は次第に損傷せ

らるゝを免かれず。一製鋼會社の理事は青年の時代より日々十二時間の労働に服する會社の職工等は四十歳に達する頃は既に純然たる老翁と化すと云へり。

労働時間長きに過ぐる結果として直接労働者の健康を害すること上述の如しとして労働者が一家團欒の機會尠なく、且つ市民として社會に處せんが爲めに必要なる時間の餘裕を有せざることは、健康問題と等しく重大なる弊害あり。殊に工場と労働者の住居との距離遠隔するときは、日々往復の爲めに少なからざる時間を要し、十二時間の労働時間は實際は十三時間若くは十四時間となり、益々隨意に使用すべき時間を減縮せられて家庭は單に食事と睡眠の場所たるに過ぎざることゝなるべし。加之女子は家事を處理する必要があるが故に其隨意時間は益々減少すべし。斯くて労働者は時間の上に於て精神修養の餘裕なければ、其品性は毫も向上することなくして益々低落するのみなれば、之を自然の成行に放任するときは遂に全國民を擧げて一種の労働具と化せしむることゝなるべし。

労働時間の長きは必ずしも經濟的にして生産量多しと云ふことを得ず。使用主の間には労働時間を減ずるときは生産量も亦之に比例して減少すと云ふ者あ

れども、人力の能率は機械と同じからずして疲勞衰弱の爲めに影響せらるゝこと尠なからず、收穫遞減に關する法則の適例は實に労働問題を措て他に之を求むるを要せず。人力の参加を要する産業に於て、労働時間を減じても生産量は毫も減少せざる實例は幾多の工場に於て屢々經驗する所にして、米國産業委員會の調査に依れば、八時間労働を實行する炭坑の生産量と之が實行以前に於ける長時間労働時代の生産量とを比較するに、前者は却て後者より多量となれりと云ふ。イリノイス州に於ては千八百九十五年より同六年に亘り十時間労働を以て標準としたる頃は、坑夫一人の採炭量は一日平均二噸、五三より三噸の間にありしが、千八百九十八年以後八時間労働を實行してより、其採炭量は三噸、一一より三噸、二一の間に増加せり。「ニューイングランド」地方の紡績業に於ても亦之と略、同様の成績を擧ぐるを得たり。而して労働時間を減ずる結果として、勞銀率は比較的騰貴するを例とするが故に、結局最短労働時間を實行する産業に於ては最高率の勞銀を支拂ふことゝなり、勞銀率の向上は労働能率を増加する所以を説明するに足るべし。労働時間に制限を設けるときは極端なる長時間の労働を強制して一氣呵成に

仕事を完了することを得ざるが故に、常に勞働市場の平均を保ち、失業の割合を減ずることを得るの便あり。而して勞働時間の制限は使用主が任意に之を行ふことあり、或は勞働組合の努力に依ることあり、又は法律を以て之を規定することあり。米國に於ける印刷業組合、石工組合、煙草製造業組合、建築業組合の如き鞏固なる勞働組合に屬する勞働者は組合の努力に依りて既に八時間勞働の理想を實行せしめたるものなきに非ざれども、場合に依りては勞働組合の勢力のみにては到底其目的を達すること能はざることあり。殊に婦女及熟練せざる下級勞働者の間には勞働組合をだも組織すること能はざるものあり。或は大會社が其威力を逞よして會社の使用する勞働者間に組合の成立を妨ぐる場合あり。從て現在と雖ども各國を通じて大部分の勞働者は尙ほ依然として組織體を爲さざる孤立の狀態に在り。斯の如き大多數の勞働者を保護せんが爲めに法律を以て勞働時間に制限を加ふるの必要あるは言を要せず。

兒童

第一節 一日の最長勞働時間

米國に於ては法律を以て勞働時間に制限を加へたるは、兒童に對する勞働時間制限法を設けたるを以て始めとす。千八百四十二年、マツサチユージェツツ州、フロリッパ市の有志者は當時同市に於て行はれたる勞働時間制は長きに過ぎ兒童の健康に有害にして且つ教育上の支障ありとなし、法律を以て之を禁止せんことを州議會に建議せり。州議會は直ちに此建議を容れ即ち法律を制定して工場に使用する十二歳以下の兒童の勞働時間を十時間に限定せり。此年、カネチカット州に於ても綿糸及羊毛紡績工場に於ける十四歳以下の兒童に對する十時間勞働法を制定せり。南北戦争開戦の初めに當り、法律を以て工場に於ける兒童の勞働時間を十時間と限りたる州更に五個を加へたり、ニューハムプシア、メーン、ペンシルベニア、ニュージャージー、及、オハイオ、是れなり。然るに、カネチカット州に於ては十三年後に至りて之を修正し、制限時間を延長して十一時間とし、翌年再び修正を加へて一日十二時間と逆轉せり。又、ペンシルベニア州に於ては之が適用を紡績業のみに限りたれども、其他の諸州に於ては之を一般製造業に適用せり。年齢は「マツサチユージェツツ州」の十二歳より、ニュージャージー州の二十一歳に至る間を

上下せり。而して「ロードアイランド」州に於ては千八百五十三年に至り十二歳より十五歳迄の兒童の労働時間を一日十一時間以下に限定する旨の法律を設けたり。

初め諸州に於ては此種の法律は強て之を執行せんとする意なかりしが上に、規定の内容不備にして施行不能なるもの多く、中には本法を知りつゝ犯す者は處罰せらるべきものなりと規定して不知を以て遁辭とする餘地を與ふるものあり、或は父母又は保護者の承諾あるときは規定以上の労働を許すものあり、又は兒童が任意に承諾を與へたる場合には長時間の労働を認むるものあり。「オハイオ」州に於ては未成年者の年齢に依りて差等を設け、十八歳以下の兒童に對しては制限時間外の労働を強制することを禁じ、十四歳以下の兒童に對しては強制たると任意たるとを問はずして絶対に之を禁止せり。「カネチカット」及「ペンシルベニア」兩州に於ては他の諸州と稍々其趣を異にして多少執行上の體裁を具へたれども、素より不完全にして現今の法規と比較すべきものにあらず。

初期に於ける兒童の労働時間制限に關する運動は主とし教育上の理由に基け

り。而して成年労働者等は兒童に對する労働時間の制限は結局自己の労働時間を短縮せしむる前提となるべしと信じて之が成立に盡力せり。中には斯の如き制限を付するときは婦女及兒童労働に對する需用の範圍を減少せしめ、成年労働者に對する需用は其割合を以て増加するものとなすあり今日の如く兒童の健康に著眼して其労働時間短縮の必要を唱ふるに至りたるは遙かに後年の事に屬す。

千九百三年「イリノイス」州は法律を以て十六歳以下の兒童の労働時間を理想的標準たる八時間に限定したるに、爾來産業上重要なる地位を占むる諸州に於ては競ふて其例に倣ひ、合衆國政府の所在地たる「コロンビヤ」地域を始め十八ヶ州の法律は何等の條件を付する事なくして一齊に八時間労働制を採用せり。而して「ワシントン」州に於ては之を少女のみに適用し、「コロラド」州に於ては之が適用範圍の決定を兒童裁判所判事の裁量に一任せり。「インディアナ」州に於ては父母の承諾あるときは九時間の労働を許し、其他の諸州の一半は九時間制を採り、一半は十時間若しくは十時間以上の労働を許すものにして南方諸州の紡績工場に於ては現に十時間以上労働せしむる所あり。但し兒童の労働時間に關して何等の規定を有

せざるものは「モンタナ」及「ウエストヴァージニア」の二州にして、前者は十六歳未満の児童を工場に使用することを全然禁止するものなり。

児童に對する労働時間の規定は同時に之を婦女に適用するものあり。然るに之が適用を許さざる諸州の中婦女に對して八時間労働の規定なき州に於ては、児童の労働時間は成年婦女の労働時間より短きを常とすれども、少女に對して小兒よりも更に厚き保護を加ふるものあり。而して此種の規定の適用範圍は家庭に於ける使用人及農業使用人を除きたる一切の職業に及び、果物、野菜其他腐敗し易き食糧品の罐詰業の如き急速なる取扱を必要とする事業に對しては往々之が適用を免除することあり。而して夜業禁止に關する規定は一面に於ては労働時間制限の結果を生ずるものとす。

児童の労働時間制限に反對の意見を有する使用主等の主張する所に依れば、合衆國全州が悉く斯の如き制限法を設くる場合は兎に角、現在の如く各州の態度區別にして之を有するものと否らざるものと相接するのみならず其取扱振りに於ても寛嚴の度を異にするに於ては、労働時間制限法を有する州の産業は斯かる煩

累なくして自由に児童を使用することを得る州の同業者に競倒せらるゝ虞れあり。且つ成年労働者が長時間労働する場合に、同一工場に使用する児童のみに斯の如き待遇を與ふることは實際の取扱上不可能なりと云へども、之を實行したる諸州の成績に徴すれば何等の不便を感ずることなくして圓滑に行はるゝが如し。

女子

米國に於ては女子労働者の労働時間制限に關する運動は児童の労働時間問題と相次いで起れり。労働階級の機關新聞は千八百三十年の頃より女子の労働時間の長きに過ぐるを非難し、之が爲めに同盟罷業を企てたることあり。而して此時代に於て大工場と云へば殆んど紡績工場のみなりしが故に、當時労働時間に關する運動が専ら紡績工場に集中したるは自然の勢なり。初め工場の労働時間は概ね十二時間以上なりしが、千八百四十年代に至り博愛的の運動盛に行はるゝに従ひ、十時間労働の主唱は漸く世上の同情を博し、マッサチユセッツ州の議會の如きは千八百四十二、三、四の三ヶ年間に三たび十時間労働法の制定に關する請願書に接せり。當時労働者も亦男女を論せず労働時間の短縮を熱望し、自から立て

運動の中堅となりたる者尠ならずして、殊に女子労働團體の活動は特に著しきものあり。「ニューイングランド労働改良同盟」及「ニューイングランド女子労働改良同盟」は相呼應して之が運動を開始せり。千八百四十五年「ピッツバーク」市に於ける紡績工女等は十時間労働を要求して同盟罷業を企てたるに、罷業は失敗に歸したれども、使用主は彼等を慰撫して之に告ぐるに若し他の地方に於ても同じく十時間制を取ることゝならば彼等の労働時間は直ちに十時間に短縮せらるべき旨を以てしたれば、工女等は此旨「ニューイングランド」地方に於ける同業者に通牒して其援助を求めたり。茲に於てか「ロウウェル」及「マンチエスタ」兩市に於ける工女團體は直ちに之に策應し、千八百四十六年七月四日以後は斷然十時間以上の労働に従事せざることをの申合はせをなせり。然るに是等の企畫は製造業者の反對に逢ふて悉く頓挫し、再び立法上の手段に訴へて其目的を達するの外なきこととなりしが、間もなく「ニューハムプシア」の工女組合は其不撓の努力に依り、千八百四十七年他に率先して十時間労働法制定の目的を達して大に閩國の注意を喚起せり。續いて「メーン」及「ペンシルベニア」の二州は其翌年、「ニュージャージー」及「ロ

ドアイランド」は千八百五十一年に孰れも女子に對する十時間労働法を設けたり。而して此種の施設に關しては常に率先者たる名譽を有する「マッサチユージェツ」州は執行力を伴はざる立法を喜ばざりしが故に、女子の労働時間制限に關しては上記の諸州に後るゝこと二十ヶ年にして漸く法律を制定することゝなれり。

諸州に於ける女子労働時間制限に關する當初の法律は何れも同一の形式を取り、特に契約を以て労働時間の取極めを爲さざる場合に限り、一般労働者の爲めに労働時間の標準を示すに過ぎざりき。されば「ニューハムプシア」州に於ける製造業者の如きは之が實施に差迫りてより遽かに労働時間に關する契約書を作成して其使用下に於ける労働者の署名を強要し、以て合意の體裁を裝ふ事とし、署名を肯んぜざる者は悉く解僱せり。「ペンシルベニア」及「ニュージャージー」の兩州に於ては労働時間に關する法律は殆んど有名無實の姿なりしを以て、労働者は之が勵行を要求して處々に同盟罷業を企てたれども、僅かに一部の目的を達するに過ぎざりしが上に、労働者の要求に應じて労働時間を短縮したる工場に於ては時間の短縮に比例して勞銀を減じたれば、實質上却て労働者の不利益となれり。

千八百五十年代より南北戦争の終り迄は、一般の注意は奴隷解放の問題に吸収せられて、労働時間問題を顧みるの違あらざりしが、戦争終りを告げ労働者の保護に關する立法問題復活することとなりても其方針は依然として女子及兒童の保護のみに傾けり。千八百五十二年の制定に係る、オハイオ州の法律は女子労働者の労働時間を一日十時間と規定したれども、女子が其意思に反して規定時間以上の労働を強制せられたる場合に限りて之を處罰する旨趣にして、事實問題として任意不任意を判別すること甚だ困難なりしが爲めに之れが適用は殆んど不可能に了れり。「マッサチユースッツ」州に於ては労働時間制限に關する運動は有力なる反對に妨げられて久しく實現の機會を得ざりしが、千八百七十四年に至り漸く女子及兒童の労働時間を一日十時間一週間六十時間に限定する法律を設けたり。但し此規定は惡意を以て犯したる場合のみに之を適用して懲罰に付するものなりしが故に殆んど實際上の適用なかりしが、千八百七十九年に至り之に修正を加へて、惡意を以てなる語を削除するに及び始めて其効力を發揮し、此種の法律にして眞に執行力を具有する點に於ては米國法規中の魁となれり。然かも此時代よ

り工業の盛なる諸州に於ては労働及工場監督の機關を設くることとなりたれば法律上の規定は之と相待つて始めて其効果を擧ぐることを得たり。

爾來各州相前後して有効なる女子労働時間制限法を設くることとなり、千九百八年「オレゴン」州に於ける女子十時間労働法が合衆國の高等法院に於て憲法に違反する法律にあらずとの判定を受けて以來、女子労働時間制限法制定の趨勢は忽ち全國に瀰漫し、千九百十五年に至りては女子の労働時間に制限を設けざるものは僅かに七州に過ぎずして、然かも此七州は産業上女子を使用すること最も少なきものなり。又制限法を有する諸州に於ける制限時間は一日八時間若しくは九時間とするものあれども、多數は一週間に六十時間以内と限定す。

米國に於ける女子の労働時間制限の方針は各州殆んど其揆を一にし、産業の種類及其性質の如何を問はず一日若しくは一週間の最長時間數を定めて一律に之を執行せんとするものなり。例へば「ペンシルベニア」州の規定に依れば、女子の労働時間は何れの場所に於て労働するを問はず一日十時間一週間五十四時間とせり。此主義は之を歐洲諸國の主義に比すれば頗る簡單に過ぎ實際上の不便多し。歐

洲諸國に於ても労働時間に關する一般的規定を設くるものあれども、産業の種類に依りては一日に三四時間の労働の爲めに既に健康に有害なる程度の激務あり、或は十時間以上の労働も格別の害なきものあれば、當局者に實際の事情を斟酌して特別の規則又は行政命令を以て之を伸縮するの權限を付與するを普通とす。此權限を敷衍して往々特に危険多きか若くは健康に害ありと認むる事業に全然女子の使用を禁止することあり。千九百一年の英國工場法に依れば、内務大臣は必要と認むるときは労働時間を短縮することを命じ、事業の性質甚しく危険なりと認むるときは全然作業を禁ずることを得るのみならず消散する材料を取扱ふ事業並に腐敗崩壊を防がんが爲め急速なる作業を要する事業に對しては特別命令を以て労働時間の延長を許す權限を有し、女子に對しては一般的に夜業を禁じ、事業の性質を考量して適宜に始業及終業時間を指定するを例とす。反之米國の規定は毫も事業の性質を考慮することなく一律に労働時間を制限すれども、例へば電話手の如く甚しく精神上の疲勞を感ずるもの、又は有毒瓦斯の飛散する工場
の如きは他の事業に比し更に労働時間を短縮せしむる必要あるに拘はらず、之に

對して何等の規定を有せざるは甚だ不備不完全なりとの譏ありしが、最近に至り漸く特別委員を設け、之に法定労働時間を伸縮する權限を付與して以て其缺陷を補はんとする州あり。

米國の輿論が女子の労働時間を制限する必要を認めたるは一に女子の健康に對する危険顯著となりたるが爲めにして、從て法律の制定に際しても専ら斯の如き危険に接近する者の保護を旨とせり。農事使用人及家庭の使用人等を此法律の適用外に置けるは特に保護を要すべき危険なしと認めたるが故なり。南北戰爭前後の頃は女子労働時間制限運動の初期に屬し、女子の従事せし労働は殆んど紡績業のみに限られ、其他の産業に使用せらるゝ者の數は之が百分の一にも達せず。故に當初専ら紡績工場に於ける女工の保護を以て此法律の目的とせしが、其後女子の職業著しく増加するに従ひ、之が適用範圍を擴張するの必要を生じ、最近數年來の制定に係る法律は凡百の職業に對して之が効力を有せしめて、一般に女子の労働時間を制限せんとする傾向を示せり。イリノイス州が千九百九年の法律を以て製造工場は勿論、洗濯業、旅館、料理店、電信、電話、各種の事務所各種の娯樂場

及其他の事業に使用する女子の勞働時間に制限を加ふることとしたる以來、各州相次いで之と同一の規定を設けることとなり、中には市内の人口の多寡に依りて之が適用に區別を設くるものあり。ミゾラ州に於ける千九百九年の法律及テキサス州に於ける千九百十三年の法律は五萬以上の人口を有する都市のみに之を適用し、ミネソタ州の法律は二萬以上の人口を有する都市のみに適用せり。其他の諸州中使用人數に依りて區別を設け、三人若くは五人以下の使用人に過ぎざる工場には之を適用せざるものあり。ルイジアナ州に於ては千九百十四年迄は五人以上を使用する工場に限り女子勞働時間制限に關する規定を適用せり。

女子の勞働時間は今尙ほ十時間を以て限度とする州多數を占むれども、近年八時間勞働の運動盛に流行すると共に、進歩主義を標榜する諸州中には、或は九時間を限度とするものあり、或は既に八時間勞働制を實行するものあり。最も工業の殷盛なる、ニューヨーク州に於ては、一日九時間一週間五十四時間を以て限度となせり。コロムビア地域及西部に於ける兩三州は既に八時間制を採用し、就中、コロムビア地域は一日八時間一週間四十八時間を超過することを許さず。又制限時

間以上の勞働は米國に於ても歐洲諸國に於ても今尙ほ之を許すもの多けれども、此除外例あるが爲めに法の禁ずる所を冒犯する辭柄を興へ、立法の精神を滅却すること尠少にあらざれば、近年に至り可及的制限外の勞働を禁止せんとする傾向を生ぜり。

勞働時間制限に關する法律は執行上の困難尠なしとせず。衛生若くは危險の豫防に關する規定は隨時現場を視察して以の之れを厲行することを得れども、勞働時間の如き繼續的の性質を有するものは隨時の視察のみにては果して嚴格に行はれ居るや否やを明かにすることを得ずして動もすれば放漫に流るゝ虞れあり。此困難に對し英米諸國に於ては從來勞働時間及之に關する事項を工場内の各室に於て最も見易き場所に掲示することを命じ勞働者をして之を周知せしめんとする方法を取るに過ぎざりしが、最近に至り工場に記録を備へて之に女工の日々の勞働時間を詳かに記入せしめ、監察官をして時々記録の檢閲を行はしむる方法を設けて從來の方法と併せて之を行ふこととなれり。

男子

成年男子の労働時間制限に關しては、歐米諸國の輿論は未だ之が必要を認むること緊切ならず、從て未だ立法手段に依りて保護を加ふるの時機に達せざるのみならず、労働組合も亦國家が斯の如き規定を設くるときは、之が爲めに労働者が組合に對して抱ける期待を減少せしめ、組合の結束を弛緩ならしむる虞れありとして男子の労働時間を短縮せんとする法規の制定に反對する者あり。現在行はるる男子の労働時間制限法は専ら官公業に於ける使用人并に運輸業に於ける労働者に適用するを以て其目的とす。而して前者の場合は政府が其使用人に對する労働條件を指定するものに過ぎずして後者の場合は公共の安全に重大なる關係を有するが故なり。又鑛山業の如き危険多き事業に對して特に取締法を設くることあり。然るに近世に至り過度の労働の爲めに労働者の健康を傷け種々の不幸を醸もして社會の公益に影響すること顯著となり既に婦女及兒童に對して其労働時間を制限することゝなりたる以上は、男子の労働時間に對しても早晚何等かの制限を加へて之を保護することゝなるべきは疑を要せざる所なり。

一、官業

官業に使用する労働者の労働時間制限に關しては、米國に於ては、千八百四十年大統領、ヴァン、ビューレンが海軍兵器廠に使用する職工の労働時間を一日十時間と限定したるを以て始めとす。當時個人事業に於ける労働時間は一日十一時間乃至十二時間を普通とせり。然るに海軍兵器廠が労働時間を短縮したる以來、官業に於ける労働時間短縮に關する運動頻りに起れり。是れ畢竟官業に於ける労働時間の制限を動機として一般労働時間を短縮せしめんことを期待したるものなり。斯くて千八百六十八年に至り議會は法律を以て政府の使用する労働者の労働時間を八時間に限定せり。此法律は労働者の承諾を得るときは制限時間以上を労働せしむることを許したるが故に、結局何等の實効を奏すること能はざりしが、千八百九十二年の修正に依りて政府の事業を請負へる請負人及下請人に對して之を強制的に適用し、犯す者は懲罰に付することゝなりて始めて其効力を生ずるに至れり。蓋し此法律も亦例外多きに過ぎ効果甚だ薄弱なりしが故に、更に有効なる法規の制定を目的とする極めて執拗なる運動を誘起し、二十年間の努力を重ねたる結果、千九百十二年六月十九日の法律を以て合衆國并に「コロムビア」

地域内に於て政府の使用する労働者の労働時間を一律に一日八時間と限定することゝなれり。其中水陸輸送業、通信事務、及海陸軍兵器廠、並に軍服、軍靴、其他の軍用品の製造所等政府が自から材料を仕入れて直接に經營する官業に使用する労働者に對しては除外例を設けたれども、材料を自辨する官業の請負人に對しては此除外例を延長することなし。然るに請負人中には天災、不可抗力を口實として往々規定時間以上に労働せしむる者ありしが、政府事業の請負人は雇傭契約書中に労働時間は八時間なる旨を明記せざるべからざることゝなりてより大に此弊害を減ずることを得たり。

郵便物の運搬者に對しては既に千八百八十八年より勞銀を減ずることなくして從來十時間の労働時間を八時間とし規定時間以上の労働に對しては特別手當を支給せざるべからざる規定ありしが、千九百十二年に至り之が適用範圍を擴張して一二等郵便局の書記も亦此保護に浴することゝなり書記は繼續せる十時間内に八時間執務すれば足ることゝなれり。

千九百十五年よりは從來の労働時間制限の外に速度及強度に對して制限を加

ふることゝなり、同年度の海陸軍豫算中には一定の速度及強度を標準として労働の成績を督勵せんが爲めに公費を使用することを禁ずる旨を明記し、特殊の工案に依りて労働の効果を増加せしむる場合の外單に督勵に依りて労働の成果を増加せしめたる監督人に賞與金を與ふることを禁止せり。

以上述べたる所は合衆國政府の規定なるが、各州に於ても夙とに官業に使用する労働者の労働時間短縮に着手したるもの尠なからず。千八百九十年代に於て八時間労働の規定を設けたるもの既に十數ヶ州に達せしが、現在に於ては之を有する州過半数となれり。初めは合衆國の場合と同じく法の内容不完全なりしが爲めに執行不能に了はりしが、千八百九十一年の「カンサス州法」を始めとし、各州次第に此不備を改め、遂に執行可能となりたるのみならず、州政府の直營に屬する事業は言ふに及ばず、市其他の公共團體の事業にも亦之を及ぼし、公吏又は請負人の犯則行爲を處罰する條項を設くることゝなれり。

二、個人事業

千八百四十年の頃婦女及兒童の労働時間短縮の運動起れると同時に、個人の事

業に於ける成年労働者の労働時間も亦之を短縮せざるべからずと唱へたれども、當時は其反響甚だ微々たりしが、南北戦争の後に至り、ボストン市の一職工、アイラ、スチュワードなる者率先して法律に依りて男子の労働時間を八時間に限定すべしと主張して之が運動を開始したる以來八時間労働同盟なるもの隨處に興れり。殊に労働比武者團の前身たる國民労働組合は大に「スチュワード」の主張に賛同して活動を始めたる結果千八百六十七年、イリノイス州に於て八時間労働法を設けたるを始めとし、二三の州に於ても之と同一の法律を制定したれども、是等の法律は多くは執行力を有せずして止めり。其後労働比武者團の勃興するに及び、再び八時間労働運動を復活したれども、此團體は立法手段に依りて其目的を達せんとしたる従前の方針を一變し、労働組合の勢力を以て使用主との間に労働上の一般的取極めをなし、以て其目的を達せんとせり。

立法上の手段に依りて八時間労働の目的を達せんとしたる當初の運動は次第に其方向を轉換して、團體取引に依りて之を實現せしめんとするに至りたるは、最近四半世紀間に於ける米國一般の趨勢なり。但し此趨勢に對する重大なる例外

なきにあらず、例へば汽車及電車の運轉を司る使用人の労働時間を八時間とする法律を設けたる州既に全國の過半数に達したるが如き、若くは鑛山及溶鑛爐の使用人に對し八時間労働法を設けたるもの十數州に及べるが如き是なり。殊に「ミシシッピ」及「オレゴン」の兩州に於て、千九百十二年及十三年に至り一般製造業に従事する労働者に對して十時間労働法を設けたるは注意すべき事實なりとす。

(イ) 輸送業 鐵道従業員の労働時間制限に關しては業務に伴ふ獨特の困難あり、他の産業に従事する労働者は夜間は自宅に休養することを得べき近距離の所に居住するを常とすれども、鐵道業に於ける機關士火夫等は其労働時間満了の頃は往々自宅を距ること數百里の遠地に在ることあり、或は人烟を見ざる荒野に於て終業時間に到達することあり、故に鐵道従業員に對する労働時間問題の解決に就ては終業と同時に休養の便ある場所に到達せしむる必要あることを忘るべからず。而して此目的を達するは地方の事情を考察して従業區域と労働時間とを適當に按排するに在り。

鐵道従業員の労働時間長きに過ぐるが爲めに生ずる弊害は實に寒心に堪へざ

るものあり。今其一例を擧ぐれば、或る機關手は十七時間の勤務に服したる後引續き他の列車に乗込を命ぜられ、通計三十一時間の繼續的勤務に従事したる時、他の列車と衝突して一大惨事を演出したることあり。然るに鐵道業に於ては三十一時間繼續して執務することは殆んど普通の事にして、中には三十五時間五十時間、六十時間の勤務に服する者あるのみならず、甚しきは百時間勤務することあり。斯の如く過度なる長時間勤務するが爲めに、心身悉く疲憊して意外の椿事を惹起し、幾多の生命を殞し、巨萬の財産を殄滅すること擧げて數ふべからざるが故に、此慘禍を防遏せんが爲め、二十世紀に入りて以來鐵道従業員の労働時間に制限を加ふる法律を制定することとなり、爾來僅々十數年の間に此種の法律を有せざる州は甚だ僅少となれり。而して規定の内容は各州悉く同一なりと云ふを得ざれども、多くは従業員を二種に分ち、機關手、火夫、車掌、及、ブレーキ掛り等直接列車の運轉に關係する者の最長労働時間を一日十時間とし、任務を終へたるときは直ちに繼續的に八時間乃至十時間の休憩時間を與ふべきものとす。寢臺車及貨車に勤務する者に對しては之を適用せず。又客車と雖も事故を生じたる場合には一時此

規定の適用を停止する旨を附記するものあり。

第二種に屬する者は電信手、通信手、信號手等にして此種の使用人は執務の場所に依りて繁閑の度甚だ不規則なれども、繼續して勤務する場合には其労働時間は概ね一日八時間とし、一日三回交代の制度を取るもの多し。而して勤務繼續せざるとき又は晝間のみの勤務なるときは、一日十二時間乃至十三時間の執務を許し、休憩時間は列車乗組員の場合と同じく中斷せざる八時間乃至十時間とす。但し各州の規定中には規定時間以上の労働に關する多少の除外例あれども、其濫用を防がんが爲めに種々の條件を付し且つ割増金を支拂はしむるを例とす。

市内電車の車掌及運轉手に對しても鐵道従業員と略同一の規定を設くるもの尠なからざれども、特に過失の豫防を嚴にせんが爲めに、其の労働時間は一般の鐵道従業員に比して短時間なるを常とす。ロードアイランド州は十時間を以て限度とし、マッサチユセツ州は繼續せる十一時間内に九時間労働を以て限りとし、其他の諸州に於ても右二州と大差なし。而して市内電車の場合には上述の如く法律を以て労働時間を制限する外、事業を許可するに當り其特許條件中に於て

勞働時間に關する事項を指定することあり。例へば佛國巴里市に於ては地下電鐵會社の特許條件中用人の勞働時間は一日十時間以下ならざるべからずと指定せり。此方法は歐洲に於て多く行はるれども、米國に於ては實例甚だ尠なく、僅かに「ダラス」及「クリブランド」間并に「デトロイト」市の電鐵に之を用ゐ、前者は一日十二時間後者は一日十時間を限りとす。

水上運輸に關する勞働時間は千九百十三年の合衆國の法律を以て之を定めたり。此法律に依るときは、港内に碇泊する船舶の甲板上に於て働く船員の勤務時間は一日九時間とし、航海中は之を十二時間とす。千九百十五年の法律に依れば、水夫の勞働時間も亦一日九時間にして碇見張りの爲めに要したる時間は勞働時間中に通算するものとす。

(ロ) 鑛山及隧道 採鑛溶鑛其他の鑛山作業は交通及運輸事業の如く一般社會の安寧福祉に直接の關係を有せざれども、鑛山の作業に従事する勞働者の身邊は常に恐るべき危險に圍繞せられ、且つ衛生上の禍害激烈を極むるが故に、鑛業の盛なる諸州に於ては法律を以て個人の經營する鑛山に於ける勞働者の勞働時間に制

限を加へざるはなし。蓋し米國に於ては鑛山勞働者の總數約二百萬人の中炭坑夫の數は其半ばを占め、從て其勞働組合は組織の強固なる點に於ては國內第一と稱せらる。されば鑛山勞働者の勞働時間を制限して特に之を保護するの規定を設くるに至りたるは坑夫組合の團體的勢力與つて多しとす。鑛山に於ける勞働時間は一日八時間を標準とし、一日二回又は三回交代とするもの最も多し。而して地下の勞働と地上の勞働との間には勞働時間を異にすれども、鑛業の種類に依り危險の程度を量りて勞働時間を伸縮することは未だ甚だ不充分なりしが、最近に至り紐育及「ニュージャージー」の二州が壓搾空氣中の勞働に對し、空氣の壓力の度數に應じて勞働時間を伸縮する規定を設けたるは、之が趨勢の一端を示せるものと云ふべし。

(ハ) 工場及仕事場 鑛山以外の個人事業に従事する勞働者に對し、其健康上の理由に基き特に法律を以て勞働時間を制限するの實例は未だ甚だ僅少なり。米國に於ては各州の法律中に勞働時間に關する原則を掲げ、當事者間に勞働時間の取極めなき場合に限り、其勞働時間は八時間若くは十時間と看做す旨の規定を設く

るを例とすれども、是れ單に一般的大綱を示すに止まり、合意を以て自由に労働時間を伸長することに關して何等強制的の制限若くは禁令を有するものなし。但し、アリゾナ州に於ける洗濯業及電気業、ルイジアナ州に於ける火の見番、ネバダ州に於けるセメント業の如く労働時間を八時間と限定したるものあり、アルカンソア州に於ける製材業、ニュージャージー州に於ける麵粉製造業、紐育州に於ける煉瓦製造業、ジョージア及南北カロライナ州に於ける特種の紡績業に従事する者の労働時間は法律を以て一日十時間と限定すれども、一切の製造業に於ける労働時間を悉く十時間と限りたるは僅かに、ミスシッピ及オレゴンの二州あるのみ。而して前者は五割増の勞銀を支拂ふときは規定時間以上三時間の労働を許し、後者は毎週初めの五日間は二十分間の時間外労働を許せども、規定を超過したる労働時間は一括して残餘日の労働時間中より控除せざるべからず。

第二節 休息時間

(イ) 日々の休息時間及食事時間 労働時間の制限に關しては法律を以て之が規定を設けながら、休息時間に關する規定を缺くときは、法定労働時間中は寸暇をも

與へず無休無息にて労働を繼續せしめらるゝ虞れあり。斯くては労働者の健康を損傷すること甚しく、殊に婦女及兒童に對して危害最も多きを以て、六時間繼續して労働するときは正午の休みとして之に休息時間を與へざるべからざる旨の規定を設くるもの尠なからず。又終業時間後に時間外労働の必要ある場合には、午後六時又は七時後に二十分間若くは三十分間の休息時間を與ふべしと規定するものあり。然れども是等の規定は多くは女子の爲めに設けたるものにして、中には兒童をも含むことあれども、成年男子に對して斯くの如き規定を設くることは極めて罕なり。

正午休憩の外使用主に依りては任意に午前及午後之二回に十五分若くは二十分宛の休息時間を與ふる者あり。米國にては法律を以て休息時間に干涉することなけれども、歐洲に於ては既に其効果の著しきものあるを認めて法律を以て休息時間を定むる國あり。例へば白耳義に於ては果物の保存及罐詰業に於ける女子に對しては正午休憩の外五時間毎に少なくとも十五分間宛の休息時間を與ふるを要し、チヨコロト及菓子製造業に於ては正午休憩の外二十分間以上の第二

休憩を與へ、勞働時間一日十時間を超過するときは更に第三休憩を與へざるべからず。要するに近世の産業は頗る複雑を極め勞働者を疲勞せしむること甚しきが故に、此疲勞を醫せんが爲めに屢々休憩時間を與ふることは、勞働者の健康に裨益する所あるのみならず其勞働能率を増加せしむる利益又尠少にあらず。

(ロ) 夜業 夜業に關する立法は専ら婦女及兒童を目的とし、成年男子に對し此種の法律を設くるものなし。

千九百一年の創設に係る國際勞働法協會の調査に依れば、女子勞働者が夜業の爲めに被むる肉體上及道德上の禍害は實に驚くべきものあり。體力損傷の原因たる疲勞は一に休息及睡眠に依りて之を恢復するの外なし。然るに工業の盛なる都市に於て多數の勞働者が喧々囂々として群居する間に在りて、白晝睡眠せざるべからざる夜業者は到底充分なる熟睡を望むべからず。且つ陋巷に於ける日光の不足は貧血症、結核其他の疾病に罹り易し。殊に夜業は視力を過勞するが故に之に原因する過失及傷害甚だ多し。加之女子が深夜單身市中を往來すること、及晝夜を轉倒するが爲めに普通の家庭的生活を味ふこと能はざることとは道德上

の弊害を醸すこと甚しきものあり。而して經濟上に於ては夜業の成績は品質に於ても數量に於ても晝間の勞働に比して著しく劣等にして不經濟なり。故に夜業を全廢したる處にては監督上の不便尠なくして大に勞働の能率を増加したる例少なからず。夜業の取締は勞働時間制限法勵行の一方便なり云々と云へり。

右の調査の結果として千九百六年瑞西國、ベルン市に於て女子の夜業に關する國際會議を開き、重なる歐洲諸國中四十四ヶ國の代表者を會合して審議を重ね、結局十八歳以上の女子に對しては夜間を主として少なくとも繼續せる十一時間の休憩時間を與へ、其中七時間は午後十時より午前五時迄の時間ならざるべからずとの決議をなし、參同諸國は可及的速かに之が實行を期すべき旨を申合はせたり。越て千九百十二年一月に至り、ベルン會議に參同したる諸國は悉く適當なる法律を制定し、又之に參同せざりし諸國及屬領地に於ても爾來續々夜業取締に關する法律を設くることとなり、印度の如きは午後七時より午前五時三十分迄は工場に於ける女子の勞働を禁止し、亞爾然丁は午後九時より午前六時迄之を禁じ、佛、白、西の三國に於ては更に一步を進め、一定の産業に限り午後九時より午前五時迄全然

其營業を禁止せり。和蘭 於ては夜業禁止の時間は午後七時より午前六時迄とす。而して材料が速かに消散する性質の物なるか若くは速かに作業をなすにあらざれば多大の損害を被むる虞ある場合に限り、特に除外例を設くるもの多し。

米國に於ける女子の夜業取締は、未だ甚だ不充分なり。現在之に關して法律上の規定を有するものは、マッサチユースエツツ州を始め、インデアナ、サウスカロライナ、紐育等僅かに數州を數ふるに過ぎず。米國の司法社會に於ては法律を以て夜業の取締をなすことは契約に關する個人の自由を侵害する憲法違反の措置なりとして有力なる反對ありしが故に敢て此種の法律を設くるものあらざりしが、近年に至り婦女及兒童に對する夜業の弊害頗る激烈となるに従ひ、司法社會の態度も漸く一變せんとする兆あれば、遠からずして歐洲諸國の先例に學び積極的に取締規則を設くるに至るべし。

(ハ)土曜日及法定祭日 米國に於ては土曜日を以て法律上の半休日となすもの十數州に達すれども、此規定は未だ之を實行するに至らず。個人の事業に於て土曜日を以て半休日とする事は概ね使用主の任意の措置にして、季節より云ふときは

は冬期より夏期に多く、業種より云ふときは工業使用人よりも書記及商業使用人に多し。嘗て建築業に於ける労働者が労働組合の勢力を援用して使用主との間に一週間四十四時間労働の取極めをなしたることあるは、一日の労働時間を八時間とし土曜日を半休日として計算したるものにして、一週間に六十時間の労働は長きに過ぐとなし、此慣例の打破を高唱したる最近四半世紀間に於ける労働界の主張は、一日十時間の労働に反對せんがためにあらずして土曜日を以て半休日とすることを要求せるものなり。されば現に一日十時間労働を原則とする州に於て一週間の労働時間を五十四時間若くは五十八時間以内と規定するは、土曜日を半休日とする意を含めたるものにして、州に依りては土曜日の労働時間を短縮せんが爲めに平日の規定労働時間を延長することを許すものあり。書記及官公業に於ける使用人に對し土曜日を半休日とすることは既に一般に行はるゝ慣例にして、マッサチユースエツツ州に於ける千九百十四年の法律は個人事業に従事する普通の労働者も土曜日を半休日とする慣習法に均霑せしむる趣の規定を設けたり。

一週間の労働を五ヶ日半とすることは英國に於て普通に行はるゝ慣例なるが故に、大陸歐羅巴に於ては之を英國週間と稱す。英國にては紡績工場に於ける婦女及兒童をして午後一時以後に労働せしむることを禁じ、紡績業以外の工場に於ても土曜日には八時間以上の労働を許さず。而して土曜半休の問題は近年大に世上の注意を喚起し、千九百十二年の國際労働會議に於ては國際條約を以て普く土曜半休を實行せしむべしと主張する者ありしに徴すれば、歐洲に於ては如何に此問題を重視するかを知るに足るべし。

(二) 一週間に一日の休息日 繁劇なる近世の産業に使用せらるゝ労働者は全週七日の間休日なしに労働を繼續せしめられ、適當なる休養の餘暇を有せざるが爲に、甚しく健康を損傷する者其數を知らず。米國に於ては久しき以前より「ビュリタン」一派の間に行はれたる宗教上の慣行に基き、労働者が日曜日を安息日として休業する規則殘存せざるに非ざれども、現今の社會状態は電話、電信、暖房及點燈等の如く絶えず動力の供給を繼續するを要し又汽車、電車、旅館、料理店等の如く公益其他の理由に依りて間斷なき作業を必要とするものあり、或は製鐵、製鋼、セメント

製造、紙及バルブ製造等の如く學術上經濟上作業の中断を許さざるものありて、單に宗教上の理由のみを以て日曜日の安息を勵行すること能はざる事情あり。此新事情に適應せんが爲めに、全週労働の必要と七日間休日なきが爲めに生ずる弊害とを認識して、之を調和する新方法を案出せざるべからざることゝなれり。即ち労働者は必ず一週間に一日の休息を與へらるべく、日曜日に出勤せざるべからざる者に對しては其週間内の他の一日を以て之に充當する新工夫是れなり。

一週間に一日の休暇を與ふることに關する近世の立法的行動は其濫觴を瑞西に發せり。同國に於ては千八百九十年の法律を以て鐵道従業員には勞銀を差引くことなくして一ヶ年間に五十二日の休日と與へ、其中十七日は日曜日に於てすべき旨を規定せり。續いて其他の歐洲諸國も千九百五年以來休日に關する強制的の規定を設くることゝなりしが、諸國の規定は概ね日曜日を以て休日とし、事業の性質上日曜日に出勤の必要ある場合には其週間内に於ける他の一日を以て之に代ふることを條件として日曜日の労働を許せり。而して休日に關する規定は他の労働法規と同じく法律中には原則のみを掲げ、之が運用は行政官の裁量に一

任するものとす。

(ホ) 毎年の休暇 米國に於ては一般の使用人に有給の儘にて年に二週間以上の休暇を與へざれば虐待せられたりと思惟する者多けれども、労働者に對しては法律上斯くの如き保障なきを以て普通とす。各州の法律中には官公業の使用人に對する休暇規程を有すれども、法律上の手續に依り個人事業に於ける労働者の休暇規程を設けたるものなし。然るに歐洲に於ては往々官業使用人に對する休暇規程を一般労働者に及ぼすものあり。瑞西國、ベルンに於ては事業の公私に論なく引續き一ヶ年以上勤續する女子労働者に對して有給の儘にて中斷せざる六日間の休暇を與へ、二ヶ年勤續者には八日間、三ヶ年勤續者には十日間、四ヶ年勤續者には十二日間の休暇を與へざるべからざる規定あり。特許會社に對する特許條件中に年々の休暇に關する指令を附する一例としては、佛國巴里市に於ける地下鐵道特許條件中に會社の使用人に對し有給の儘にて年に十日間の休暇を與ふべしと命令したる事實あり。

要するに年々の休暇に關し法律を以て規定を設くることは極めて近年の風潮

に屬し、何國も未だ的確なる標準を定むるに至らざれども、之が爲めに特に委員會を設け、産業の種類と労働者に及ぼす健康上の影響とを調査して、産業に依りて適當なる休暇日數を定めんとすることは一般の傾向なるが如し。

第六章 失業

勞銀に依りて生活する労働者が一たび其職業を失ふときは忽ち饑渴に瀕する虞あるが故に、失業の豫防及之が救済は社會政策上最も重要な問題なれども、未だ何國に於ても満足に之を解決したるものなし。例へば米國の如きは極めて豊饒なる新國として事業の勃興甚だ速かにして常に労働の不足を感ずる状態に在るが故に、世界各地より渡航する労働者絶ゆることなく、労働市場としては實に世界第一の好市場なれども、千九百十五年の春同國內の重なる都市に於て總計四十萬戸の労働者に就て調査したる所に依れば、失業者の割合は其一割一分五厘にして半就業者の數は一割六分六厘を占む。又紐育市の調査に依れば、同市に於ける失業者の割合は全労働者の一割八分にして約四十四萬四千餘人を算す。千九百年の「センザス」に依れば、合衆國內に於ける全労働者の二割五分は失業者にして其數六百四十七萬人なり。失業の期間は一年間に三ヶ月以内に止まる者過半なれども、六ヶ月乃至十二ヶ月間失業に終る者又決して尠なしとせず。産業殷盛なる

米國にして既に斯くの如しとすれば、其他の諸國に於ける失業者の多數なるは敢て驚くを要せず。

職業上の地位不確實にして且つ不規則なるが爲めに往々にして収入の途杜絶するは、労働者に取りて非常の苦痛なるのみならず、業務不規則なるが爲めに悪慣習を得、饑渴の急に迫られて道德上の標準を墮落せしむること決して尠少にあらざ。されば失業なるものは労働者に取りては貧窮及之に伴ふ一切の弊害の温床なると同時に、使用主に取りても補缺として更に労働者を備入れ、且つ之を訓練せんが爲めには多額の費用を要す。米國に於ては職工一人を解備して其補缺をなさんとすれば五十弗乃至二百弗の經費を要するが上に、三百人の職工を使用する工場に於て常に定數を維持せんとすれば少なくとも一ヶ年平均一千人の出入ありと云ふ。

失業の爲めに生ずる弊害は斯の如く顯著なるが故に、之が防遏の方法を講ずるの必要極めて緊切なるは言を要せず。失業は労働契約不成立の結果なることは第一章中に於て既に述べたるが如くにして、契約の不成立には三個の原因あり、一

労働争議に依る作業の中止、(二)疾病、老齡、其他の事由に依る無能力、(三)心身健全にして労働の意あれども使用者なき場合は是れなり。而して(一)の場合に關しては第三章中に團體取引を論ずるに當りて既に之を詳述したれば茲に再説せず。(二)の場合に於ける無能力と(三)の場合に於ける失業とは全然其性質を異にするけれども、屢々常業を失うて不規則なる生活を營むが爲めに自から懶惰の習癖を得て遂には使用に堪へざる者と化するが故に、失業者を減ずることは同時に無能力者を減ずることとなるべし。又浮浪者及犯罪人の救済は慈善及矯風の事業に屬し、失業問題の解決は之と混同すべからざる純然たる産業上の問題なり。故に本章に於ては専ら使用主を見出すこと能はざるが爲めに失業者たる労働者に職業を授くるを以て目的とする法律上の措置に就て述ぶる所あるべし。失業防退に關する法律上の措置とは一、私設雇人口入所の取締、二、公設職業紹介所の設置、三、官公業の組織的配分、四、官業の整理等なり。

第一節 私設雇人口入所の取締

失業者の數と労働に對する需用と互に相如く場合に於ては、失業問題は労働の

供給を適當に配分することに依りて容易に之を解決することを得べし。最も普通にして且つ簡易なる労働の配分方法は労働者が自から職業を求むることにして、知人若くは縁故者を有せざる孤獨の労働者は自から簡便にして費用を要せざる此方法に依り、日々市中を徘徊して雇人入用と記せる家を歴訪するを例とす。労働者の雇入れに付き貼紙を用ゆる風習の今尙ほ諸國に行はるゝは、實に労働市場の組織不完全なる確證にして、何等の見當なしに諸處を徘徊して貼紙を探すことは決して組織的方法と云ふことを得ざるなり。斯くの如き方法は労働者に對しても使用主に對しても成功の機會甚だ尠なきのみならず、組織を缺如するが爲めに却て失敗者の數を増加せしめ、諸處を徘徊することは徒に浮浪者を作り犯罪人を出す所以なり。

雇人と使用主とを結合せしむる他の方法は廣告なり。諸國の大新聞紙中には雇人入用若くは雇はれたし等の意義を記せる廣告を羅列せざるはなく、之れが爲めに使用主又は労働者の支拂へる廣告料は毎回數圓を下らず。而して廣告に依りて其目的を達したる場合には廣告料を支拂ふ甲斐ありと雖も、實際に於ては廣

告に依りて其目的を達すること能はざる場合多きのみならず多數の新聞紙を發行する處に於て一種の新聞紙に廣告するのみにては其効果甚だ不充分なるが故に、經費に差支へざる使用主等は可及的多數の新聞紙に廣告し、求職者は此廣告を集めて表を作り逐一之を歴訪するを以て其日課とす。されば一の使用人の門には數十人の求職者輻輳するに反し、他の數十人の使用人の門には嘗て一人の求職者の來り訪ふ者なきことあり。之れ勞働者に對しても使用主に對しても等しく無用の奔走と費用とを重複せしむるものなり。加之紙上の廣告は動もすれば虚偽を容易ならしめ、偶々新聞社に於て斯くの如き不誠實なる廣告を指摘せんとする意ありとするも、之が實行は甚だ困難なるが上に、犠牲に供せられたる勞働者が法律を楯として損害賠償の訴へを敢てするが如きことは極めて稀なれば、廣告者の不正は捕捉すること能はずして泣寝人となること多し。

求職者と就職口とを結合せしめんが爲めに更に秩序ある方法を設くるの必要は夙に一般の認むる所にして、現に私設雇人口入所が盛に各國に行はるゝは之を證して餘りあり。私設雇人口入所の中全く手数料を徴收せざるものは悉く慈善

若くは半慈善事業に屬し、其活動の範圍甚狹隘にして、多くは附近の失業者に一時の職業を周旋するに止まれり。又慈善事業にあらずして勞働組合又は使用主組合の設立する特定の職業紹介所あり。此種の紹介所中には内部の組織頗る整頓して巧妙に之を運用するもの尠ならず。米國に於ては活版業者の晝間室(Day Room)及金屬業使用主組合が重なる十八個の都市に設けたる就職紹介所の如きは最も有名なるものにして、殊に後者は何等の入費を取立つることなけれども之を以て同盟罷業破壊の用に供し若くは黒表調製の機關とするものにあらずと誓言す。然れども勞働組合若くは使用主組合の如く一方に偏する團體の設立する紹介所は職業紹介機關の機能として最も必要なる不偏不黨の性質を缺くが故に、其効用も亦從て不充分なるを免かれず。

營利の目的を以て設立したる雇人口入所は各國到る處として之れなきはなし。雇人口入業者に追隨する一般の弊害として非難せらるゝ所は求職者に對して勞銀率及勞働條件を偽り傳ふること、不當の手數料を貪ること、婦女及兒童の求職者を不道德なる場所に周旋すること、及工場に於ける職工長と共謀して屢々職工の

交迭を行ひ依りて得たる手数料を密かに分配すること等を以て其重なるものとす。而して以上の弊害は何れの國たるを問はず年々甚しきを加ふる傾きあり。米國に於ては口入業者と職工長と共謀して一の職業的地位に對し、解傭者と使用中の者と傭入内約者との三人を操縦して巧みに手数料を誅求し、結局は辭柄を設けて其責任を回避する奸手段を弄する者あり。或は手数料を先取して需用なき所に求職者を差向くる者あり。千九百十三年紐育市に於ける口入業者に對する苦情にして調査委員の取扱ひたるものゝみにて千九百三十二件に達したるに徴すれば、如何に其弊害の甚しきかを察するに足るべく、私設雇人口入所全廢を唱ふる聲漸く喧しきは蓋し故なきにあらざるなり。

米國諸州に於ては私設雇人口入所に行はるゝ詐僞不正を禁遏せんが爲めに取締法を設けたるもの多し、之に依れば雇人口入所は州若くは市の特許あるにあらざれば自由に開業することを得ず、且つ特許を得んが爲めには一定の保證金を納入するを要し、其金額は都鄙及周圍の事情に依りて多寡の差あれども、尠なきも百弗より高きは五千弗迄の間にして、營業税は年に十弗以上百弗以下とす。而して

當局者は特許を與ふるに當りては營業所の位置の適否を檢查し、若し酒場其他不道德なる場所に接近するときは之を許さず。州に依りては之を下宿業及料理店と兼營することを禁ずるものあり。或は特に婦女及兒童を不道德なる場所に周旋することを禁ずるものあり、又は手数料の最高限度を指定するものあり、或は一定の期限内に就職口の提供をなさざるか又は正當の理由なくして就職後間もなく解傭せられたるときは手数料の一部若くは全部の返却を命ずるものあり。違犯者に對する制裁は特許の取消及保證金の沒收なりとす。

歐洲諸國に於ても私設雇人口入所の弊害甚しきを認めて之が取締法を設けたるもの尠なしとせず。千九百十年の獨逸法中には私設雇人口入所を設立する必要なしと認めたる場所に於ては之に特許を與ふべからざる旨を規定し、公設職業紹介所存在して満足に其機能を充す所は私設雇人口入所の必要なき場所なりと附言せり。奧太利に於ては私設雇人口入所の營業特許は附近の地域に公設職業紹介所なきことを條件とせり。加奈陀、クエベック州に於ては公設職業紹介所を設けたる地方に存在する雇人口入所を減少せんが爲めに其營業税を年に二百弗

とすれども、公設職業紹介所の設けなき所に於ては僅かに二十五弗を徴収するに過ぎず。佛國に於ては千九百四年の法律を以て各縣に公設職業紹介所を設立する特権を與ふると同時に、損害を賠償して現存の私設雇人口入所を廢止する権限を附與せり。

第二節 公設職業紹介所

近年に至り諸國に公設職業紹介所を設置するもの遽かに増加したるは、私設雇人口入所の弊害日に甚しきを加ふるが故に、之を匡正する必要あると同時に、失業者に對して適當の職業を授くることは、社會政策上國家の行ふべき當然の責務なりと認めらるゝに至りたるが爲めなり。

國家の施設に依りて労働者に職業を紹介することは歐洲に於ては近年著しく發達せり。千九百十年に獨逸に現存したる公設職業紹介所は四百四十四ヶ所にして、其中三百二十五ヶ所は市の設立に係り、残り百十九ヶ所は政府の補助に依りて成立せる任意的組織なり。而して日耳曼聯合職業紹介制度は千八百九十八年に創設せられたるものにして、之に屬する各職業紹介所の組織は必ずしも同一に

あらずして其内容及方式に於て著しく相違するもの尠なしとせず。普通の組織としては使用主及労働者の合辨制を取り市當局者の指名する吏員を以て之が會長とするもの最も多し。合辨制の職業紹介所は年々其數を増加し千九百十年中に日耳曼職業聯合紹介所に參加したる職業紹介所百三十一ヶ所の中合辨制に依りて組織せるもの八十四ヶ所を算せり。

聯邦中にも日耳曼聯合職業紹介所の制度と同組織の職業紹介所を有するもの尠からず。然れども獨逸の労働市場は其組織尙ほ未だ不完全なり。元來労働の取引を圓滑ならしめんが爲には不偏不黨なること、及中央に於て統一することの二要件を具へざるべからず。然るに獨逸に於ては労働取引に關しては未だ此要件を具備するに至らずして使用主側も労働者側も各別に職業紹介所を有するが故に、其職業紹介所は決して不偏不黨なること能はず。而して其弊害を除却して眞に中立の態度を嚴守せしめ、眞に労働取引所たる機能を完うせしめんが爲めには職業紹介所の聯合體に法律上の権限を附與して各地に於ける職業紹介所を監督せしめ、必要と認むるときは新に職業紹介所を設立することを得せしめざるべ

からず。千九百十四年歐洲大戰開始の後に至り、獨逸政府は新に帝國職業紹介局なるものを設け、市設職業紹介所及労働組合其他の利害關係者と協力して以て労働取引に於ける中央集權の制度を確立するの方策を取れり。労働取引機關に對する獨逸の補助金は現状に於ては、市、聯邦及帝國の三方面より支給するものにして、千九百八年聯合職業紹介所に支給せし補助金は三十五萬馬克なれども、無料電話を始めとし物品を以てする補助又少なからず。

歐洲諸國に於ける職業紹介機關の組織は國庫補助主義最も多く行はれ、法律上の標準に適合する地方公設職業紹介所を指定して之に補助金を與へ、以て労働市場を調節せしめんとするもの多し。瑞西、白耳義及「スカンデネビア」諸國に於ては、何れも此種の規定を設けざるはなく、瑞典の現行法には労働者を甲地より乙地に移動せしむるが爲に國庫の補助を仰ぐことを得る規定あるが故に、農繁の時に至れば都市に過剰する労働者を地方に移送することを得る便宜あり。千九百十二年に同國に於ける三十二箇所の職業紹介所が取扱ふたる十萬五千の就職者中、二萬六千人は農業使用人なりき。又千九百十三年四月の丁抹法は公設職業紹介

所に關する現今の法規中最も注意すべき重要なる規定を有す。此規定に依り首府「コッペンハーゲン」市に中央労働紹介所を設け、市、郡又は數箇町村を一區域として各區域内に支所を設け、之を中央紹介所に隸屬せしむ、此外内務大臣は必要と認むるときは數箇の支所を以て一團を作り、之が統轄の爲めに其中央機關を設置せしむることを得。而して君主の選任に屬する労働紹介所監察官は全組織の運用を監督して支所間に於ける共助の關係を圓滑ならしむるを以て其任とす。

就中千九百九年の英國労働取引所法は職業紹介所を國家的に統一せんと企てたる最初の法律にして、千九百五年に制定したる失業者救濟法に基き、翌千九百六年倫敦に失業者協會なるものを設けて失業者に對して就職を幫助することとなり、爾より始めて中央統一の端緒を開き、遂に労働取引法を設くることとなり、獨逸の労働取引制度を斟酌して以て現在の統一的制度を確定するに至れり。而して之が運用に關しては、從來の労働局に總括的裁量の權限を附與し、労働局は自から必要と認むる所に従つて労働取引所の開廢を行ひ、主任者に對する執務規則を定め、且つ他の系統に屬する労働取引所を助けて相互共助の道を開き、労働取引に關

する事項を審議せしめんが爲めに特別諮問委員會を設置し、場合に依りて、大藏省の同意を得て移動を要する勞働者に旅費を融通せんが爲めに特に公債を發行する權限を有す。

此權限に基いて勞働局が實行したる施設を見るに、各地の勞働取引所に帳簿の備付けを命じ、失業者は自ら取引所に赴きて就職の希望を之に登録せしむることとし、登録後一週間を経過して尙ほ適當なる就職口なきときは重ねて前登録を更新する旨を記入せざるべからず、若し勞働爭議を生じたるときは、爭議の兩當事者は所轄勞働取引所の帳簿中に爭議の趣を記載して之を一般求職者に周知せしむることを得。而して求職者が勞働爭議存在の理由に依り、若くは提供せられたる勞銀率が他に比して著しく低廉なりとの理由を以て就職を拒むことあるとも、之が爲めに引續き取引所の周旋を受くる權利に何等の制限を加へらるゝことなし。但し取引所が惡習に感染し易き無垢の地方勞働者を特に都會に誘致する行動を取ることとは其嚴禁する所なり。又就職者が其就職地迄の旅行に要する鐵道運賃は五哩以内の近距離なるか、又は現に就職地に勞働爭議の行はるゝか、若くは勞銀

率が一般の標準に比して低廉なる場合にあらざるときは、之を立替ふることを許せり。而して旅費立替に關する規定は頗る相互の便宜となり、本法實施後三十ヶ月の間に鐵道運賃の立替を受けたる勞働者の數二萬八千三百二十一人にして、其金額は八萬二千七百餘圓なり。而して立替金の中償還を受けざるものは僅かに一分六厘に過ぎずと云ふ。

諮問委員會は使用主及勞働者の代表者中より勞働局の指名する者を以て之を構成し、其員數は兩者同數とす。議長は勞働局の指定に依るか又は委員の互選に依りて之を選任す。委員會の取扱ふべき問題は重に勞働取引に關する一般原則にして實際問題の細目に關係することなし。

兒童が就職の當初に職業の選擇を誤りたるが爲めに、屢々之を變更せざるべからざることとなり、修養時代に於て充分に經驗を積むこと能はざる不利益を除かんが爲めに、其職業の選擇に關して公けの援助を與ふるを必要となし、本法と千九百十年の教育法とに依りて兒童に對する職業紹介に付き二重の取締方法を設くることとし、勞働局は本法に基いて千九百十三年四月兒童の求職登録に關する特

別規則を發布せり。労働局は此規則に依り地方諮問委員会の協賛あるときは、使用主及労働者の代表者並に児童に關する特殊の智識を有する者を以て特別委員会を組織し、一面に於ては児童労働の取締に關する労働局の任務を補佐し、一面に於ては少年少女の職業選擇に際し之が顧問たらしむ。而して地方學務主任は教育法の規定に基き、児童の職業選擇に際し其獨特の智識を以て之に適當なる注意を與へ勸告を試み労働局其他の機關の及ばざる所を補うて必要なる保護と援助とを與へざるべからざるが故に、児童に對する労働取引所は教育組織の一部として學校其他教育機關に屬する建物内に其事務所を設置するを常とし、諮問委員会の仲介に依りて僅かに成年に對する労働取引所と聯絡する組織なり。

地理上に於ては英蘭士及蘇格蘭士を六區に分ち、愛蘭士及ウエルズを各一區とし、都合八區内に各々一個所の地方労働取引所を設け、之を統轄するに倫敦中央労働取引所を以てし、地方労働取引所の下には總計一千個の代理店を配置して職業紹介及労働保險の事務を取扱はしむ。英國の労働取引所は労働者が之に接觸すること容易なるが故に其効用頗る顯著なるものあり。開戦前の調査に依れば

労働取引所の紹介に依りて就職したる労働者の數は毎週一萬七千人以上に達し、逐年増加の傾向を呈すること別表に示すが如し。

年代	求職者數	使用主より申込數	就職者數
一九一〇	一、五九〇、〇一七	四五八、九四三	三七四、三一三
一九一一	二、〇一〇、一一三	八八六、二四二	七一九、〇四三
一九一二	二、四二三、二一三	一一、二八六、二〇五	一、〇五一、八六一
一九一三	二、七三九、四八〇	一一、一五八、三九一	八七四、五七五
一九一四	三、二五一、六四六	一一、四二五、一七四	一、〇七六、五七五

米國に於ける労働取引所の發達は之れを歐洲諸國に比するときは尙ほ甚だ幼稚なりと云はざるを得ず。千九百十五年に米國全州に現存せし州設及市設労働取引所の數は總計八十箇所乃至九十箇所の間にして、其中州設労働取引所を有するものは僅かに二三州に止まり、全國各州中未だ一も地方支所に關する法律上の規定を設けたるものなし。且つ米國の労働取引所に於ては職業紹介に關する求職者との交渉は専ら緩漫なる郵書を以てするが故に、其効果は益々不充分なり。

獨り紐育州に於ける職業紹介所の組織は稍々其面目を異にする所あり。同州に於ては千九百十四年の法律を以て州の勞働省内に職業紹介局を設け、局長には官吏の資格を與へ、勞働問題に通曉し、就中失業者の救済に關する充分なる智識経験を有する者を選任することとし、勞働長官は必要と認むるときは職業紹介局の管轄として各地に地方支所を設け、勞働者及使用主より申込める勞働の需要供給を登録し、職業紹介局長に對して定期之を報告せしむ。支所は種類を異にする勞働者に對して各々便宜を與へんが爲めに、男子部、女子部、兒童部、農業使用人部等に區分して之を取扱ふを常とし、之に對して手数料を徴收することなきのみならず、若し手数料を收めたるものあるときは嚴罰に處すべき規定を有す。而して中央局と地方局との關係を密接にして相互の協力を充分ならしめんが爲めに、一般の勞働市況並に使用主側の申込みにして未だ應諾者なきものゝ表を調製し、互に之を交換して一般の參考に供することあり、或は歐洲諸國の先例に倣うて使用主側及勞働者側の代表者を以て組織する諮問委員會及兒童就職に關する特別委員會を設けたるものあれども、未だ之が成績の見るべきものなし。千九百十四年より千

九百十五年に跨れる冬季中、農業を主とする地方に於ける職業紹介所は、合衆國政府の勞働省及農務省の援助を受け、州の勞働長官と協力して收納期に於ける勞働の需要供給を調節せんが爲めに國民農事勞働取引所を組織せり。而して米國南部諸州に於ける農業地方の收納期は北部地方より早きこと約二ヶ月にして且つ收納期間は僅かに數週間に過ぎざれば、收納期に入りたる後に至りて勞働者を移動せしむるときは、其間に貴重なる時間を空費する場合多く、又一の地方には勞働過剩すれども他の地方には却て不足することあるが故に、之を補はんが爲め適宜に勞働を分配する方法を講ずるの必要を生じ、遂に如上の組織を見るに至れり。此外紐育勞働取引所を中心とする勞働交換所及千九百十三年の創設に係る亞米利加官公業使用人取扱所等近年に至り州際勞働調節機關の組織頻々たり。

然るに各州に於ける施設は其組織及方針區々にして合衆國全部に於ける勞働を調節するに足らざるが故に、更に其組織を擴張して全國の勞働市場を統轄する機關となすを必要とし、合衆國政府は千九百十三年三月の法律を以て獨立せる勞働省を設けたり、是れより失業者救済の事業は其面目を改め、農務内務及商務の三

省と協力して鋭意授職の便を圖るが上に、逓信省も亦特に通信上の便宜を與へ職業を求むる目的を以て労働者と往復する郵便葉書を無料とす。新制度實施前十ヶ年間に於て職業紹介所の取扱へる求職者の數は年々二萬乃至三萬に過ぎざりしが、千九百十五年新制度を實施して以來僅かに九ヶ月の間に求職者の數十三萬七千八百五十八人に達し、其中職業を得たる者三萬四千四百四十二人なり。

第三節 官公業の組織的分配

労働取引所は如何に其組織を精巧ならしむるも、之に依りて實質的に労働の需要を増加すること能はざるは言を要せざる所なれども、之れあるが爲めに政府は労働市場に於ける需要供給の増減を詳にすることを得、一般産業界閑散なる季節に當りて官業を起し、以て労働市場を調節し、失業者の激増を防遏することを得べし。斯くて官公業は年より云ふときは民業極めて不振なる年、季節より云ふときは一般の産業閑散なる季節に於て労働を吸集し、民業繁忙を極め労働の需要増加する時に當り巧みに之を放散すること恰も海綿の如き機能をなすことを得べし。

(イ) 應急工事

近世に至り失業者の救済に關する問題漸く社會の注意する所となるに及び、恐慌又は不景氣の爲めに個人の事業に従事する多數の労働者が解僱せられて其職を失ふたる場合に、政府は臨機的手段を講じて失業者に職業を授け以て一時の變態を調節すべきものなりとなすに至れり。政府が機宜の措置に依りて職を失ふたる労働者に自活の道を授くることは、國庫の救恤金又は個人の慈善に依りて施與をなすに比すれば遙かに有益にして且つ弊害少なし。何となれば自己の過失にあらずして職業を失ふたる善良なる労働者を遇するに無能無頼の窮民を以てするは、徒に其自尊心を傷け之を驅りて自暴自棄に陥らしむる恐れあればなり。

米國に於ては千九百十四年より十五年に跨れる冬期中に於ける大恐慌の爲めに、労働の需用遽かに減縮し、夥しき失業者を生じたれば、國內一百以上の都市は悉く街路の修繕、石材の採掘、林野の手入、水道及下水工事、建築並に塗替へ等所有公共事業を起して労働に對する需用の途を開けり。而して此種の公共事業は短かきも一ヶ月長きは數ヶ月間繼續し、數萬の失業者は二日乃至二週間交代にて之に使

にして、係員の云ふ所に依れば勞働の能率充分なりしのみならず平日に比すれば却て經濟的に工程を了へたりと云ふ。英國に於ては恐慌の爲め多數の失業者を生じたる場合に、臨機的手段に依りて應急的に職業を供給する政策は千九百五年の失業者救濟法中に於て之を規定せり。此法律に基きて特設したる倫敦中央失業管理局は失業者を使用せんが爲に臨時事業を起す権限を有す。而して勞働者が失業管理局の保護を受けて職業を授けらるゝことは固より慈善的救恤とは其性質を異にするが故に、之が爲めに決して選舉權を失ふことなし。又獨逸に於ては無宿の失業者に對して授職所と宿泊所とを兼營する、國內到る處に設けたる私設勞働者宿泊所の間に公設の救濟所を挾めり。殊に普魯西に於ては法律を以て各地方行政區に公立勞働者宿泊所を設けて無宿の勞働者に宿所を供給することを命じ、職業の紹介に關する事務は凡て宿泊所に於てし、其經費は聯邦若くは地方行政區の負擔とし、地方宿泊所を統轄せんが爲めに別に中央機關を置けり。

米國は未だ勞働者の宿泊所に關する法律上の規定を有せざれども、千九百十四年の恐慌に際し勞働不安の兆最も顯著なりし、シヤトル市に於ては、巡回勞働者の

爲めに自由旅館と稱する市設勞働者宿泊所を設け、道路の修繕及荒蕪地の開拓工事を起し、宿泊所に登録したる失業者を悉く二日間宛之れに使用し、其支拂として二十一回分の食券を給し、以て饑渴の急を救ふことゝしたるに、其結果は頗る佳良にして宿泊所としても何等損失を被むることなかりしが故に、オレゴン州に於ては之を以て永久的設備となせしが續いて沿岸各州に於ても此の例に倣うて勞働者宿泊所設立の計畫ありと云ふ。

(ロ)官公業の調節

各國の政府は常に應急の工事を起して以て勞働市場に於ける既到の恐慌を救ふのみを以て満足せず、且つ年と季節の繁閑に依りて勞働に對する需用供給の増減することは、上來既に述べたる各種の機關に依りて豫め之を測定することを得るが故に、平時に於て適宜に官公業を按配し、一般產業界に於ける勞働の需用繁劇なるときは可及的官業の着手を差控へ、需用減縮して失業者増加する季節に之を着手して以て勞働の需用供給を調節し、不急の事業は之を延期して數年毎に襲來する恐慌の際に起すことゝし、極力失業者の増加を豫防せんとする政策を取るこ

となれり。

獨逸に於て此種の政策を行ふに至りたるは千八百九十四年普魯西の行政命令を以て官業遂行の方法を定めたるに始まれり。爾來各聯邦は相踵いで此方法を採用し、現在に於ては同國に於ける重なる都市中過半は民業の繁閑に従うて官業を興廢して勞働市場を調節する組織的制度を有す。「ヌーレンベルグ」市に於ては特に冬期を選んで起せる公共事業に使用せらるゝ勞働者の數年々八百人乃至九百人なりと云ふ。殊に近年は鐵道に於ても亦此政策を行ふこととなれり。佛國も亦近年官業を以て失業者の増加を防遏することに着眼し、地方行政長官は年々其管下に於ける失業者救濟事業の成績を主務官廳たる農務省に報告せざるべからざるが故に、互に競争して失業者の減少を圖ることとなれり。

千九百十年冬米國「ミネソタ」州「ダラス」市は同市を中心とする湖上の運輸業を廢止することとなりて早晩多數の失業者を生ずべきを豫察し、臨機に道路開鑿工事を起して之に備へ、以て失業者の激増を防ぐことを得たり。此好成绩は直ちに他の諸州の認識する所となり、孰れも公園の開設、道路の修繕、水道及下水工事等の公

共事業は悉く一般勞働市場の閑散なる時期に於て着手することとなり、特別基金を設けて之が遂行を期するものあるに至れり。就中「アイダホ」州に於ては千九百十五年の法律中に極めて斬新なる主義を含める規定を設け、勞働者に對して勞働の權利を認め、六ヶ月以上州内に居住する米國市民にして資産の總額一千弗に達せざる者は、少なくとも年に六十日以上州又は市の經營に屬する公共事業に使用せらるゝ權利を附與し、之が爲めに特別委員を置き、以上の資格を有する勞働者が使用を希望するときは之に對して仕事を用意し且つ其勞銀率を評定せしむ。

自己の過失にあらずして職業を失へる勞働者の救濟に關しては、歐洲諸國に於ても夙に其必要を感じ之れが研究を怠らざりしが、千九百十三年に至り瑞西國「ベルン」に於て失業者救濟に關する國際會議を開き左の諸項を議定せり、(一)公共事業は可及的民業閑散なるか若くは産業不振の際に着手すること、(二)國家の歲計豫算中に失業者救濟の爲めに要する特別基金を設くること、(三)特別委員會を設けて勞働市場の實況を調査せしめ當局者に對して應急事業に着手するに適當なる時期を報告せしむること。

第四節 産業の整理

官業を調節して労働市場の繁閑を緩和せんとする國家の政策と共に、個人の經營に屬する産業を整理して労働の需用供給を圓滑ならしめ、兩者互に策應して以て失業者を減少せしむるの必要あり。而して之れが爲めには勢ひ法律の制定に待たざるべからざること尠なからず。抑も産業の整理は使用主及労働者雙方の利益なり。使用主は事業上の好成绩を擧げんが爲めには過不足なき程度に於て生産を繼續し、需用供給均衡を失して意外の損失を蒙むることを避けざるべからず。而して労働者が往々にして饑渴の急に瀕することあるは一に其職業の不定なるに職由す。されば近世の國家が労働者の従事する職業の斷續常ならざるを防がんとするは、實に如上の理由に鑑みて其利益を保護せんとする趣旨に外ならず。従前は産業に繁閑盛衰の變動あるは避くべからざる自然の勢なれば社會自から之に順應して變化するの外なしとなせり。然るに現今は之に反し政府は産業上に於ける繁閑盛衰の變化を防遏して以て労働の需用供給を平均せしむべきものとなすに至れり。

産業の種類極めて複雑となりたる現時に在りては之が整理の方法も亦多種多様なるを免かれず。米國の企業者間には、労働市場に於ける需用供給の變動を緩和せんと欲せば先づ之が實量を詳かにするの必要あるが故に、速かに職業紹介機關を設くるに如かずとする者多く、「ボストン」、「ニューヨーク」及「フィラデルフィア」等に於ては重なる會社の雇人募集係りの間に既に協會を組織して労働の需用供給に關し互に知識を交換することとし、若し一部の事業には労働の需用減少の傾あるに拘はらず他の事業に於ては却て増加の兆あるときは、直ちに之を解備せずして有無相通ずる手段を講じ以て失業の割合を著しく減少せしむることを得たり。又労働の貯蓄に關しても従來は各工場が各々多少の豫備的労働者を雇ひ置くを例としたれども、協會を組織したる後は共通の豫備を有すれば足ることとなりたれば、相互の間に之が融通の範圍擴張すると共に大體に於ては豫備労働の實量を減ずることを得たり。蓋し個人たる使用主は動もすれば大局の利益を閑却する恐れあるが故に、此點に關しても政府は使用主等を指導せんが爲めに適當の措置を講ずるの必要あり。

英國「リバープール」船渠に於ては從來各船舶會社が術策を弄して勞働者を吸集し常に供給過剩の状態に置きしが故に勞銀率低落して勞働者の生活状態は極めて慘憺たるものありしを以て之を匡正して勞働者の境遇を改善せんが爲に千九百十二年九月勞働局は使用主團體及勞働組合と協力して所謂「リバープール」ドック式なるものを創設し同船渠に於ける勞働の需用供給を調節して頗る好成績を得たれば之に倣ふ者續々として輩出せり。又技術を基礎として勞働を融通せんが爲めに豫め職業の種類を分類し甲の職業不振にして失業を生ずる虞れあるときは他の類似の職業に之を利用する方法を設けたり。一例を擧ぐれば裁縫業に於ける女工は春秋二期には多忙を極むれども夏冬の季節は甚だ閑散なるが故に倫敦職業紹介所は夏期に最も多忙なる洗濯業の鍔手に之を利用したるが如きは即ち國家が個人事業の整理に容喙せんとする傾向の一端なり。

第七章 安全及健康

作業所に於ける安全及健康の問題は産業革命に伴うて起りたる重大問題の一なり。農業及家庭工業の時代に在りては普通の注意を以て避くること能はざるが如き危険若くは有害なる工作方法の行はるゝこと甚だ稀れにして勞働者は各自から其の身邊に注意すれば容易に健康を保持し危害を免かるゝことを得たれども十八世紀の末葉に於ける産業革命の結果として農業本位の時代は一變して工業本位の時代となり而かも工業の組織は從來行はれたる家庭工業の舊慣を打破して一躍工場制度の設定となりたれば勞働者の境遇は之が爲めに一大變化を被ひり自宅の作業場を出でて全然其自由に任せざる使用主の工場に入り多人數群集して作業に従事することとなりたるが故に一人の無能過失又は疾病は直ちに其累を多數の勞働者に及ぼすこととなり。加之機械の發達は日に巧妙を極め理化學の應用は日に斬新なるものあるが上に電氣及壓搾空氣の如き新なる力の發見止む時なくして工業上に於ける危険の程度は著しく増加せり。殊に機械

工業の要諦たる速度の問題は總ての生産業を通じて其暴威を逞ふすれども、無智無頓着にして活氣を缺ける労働者は之に拮抗すること能はずして、産業上に於ける傷害及疾病の數は實に全世界の大戦闘に於て失ふ所と比較して敢て劣らざる慘狀を呈せり。されば労働者の生命、健康及精力を保持することは、今や個人の私事にあらずして國家の施設に待つべき社會問題となれり。

現今の労働者は睡眠時間の外概ね作業場に在るを常とするが故に、作業場に於ける設備の良否は直ちに労働者の幸福に影響するのみならず其生命に對して緊切なる關係を有す。然るに之が革新改善に就ては労働者は何等の實權を有せざれば、若し露はに之が改善を要求するか又は不足不満を懇ふるときは忽ち解備の災厄に逢うて失業の窮地に陥らざるべからず。従て労働者の主動に依りて工場を改善せしむることは決して容易の業にあらず。近來労働組合の組織發達すると共に労働者の實力次第に増大するは事實なれども、其實力を發揮して此種の労働條件を改善せんとすれば、障碍百出して力未だ及ばざる憾みあり。若し之を雇用主に一任せんか、激烈なる競争場裡に在りて私利の爭奪に没頭する彼等は到底

之れを善くすべきにあらず。偶々慈善●念を起し、若くは労働能率増加の手段として自から進んで其工場の内容を改め、危険の豫防及衛生上の設備に力を盡す者ありと雖も、斯くの如きは極めて少數なる特志家に限られ、毫も一般の福祉を増進せしむるに足らず。之を醫家の司掌に歸せんか、徒に既到の危害を措置するに汲汲として之を未然に防ぐべき根本的の解決法を講ずる者なし。故に労働者の安全及健康を保護することは其本來の性質上當然國家の機能に屬すべきものなり。使用主の間には労働者の安全及健康を保護せんが爲めに労働條件を改めて之を優遇するの必要を認むる者少なからざれども、少數なりとも之が實行を肯んぜざる者ある間は到底行はるべきにあらず。斯の如き場合には、法律の力を以て執拗なる少數者を強制するにあらざれば、公益上の目的は遂に之を達すること能はざるなり。嘗て米國に於てマッチの製造に有毒燐の使用を禁ぜんとするに當り、多數の製造業者は之に同意を表したれども、少數の同業者に反對者ありて、若し高價なる代用品を用ゐんとすれば忽ち此少數反對者の爲めに競倒せらるゝ虞れあり、營業の關係上到底之を實行すること能はざる状態に陥りて、遂に法律を以て有

毒燐の使用を禁止するの止むなきに至れり。

操業中に被らんとする傷害並に職業に伴ふ疾病の取締に關する立法は之を大別して四種とす、一、届出、二、禁令、三、取締、四、報償即ち保險是れなり。以上四種の取締方法は互に密接の關係を有し、交々之を援用するにあらざれば充分なる効果を擧ぐることを得ず。傷害及疾病を届出づべき規則を設けるときは容易に危害の所在を明かにすることを得れども、之に基いて根本的に危害を防遏する禁令又は取締法を制定するにあらざれば何の益する所なし。而して既に危害を生じたるときは、之に對して報償の道を講ずるにあらざれば保護の目的を完うすること能はず。縦令禁令又は取締規則を設くるも、若し届出に依る實際上の事實を基礎として規定したるものにあらざれば畢竟實用なき空文に等しかるべく、危害に對しても保險の如き金錢上の保障なければ勞働者の安心を買ふに足らず、又保險の制度は他の三者の援助に依りて始めて顯著なる効果を擧ぐるを得べし。故に本章に於ては前三者に就て論述し、保險の問題は之を次章に於て述べべし。

第一節 届出

傷害の届出 米國に於ては産業上の傷害届出に關し法律を以て一定の規則を設けたるは、マッサチユセツ州に於ける千八百八十六年の法律を以て始めとす。同法に依れば製造業若くは商業を營む會社は其營造物内に於て傷害を被ひり、之が爲めに死亡若くは四日以上以上の休養を要する者を出したる時は、其旨直ちに監督官廳に届出づべく、若し之を怠る時は罰金に處せらるべしとの規定あり。此規定は其後四ヶ年を経て更に其適用範圍を擴張し、會社のみならず一般の商工業者に對しても之を適用することゝなれり。オハイオ州は千八百八十八年、ミシシッピ州は千八百九十一年、ロードアイランド州は千八百九十六年に之と同一の法律を設け、其他の諸州中にも傷害届出の規則を設けたるもの尠なからず。然るに當時の商工業者は斯くの如き届出をなすときは、事業上の缺點を暴露して其信用を失墜する虞れありとして之を忌避し、當局者も亦強て之を勵行する意なかりしが故に頗る不成績に了れり。近年に至り傷害の届出は産業の監督及危険の豫防上必要缺くべからざるものなるを認識するに及び、各州皆之を勵行することゝなりたるのみならず、次第に其適用範圍を擴張して殆んど總ての産業に及ぼすこ

となりたるが爲めに、各産業に於ける傷害の多寡及其性質を明かにするを得て、取締上の便利尠ならずと云ふ。

職業に基く疾病の届出 職業に基く疾病の惨害は負傷瘡痕の惨害に譲らざるなり。然るに各國が職業的疾病的の調査に着手したるは極めて近年の事にして、米國に於ては千九百十年、イリノイス州が燐寸製造業に於ける燐毒の調査の爲めに専門家を集めて職業的疾病的調査會なるものを設けたると、同年の開催に係る職業的疾病的調査國民大會が大統領に向つて之が取締の必要なる趣を建議したるとを始めとし、幾多の調査機關續々として組織せられたり。其調査の結果に依れば、同國に於ける重要な産業に従事する労働者が其健康を損傷する原因は、(一)危険性及有毒性の瓦斯類、酸類及塵埃、(二)有害微菌類、(三)塵埃空氣及稀薄空氣、(四)不適度の光力、(五)極端なる熱度及濕度、(六)過勞等にして、何種の産業にも必ず此原因中の若干を具有せざるはなし。

工業に使用する有毒物の取扱に就て見るに先づ原料より始まり製品副産物及残屑の始末迄の間には、普通の注意を以てしては到底毒素の人體に浸潤するを防

ぐこと能はざるなり。而して一たび浸潤せる毒素は概ね化學作用を起して健康を傷害し、甚しきは生命を危ふすることあり。方今工業に用ゆる毒物の種類は大約五十四種にして、其中の一種たる鉛のみにも百五十種類以上の工業に使用せられ、鉛毒の爲めに労働者を疾病若くは死に至らしむること日々驚くべき多數に上ぼれり。又絹織物業及石材採掘業の如き塵埃中の労働は塵埃其物は無毒なりとするも尙ほ肺患に罹る者甚だ多く、皮革類を取扱ふ所に於ては Anthrax の危険あり、鑛山の如き濕温なる地中の労働に従事する坑夫は Ankylostomiasis の憂あり、隧道又は潜水函中の労働者には塵埃空氣に原因する疾病あり、或は光力強烈に過ぐるか若くは不充分なるが爲めに生ずる疾病あり、其他寒暖の變化急激なるが爲めに生ずる疾病、濕度甚しきが爲めに生ずる疾病、劇務過勞の爲めに生ずる疾病等殆んど枚舉に遑あらず。

職業的疾病的の届出に關する規定は此種の疾病の實情を詳かにして之れが防遏方法を講ずる資料を供給するを以て其目的とす。英國に於ては夙に強制的届出の規定を設けて良好なる成績を挙げ得たるが故に、米國は其例に倣うて千九百十

一年始めて職業的疾病届出規則を設け、患者を取扱ふたる醫師をして届出の義務を負はしむ。而して特に危険多き産業に於ける勞働者の健康状態を定期に検査する制度を有する場合には、疾病の届出は検査醫の義務とす。

第二節 禁令

産業的傷害及疾病の防遏を目的とする禁令に二種あり、一は對人禁令にして、兒童婦女並に危害に犯され易き特質を有する成年者の使用を禁ずるを目的とし、一は對物禁令にして、特に危険と認めたる物體若くは機械の使用を禁ずるを目的とす。

一、人に對する禁令

兒童 産業に於ける使用人中より特に兒童を除外せんとする理由は其體力未だ充分に發育せずして危害に抵抗する力弱きのみならず、兒童は國家の後繼者なれば其將來を慮りて特に保護を加ふる必要あるが故なり。兒童に對する保護の方法は生命並に身體に對する危害を防禦すると共に其徳性を涵養し身心共に満足なる發育を遂げしむるに在り。従て年齢體格及教育の程度に依りて保護の方

法を加減する必要あり。

(年齢) 中世時代の歐洲諸國に於ては兒童を可及的早く實役に使用することは、經濟上に於て有益なるのみならず、道德上に於ても懶惰其他の惡習に感染することを禦ぐ所以となせり。従て當時の一般社會は兒童の勞働を歓迎して敢て之を非とする者なく、殖民地時代の米國の如きは母國たる英國より盛に孤兒又は貧民の兒女を招來して之を徒弟となせり。當時産業組織は勿論一般の社會状態も今日の如く複雑ならずして、産業に使役せらるゝ兒童は現今の如く甚しき弊害を被むることなかりしが故に、兒童の使用は有益にして弊害なきものと信ぜられしが、産業革命の結果として工場制度の行はるゝに及び、工場に使役せらるゝ多數の兒童は著しく其身心の發育を妨げられ、爲めに幾多の弊害を醸成したれば、社會は初めて之れが匡正の必要を感じ、從來の見解を改め兒童の勞働に對して年齢上の制限を付することゝなれり。殊に此弊害の顯著なる米國に於ては、ペンシルベニア州が千八百四十九年の法律を以て滿十二歳以下の兒童を紡績工場に使用することを禁じたるを始めとし其他の各州に於ても兒童の勞働に年齢上の制限を付す

るもの少なからざりしが、當時は法律の規定頗る不完全なりしが上に當局者の態度甚だ不熱心にして、児童勞働の弊害は依然として激烈を極め、遂に勞働組合の蹶起となり、十四歳以下の児童の勞働禁止を目的として一大運動を開始せり。之が爲めに他の諸州の當局者も漸く覺醒して有効なる児童勞働制限法を設くることとなれり。之が概要を記すれば各工場に於て十四歳以下の児童を使用することを禁じ、工場主に對しては其工場に使用する勞働者の年齢を證明すべき戸籍謄本若しくは其他の證據書類を用意して監督官憲の檢閲に供へ、或は備入れの都度監督官廳より許可書を得て之れを工場の記録中に保存する義務を負はしむること等なりとす。

年齢は十三歳十二歳若しくは十歳を以て限度となすものなきにあらざれども、十四歳を標準とする州最も多し。而して此規定の適用範圍は常に工場に於ける使用人のみに限らず商業使用人にも之を適用するものあり、或は商業使用人と工業使用人との間に年齢の標準を異にするものあり。但し農業及家庭の使用人は特に保護を與ふべき危害なしと認めて之を適用外に置くもの多し。反之工場に於

ける仕事の中鋸機、壓搾機、洗滌機、製粉機等の取扱は特に危険多きが故に十六歳以下の児童を之に使用することを禁じ、更に危険の甚しき仕事たる鑛山、溶鑛爐、鐵道、電柱の建立及爆發物の製造には十八歳以下の少年を使用することを禁ずるものあり。州に依りては夜中の配達其他道德上の危険を伴ふ職業に十八歳乃至廿一歳以下の未成年者を使用することを禁ずるものあり。近年に至り街上に於ける新聞其他の物品の呼賣は児童に道德上及健康上の危害を及ぼす虞れ多しとして之が取締に着手し、新聞賣子は小兒は十二歳以上少女は十六歳又は十七歳以上となすもの少なからず。

児童の保護に關し斯の如く周匝なる規定あるが故に、米國に於ては児童勞働の弊害尠なかるべしと思惟する者なきにあらざれども近年機械の發達に伴うて其使用方法頗る簡便となり、児童又は婦女をして容易に之を運轉せしむることを得るが故に、使用主の中には成年勞働者よりは寧ろ児童を希望する者多く、且つ法律上に於ても貧困なる寡婦の兒女及獨立すること能はずして他人の扶養を受け居る者の兒女は年齢の制限あるに拘はらず特別の取扱として極めて早くより有給

勞働者たることを得る除外例ありて之を濫用する者少なからざれば同國に於ても兒童勞働の弊害は今尚ほ慘憺たるものあり。

歐洲に於ては重なる諸國は皆法律を以て兒童の勞働年齢に制限を設くれども、法律中には大體の主義方針を示すに止め制限すべき年齢の標準及職業の種類其他細目に亘れる事項は之を行政命令に譲り、之が執行の任に當れる官憲に充分なる裁量の餘地を與ふる者多く、中には執行官をして其判断に依りて必要と認むるときは年齢制限法の適用を除外する權能を行はしむる者あり。

(體力) 兒童の發育は人に依りて同じからず、早熟なる者は未だ法定の年齢に達せずして既に勞働に堪ゆる體力を具ふれども、發達遅々として法定年齢に達したる後も尚ほ勞働に適せざる者なきにあらず。故に現今の立法者は兒童に就職の許可を與ふるに當り、其法定年齢に達したるや否やを確むると同時に、其體力の如何を検査し、若し體質上及健康上將に使用せられんとする職業に堪へざる者と認むるときは其就職を許さざるのみならず、一旦許可を與へて就職せしめたる後に至りても、定期に各工場を巡視して兒童の健康診断を行ひ、若し新に故障を發見し

て不適當者と認むるときは直ちに就職の許可を取消す方針を取ることゝなれり。英國に於ては兒童に就職の申請あるときは、検査醫は其體力を検査すると共に雇用せんとする工場に就て四圍の實況を視察し、兒童の體力と照合して之れが適否を決定するを要し、一旦就職したる兒童が更に其職を轉ぜんとする場合には、轉職先きに就て同一の検査を行はざるべからざる規定あり。而して學校に於て兒童の健康診断を行ふ制度の發達したる國に在りては、以上の事項は悉く校醫の管掌に屬せしむるを常とす。米國の制度は各州區々にして一定せず、紐育州に於ては兒童の就職許可書は之を所屬學校より支給せずして衛生局の直轄とす、從て健康診断も衛生局の公醫若くは其監督下に屬する醫師の任務として、校醫は毫も之に關係せざる組織なるが、其成績は甚だ不良なりと云ふ。

(教育) 教育上の見地に於ては兒童に對して單に滿十四歳迄學校に在學することを強制するのみにては其效果頗る不充分なるが故に年齢の標準に加ふるに學級の標準を以てし、就職許可書を得んが爲めには多くは六學年以上を修了したることを要し、中には八學年の修了を必要とするものあり。又就職許可書を給付し

たる後と雖も、未だ仕事を有せざる十六歳以下の児童は勤務に差支なき限り引續き登校せしむべき旨を規定するものあれども、此種の規定は遵奉せざる者ある場合に之れが勵行頗る困難にして、且つ教育當局者に於ても一たび就職の許可を與へたる児童に對する注意は動もすれば疎漫に流るゝ傾向あり。されば近年に至り此缺點を補はんが爲めに就職許可書は其期限の満了と同時に必ず之れを發給したる官憲に返納せしめ、許可書を児童に手交することを許さざるものあり。此方法は児童が殊更に許可書の返納を延引して遊惰に耽り再び登校することを免かれんとする奸計を豫防する效あり。蓋し勞働に従事する児童の保護に關する規定は如何に周匝を極むるとも、之が監督の方法宜しきを得ざるに於ては充分なる實效を擧ぐることを得ず。歐米諸國に於ては夙に茲に留意し、児童勞働の監督に關して幾多の研究を重ねたる結果は、却て一般勞働者に對する現今の工場監督制度の基礎を得たり。

女子 近來女子の使用を禁止する産業の種類頗る増加したる所以は、女子は其體質、健康、及道德觀念の上に於て男子に比較するときは危害に抵抗する力稍薄弱

にして特に法律上の保護を加ふる必要あり、殊に出産前後に於ては保護の必要最も緊切なるが故なり。

(職業上の制限) 歐洲諸國に於ては女子に對する有害なる産業の調査頗る周到を極め、從て之が使用を禁ずる職業の種類甚だ多し。就中塵埃、煙煙、蒸氣、瓦斯、其他有毒若くは有害なる物體を取扱ふ事業には概ね女子の使用を禁ぜざるはなし。例へば白鉛を取扱ふ事業に於ける女子勞働者中には重大なる生殖器病に犯かざるゝ者多く、殊に既婚の婦女中には之が爲に流産死産の不幸を見る者尠なからず。故に重なる歐洲諸國及南米亞爾然丁に於ては、特に危険なる方法を以て白鉛を取扱ふ事業には女子を使用する事を嚴禁せり。佛國に於ては鉛を基礎とする工業にして最も危険なるもの四十六種に對して女子の使用を禁じ、其他約一百種の鉛工業に對しては危害の防備に關する嚴重なる規則を設け、苟も之に適合せざる廉あるときは女子の使用を許さず。西班牙國は未だ社會的立法の發達せざる國として知らるれども、尙ほ多數の職業に對して婦女及兒童の使用を禁ずる規定を有す。米國は此種の立法に關しては歐洲諸國に一籌を輸する嫌あれども、既に鑛山

及酒場に女子を使用することを禁ずる州尠ならず。中には運轉中の機械掃除人として女子を用ゆることを禁ずるものあり。殊に、アリゾナ州に於ては如何なる種類の職業たるを問はず、終日立ち續けの所に女子を使用することを禁じ、紐育及、オハイオ州に於ては車輛の金剛砂磨き及一切の乾燥したる儘の磨き方に女子を使用することを禁ず。

(出産の保護) 歐洲諸國に於ては、出産の保護に關する法規を有せざるはなし。反之米國に於ては、出産前後一定の期間を限り女子の勞働を禁止することを立法問題として取扱ふこととなりたるは近く千九百十一年以來にして、現に之が爲に法律を制定したるもの數州あり。千九百十一年の通過に係る、マッサチユージェツ州の現法に依れば、出産前二週間、出産後四週間を經過せざる婦女を商工業其他の勞役に使用することを禁ぜり。歐洲諸國に於ける出産前後の休養期間に關する法律上の規定は多くは、マッサチユージェツ州の規定と同じく二週間乃至四週間を限度とすれども、或は六週間乃至八週間となすものあり。而して歐洲諸國の規定は出産保險の制度と互に相補ふものなるが故に、斯の如き制度を有せざる米

國の規定に比すれば其效果遙かに顯著なり。獨逸の健康保險法に依れば、女子勞働者が産褥に就く時は使用主は前後通じて八週間給料の半額を之れに支給すべきものにして、若し産後の經過佳良ならずして八週間後に至りても尙ほ離床すること能はざるときは、引續き同額の支給をなさざるべからざる規定あり。此制度あるが爲めに産褥中の女子は收入の杜絶を免かるゝことを得て、出産保護に關する規定の勵行甚だ容易なり。

男子 成年男子の使用は特に危険なる産業に限り之を禁ずるを普通とすれども、此種の規定は兒童及婦女の場合の如く一般的のものにあらずして、一定の標準を設け之に照して不合格なる勞働者のみを除外するを以て其目的とす。而して之が標準は體力及技術の二方面を有し、體力上の標準を設けて羸弱なる勞働者を保護し、技術上の標準を設けて不熟練なるが爲めに他人に危害を及ぼすことを防ぎ、以て一般の公益を完うするを期す。即ち前者は健康の保持を主とし、後者は安全を第一とす。

(體力上の標準) 男子の體力に關する法律上の標準は、(一)職業的の疾病に抵抗す、

るに足る體力を有すること、(二) 一たび職業的疾風に罹りたるが爲めに免疫性となりたること、(三) 傳染病に對する免疫性を有すること、(四) 勤務に差支ふるが如き重大なる體的缺點なきこと等に於ては、前二者は勞働者自身の健康保護を目的とし、後二者は他人の健康及安全を保護するを以て其目的とす。

佛國及蘭國に於ては、壓搾空氣中の勞働に使用する勞働者は豫め其身體検査を受けしむることを要件とす。殊に蘭國に於ては、脂肪過多、心臟及肺部の疾患、耳及鼻の故障等特に斯業に不適當なる缺點を列擧せり。亦奧國に於ては、開口の瘡癩を有する者、呼吸器強壯ならざる者、及結核患者を製紙所に使用することを禁じ、白耳義國を始め佛、獨、英、露、諸國に於ては、鉛を取扱ふ工場には醫師の發給する適任證書を有せざる勞働者の使用を禁じ、獨逸に於ては以上の諸項の外肺、腎臟及胃に疾病ある者、體質虛弱なる者、並に酒精を常用する者の使用を禁じ、佛國に於ては鉛毒の兆候ある者及若し鉛毒に罹るときは忽ち重體に陥る虞れある疾病者を使用することを禁じ、白耳義國に於ては酒精の常用者を鉛工業に使用することを禁ず。米國に於て危害の虞れある職業に従事せんとする者が職業的疾風に堪ゆる體力

を有することを必要條件とするに至りたるは最近千九百十五年以來の事にして、紐育及、ニュージャージー、二州に於ては、壓搾空氣の中にて勞働せんとする者は豫め使用主の指定せる醫師に就き身體検査を受くるを要し、甚しき酒精の常用者は之に使用することを許さず。

身體検査に合格したる勞働者と雖も、實際毒素其他の危險に接觸するときは忽ち其害毒を感ずる例尠なからざれば、就職前の検査のみにては保護の目的充分ならずとなし、重なる歐洲諸國に於ては特に危險の激烈なる鉛工業に對し、期限を定めて勞働者の健康診断を行ふを普通とす。英佛兩國に於ては、管に鉛工業のみならず鹽化、アルカリ、製造業及護謨製造業にも之れを適用し、佛國は壓搾空氣中の勞働者に對しても定期健康診断を行ふ。而して身體検査の回数は英國の白鉛工業に於ける一週間一回より獨逸の顔料工業に於ける六ヶ月に一回に至る迄危險の多少に依りて同じからざれども、概して一ヶ月に一回とする者多し。但し蘭國に於ては石工は一ヶ年に一回宛使用主の負擔の下に健康診断を要求する權利あり。又麵粉製造業其他食料品を取扱ふ者に對して特に傳染病取締に關する規定

を設くるものあり、或は鐵道從業員に對し色盲其他視力に關する取締法を設くるものあり。

(技術上の標準) 一定の經驗、熟練及教育を必要とする職業に使用せられんが爲には豫め政府の特許を受くることを要するは諸國皆其揆を一にす。而して政府が之に特許を與ふるに當りては其技能と智識と品性とを試験し、合格したる者は其姓名を特許名簿中に登録するを例とす。現在特許を必要とする職業の中踏鐵工、鉛工、電氣機械師、活動寫眞機械師、自動車運轉手、汽車電車及汽船の運轉手、昇降器運轉手、并に飛行機運轉手等は専ら公益上よりして特許を要する種類の職業に屬し、鑛山に於ける坑夫、火夫及機關手等を試験するは公私兩面の利益に基くものにして、鑛山及炭坑の勞働者の取締及職工長、火夫長、鑛山巡視人并に揚卸器を取扱ふ技手等が特許を受くることを必要とするは全く之が爲めなり。此外一般勞働者の健康及安全を保護せんが爲めに設けたる技術上の條件又尠ならず。最近に至り坑夫は悉く特許を要することゝなすと同時に、特許狀を有する坑夫一人に付き未だ特許せられざる徒弟一人宛を附することを許すものあり。而して特許試

験の標準は國に依りて同じからざれども、業務の執行に缺くべからざる智識と經驗の最小限度を有することを要するは何國に於ても異なる所なし。

二、材料及器具に對する制限

危険なる性質を有する材料の使用を制限したる最も顯著なる實例は燐寸製造業に於ける有毒燐の使用禁止なりとす。千八百二十九年始めてマツチに燐を應用することゝなりて以來僅かに十一ヶ年の間に、燐毒の結果たる「フオッシンジョ」を患ふ者夥しき數に達して大に世上の注意を喚起し、種々の取締方法を講じて之を防遏せんとしたれども悉く失敗に歸したれば、英國は千八百七十二年、丁抹國は千八百七十四年に至り遂にマツチの製造に白燐を使用することを禁止せり。佛國に於てはマツチの製造業は政府の獨占事業なれども、當初は從業員中に燐毒に因る疾病及死亡者多くして之が爲めに多大の經費を要し、毫も利益を擧ぐるこゝと能はざる姿なりしが、千八百九十七年始めて無害なる代用品を發見するに及び漸く此損失を免かるゝことを得たり。其他の諸國も英佛の例に倣うて續々として有毒燐の使用を禁じたれども、マツチを以て重要なる輸出品とする國に於ては、

之が禁止は經濟上容易に實行すること能はざる事情ありしが、千九百六年、ベルンに開會したる國際勞働法會議の決議に基き、各國の間に白燐マツチの製造、輸出入及販賣を絶對的に禁止する取極めをなすに及び、丁、佛、蘭、獨、伊、瑞、西、及、ルクセンブルグ等は直ちに之れに調印し、英、西兩國及其殖民地は數年後に至りて之に参加し、加奈陀及墨西其は此取極めには加はらざりしもマツチの製造に有毒燐を使用することは之を禁止せり。米國に於ては千九百十年中央政府の發表したる調査報告に依り其害毒の甚しきを知りて始めて一般の注意を惹き、千九百十二年四月議會は遂に白燐を含有するマツチ壹百個に付き二仙の禁止的重税を課することとし其輸出入は全然之を禁止せり。

鉛も亦燐と同じく其使用を制限せらるゝ場合尠なからず。奥國に於ては千九百八年以來顔料色素及セメントに鉛類を使用することを嚴禁し、瑞西は同年白鉛を顔料として使用することを禁じ、佛國に於ては千九百十四年四月より白鉛及亞麻油と混和したる鉛並に白鉛を含有する一切の製品を家屋の内外を問はず之が塗料として使用すること禁じ、且つ同國を始め白、獨等の諸國に於ては鉛分を含む

塗料を乾燥したる儘に磨き落し若くは削り落すことを禁ぜり。

器具の使用に就ては、米國「マツサチエ」州の法律中紡績及織物工場に於ける結核其他の傳染病を豫防せんが爲めに、構造上織工の口又は唇に觸れしむる必要ある梭の使用を禁止し、佛國及葡國に於ては玻璃器製造所に於ける吹き役の使用する「パイプ」より病毒の傳播するを防がんが爲めに各別に之を給付せざるべからざることとし、同一の「パイプ」を數人にて使用することを禁ぜり。

第三節 取締

職業的の傷害及疾病を防遏せんが爲めに設けたる取締法は他の社會政策と同じく根本的に禁止することを方針とせずして、可及的の傷害を減少せしむるを以て其目的とするは、歐米諸國に於ける一般の傾向なり。精巧なる機械と發達したる作業方法とに依る近世の産業に危害の隨伴するは止むを得ざる所にして、之が絶對の禁止は事實上不可能なり。故に産業上に於ける傷害及疾病の取締は結局作業場に於ける機械の危険を禦ぐ設備をなし、火災に對して非常立退口を設け、塵埃及煙煙を排除する装置をなし、離隔せる浴室、洗面所及食堂を特設すること、及勞働

時間を減少すること等にして、勞働時間の問題は既に前章に於て之を述べたれば、本章に於ては工場及作業場の取締規則に就て述ぶる所あるべし。

工場若くは作業場に於て常識の判断に照らして安全なりと認むべき設備をなすことは、勞働者に對する使用主の當然の義務にして、諸國の法律中亦之を認めざるはなし。一般の使用主は概ね此義務の存在を自覺すれども、實際問題としては或は注意周匝ならざる者あり或は熱心の度を同うせざる者ありて、使用主等の爲す所に一任するときは到底完きを期すべからざるが故に、法律を以て作業中の勞働者に與ふべき保護の標準を一定するの要あり。而して産業の種類多種多様なると共に職業的傷害及疾病の種類も亦同じからざれば、之が取締法の規定は多岐に亘るを免かれざれども、(一)工場及作業場の取締、(二)鑛山及隧道の取締、(三)運輸業の取締等を以て其重なるものとす。

一、工場及作事場の取締

イ、機械に對する防備 危険なる機械に對して防備を設くることは各國に於て普く行はるゝ所にして、調帶、柱軸及齒輪の如き動力に關する部分より鋸機、平削機

及壓搾機等の如く實際の働きをなす部分に至る迄苟も危険の存する所は之に對して防備を施すを要し、若し防備を設くること全然不可能なる場合には、見易き所に告板を掲げて危険の存在を示し、若くは其周圍に欄干を設くることを命ずるものあり。米國「マツサチューセツツ州」に於ては織物工場に行はる飛梭の危険を防がんが爲めに、此種の裝置を有する織機に防備を設くることを命じ、若し防備を怠りて事故を生じたるときは、當然使用主の過失として法律上の制裁を加へらるべき旨を規定せり。勞働者が實際危険の防備なきことを知悉しつゝ、危害を被むりたる場合と雖も、使用主は之を理由として自己の義務懈怠の責を免かるゝことを得ざるを原則とす。近年は機械の製造に際し危険防禦の裝置をも之が一部分として機械に附着せしむるものあり。國に依りては必ず此種の安全裝置を有する機械を使用すべき旨を法文中にて指示するものあり、或は危険防備の取換へ及取除きは必ず使用主の定めたる規則に依るべきものとして隨意の措置を禁ずるものあり、或は操縦に熟せざる職工に危険なる機械を取扱はしむること及職工の本業と關係なき機械を取扱はしむることを禁ずるものあり。故障を生じたる場

合に直ちに機械の運轉を中止すべき装置を設けること及機械室と職工室との間に通話管、電鈴及着色燈等を備付くることを命ずるものあり。或は機械の運轉中に掃除又は修理を行ふことを禁ずるものあり。其他機械室に於ける通路及階段の安全設備若くは汽罐の破裂に對する防備等取締の方法は實に枚舉に遑あらずれども、機械の發達止むときなく製造方法の進歩限りなき今日の實狀に於て、此種の取締に關し單一なる標準を定むることは殆んど不可能事と云はざるべからず。但し法規を以て工場取締を勵行せんとするは近時歐洲に於ける一般の趨勢なるは之を否むことを得ず。

ロ、火災に對する防備 火災の防備は從來は發生したる事故に對する防備を専らとし、牖戸の裝置、非常口の設備、消火栓、消火器、落下機の備へ付け及火事演習等専ら力を消防の事のみ集中したるが、最近に至り主として火災の原因を撲滅することに着眼する傾向を生ぜり。千九百十一年、ニュージャージー州に於ては發火性を有する殘屑類の屑溜めとして金屬性の器物を使用することを命じ、紐育州に於ては千九百十二年の法律を以て瓦斯の噴口に包球、鐵網、其他の防備を施すこ

とを命じたるは其一例にして、發火性の物體を取扱ふ工場の掃除を嚴重にし、若くは工場内に貯藏する爆發物の分量を限定せんとするは又此傾向の一端と見るを得べし。

ハ、光熱及通風 光線の供給適度なるや否やに依りて勞働者の健康及精神状態に影響を及ぼすこと顯著なるものあれども、此點に關する諸國の法規は從來極めて抽象的に過ぎ實際の効果を擧ぐることは能はざりしが、最近に至り不適應なる光線の爲めに生ずる弊害甚だ強烈にして、之を不問に付するを許さざるの事實頗る明瞭となれり。例へば勞働者の頭痛は十中八九は光線不充分なるが爲に視力を過勞したる結果にして、殊に女子勞働者に對しては光線不適應なるが爲めに其健康を害すること最も甚し。而して此事實明かとなり之が取締の必要緊切となるに及び諸國は漸く機宜の規則を設くるに至れり。和蘭に於ては午前九時より午後三時迄の間に燈光を必要とする所に女子を使用することを禁じ、且つ刺繡、植字及精巧なる機械製造業に於て用ゆべき燈光の燭力を一定したるが如きは其一例なり。

熱度に關しても從來は何等の取締をなすことなく殆んど放任の姿なりしが、近世の工場には極端なる高度の熱と極端なる濕氣とを同時に存在せしむる場合多く、爲めに勞働者の健康を損傷すること甚しきものあるが故に、特に法規を以て熱度及濕度に制限を加ふることゝなれり。

通風の装置に付ては既に一般に其必要を認めて之を實行するもの尠なからざれども、從來之に關する諸國の法規は概ね總括的にして適確なる標準を示さざるが故に、動もすれば通風の設備不完全にして塵埃、煙煙、工場内に充滿して勞働者の健康を傷くる重大なる原因たりしが、近來漸く茲に想到し、通風の設備に關する具體的の規定を設くることゝなれり。千九百九年の米國、イリノイス州の法律は工場に於て流通せしむべき新鮮なる空氣の分量に關する規定を設けたり、其分量は工場の使用する燈光が電燈なるか若くは瓦斯燈なるかに依りて同じからざれども、一人の勞働者に對し一定立方尺の空間を與ふべきこと、并に窓の數及廣さに關し最小限度を定めたり。爾來二三の州に於ても此例に倣ひ、工場に於ては勞働者一人に付き二百五十立方尺乃至六百立方尺の空間を與ふべき旨を規定したるも

のあり。而して有毒又は有害なる瓦斯、煙煙及塵埃の排除并に特設洗面所、換衣室、浴室、食堂等の設備は工場衛生に於ける最も重要な點なれども、各國の實例に依れば、之が取締は行政命令に委任するを以て便とするが如し。

二、自宅工業 勞働者の自宅に於て家族團欒の中に行はるゝ所謂長屋工業の取締は工場の取締に比すれば更に困難なり。自宅に於て製造に従事することは一見貧家の主婦が家事の餘暇を利用して家計の不足を補ふことを得る極めて愉快にして且つ容易なる仕事の如くなれども、其實此種の工業は勞働者の健康を損傷すること最も甚しきのみならず、一般的に勞銀の標準を低落せしめて勞働法の精神に悖戾すること多し。多人數群居すること、周圍の不潔なること、兒童勞働に制限を付すること能はざること、勞働時間の不規則なること、及勞銀の不充分なること等は皆に勞働者の生命及健康に危害あるのみならず其製品の購買者に對しても同じく危険あり。長屋工業に於ては傳染病の患者が往々被服類又は食料品の製造に従事することあり。斯かる危険を豫防せんが爲め歐米諸國に於ては夙に適宜の取締法を設けたり。千八百八十五年紐育州は市内の住宅に於て葉卷及紙

卷煙草の製造を禁止せんとしたれども、斯の如き法律は憲法に違背する虞ありしが故に之を果さず。然るに「マツサチユーセツツ州」に於ては千八百九十一年の法律を以て不健康なる場所に於て被服類の製造及販賣を禁ずる規定を設けしが、其翌年に至り紐育州に於ても新たに制定したる勞働法中に長屋工業の特許及之が取締に關する條項を設けたり。爾來之と同種の法律を設けたるもの既に十數州に及べり。

紐育州に於ける上記の法律に依れば、被服類、食料品、及煙草を自宅に於て製造せんと欲せば、豫め工場監察官廳の特許を経たる室内に於てせざるべからず。而して之れに使用する工手は直接の家族のみに限り、工場監察官廳は非常口、洗面所、其他健康及安全の爲めに法規の命ずる必要なる設備ありと認むるときは之れに特許を與ふれども、若し疾病者を生じたるときは發病の時より衛生吏員が全治せりとの診定を下し且つ制規の消毒を了る迄は仕事を中止せざるべからず。又工手の姓名及住所は監察官廳の記録中に登録し其の製品には製造者の住所氏名を明記するを要す。反則者に對しては特許の取消を以て其制裁とす。然るに此方法

は監督困難なりしが爲めに失敗に歸し、千九百十三年に至りて同州の法律は再び禁止主義に復歸し、食料品、玩具及小兒の被服類等の如き公共の衛生に關係ある物品を住宅にて製造することを禁止せり。

二、鑛山及隧道

地下の作業は地上の作業に比して勞働者の健康及安全に對する危険多きは言を要せざる所にして、地上を距ること遠くして常に燈光を必要とすること、及毒瓦斯、爆發性の塵埃、濕潤なる空氣、極度の高熱、極度の氣壓の存在することは悉く地下作業に於ける危険の原因たり。坑夫に對して特に勞働時間を制限するの必要あるは斯かる特殊の危険あるが爲めなり。

イ、鑛山 鑛山に於ける傷病者の數は他の産業に比して遙かに多きは以上に掲げたるが如き特殊の危険多きが故なり。鑛山の中金屬鑛山は炭山よりも傷病者多く、炭山中に於ても無煙炭坑は有煙炭坑よりも深くして有毒瓦斯の發生するこゝと多きを常とするが故に、傷病者の數も從て多數なり。而して坑夫の生命及健康を保護せんが爲に設けたる法規中最も重要なる點を擧ぐれば一、坑内に於ける作

業の現状を詳かに記載せる地圖を用意して何時にても監察官の檢閲に供すること、二、充分なる避難用の堅坑を設けること、三、空氣の流通に注意して新鮮なる空氣の供給を絶たざること、四、有毒性の瓦斯及塵埃の發生を豫防せんが爲め特務巡視員を常置し日々坑内の巡回を怠らざること等にして岩石又は石炭の墜落を防ぐ爲めに支柱を設けること、通風機及昇降機に關する設備、安全燈、避難口、機械の防備、電話の備付け、爆發物の貯藏及燈油の分量等に關する制限も亦た重要な事項なり。而して此種の取締規則の執行は鑛山監督官の任務にして、監督官は鑛山主の財産と坑夫の生命とを保護すべき極めて重大なる任務を負へる者なり。各國の法規に徴するに、鑛山監督官は單に官吏たる資格の外、斯業に關して一定年數の經驗を有することを必要とするものあり。從て其權限も次第に擴張せられ、中には反則の鑛山主に對して全部の作業中止を命ずることを得るが如き偉大なる權限を附與するものあり、或は鑛山監督法の制定又は改訂に際し鑛山主及坑夫の代表者を調査會に参加せしむる制度を設くるものあり、若くは鑛山に於ける作業の狀態を改善せんが爲に斯業に關する特殊の智識を有する者を以て調査委員會を組

織し、調査の結果は時々之を全國の鑛業者に配布すると共に、坑夫に對し爆發其他鑛山に特有の危險豫防に關する新智識を供給する機關となすものあり。

ロ、壓搾空氣中の作業 隧道、地下鐵道、橋梁、及聳天樓の建設増加するに従ひ、壓搾空氣病即ち *Pneumonia* の患者著しく増加せり。米國、イリノイス州の職業的疾疾病調査會は現世紀の初めに當り率先壓搾空氣病の調査に着手したるに、直ちに百六十一名の患者を發見したることありと云ふ。千九百九年紐育州、東ペンシルベニア河底に隧道を開鑿する際係り醫員の取扱ふたる壓搾空氣病の患者は實に三千六百九十二名の多きに達し、其中二十名は重症者なりき。米國に於て現に法律を以て該病の取締を實行するものは僅かに紐育及「ニューヨーク」の二州に過ぎざれども、其他の諸州に於ても行政命令を以て適宜の取締規則を設けざるはなし。而して之が取締の要點は壓搾空氣中に於て作業せんとする勞働者の體質を檢査して豫め其適否を決定すること、從業中の勞働者に對して定期健康診斷を行ふこと、壓力の程度に制限を設け度數の強弱に従うて勞働時間及休憩時間を加減すること等にして、現在は五十磅を最大限度となし其以上の壓搾空氣中に於ける作業

を嚴禁す。又換衣室、溫冷兩浴室、被服乾燥所及治療所の設備に關し強制的の規定を設くるもの尠なからず。

第四節 運輸業

水陸運輸業に於ける安全及健康に關する取締法の要點は鐵道に於ける列車連結の如き、船舶に於ける非常口の設備の如き、若くは勞働時間の制限の如き、使用人の利害に直接の關係あるものと、汽車及汽船に於ける汽鐘其他の要部の検査、信號燈の備付け、ブレイキの構造、其他衛生上の設備の如き公益に關係あるものとの二種に分つを得べし。元來運輸業は上古の時代より行はるゝ事業にして、之が取締に關しても牢乎として抜くべからざる慣例存在せり。近世に至り機械の發明に伴うて運輸の方法は水陸共に一大革命に遭遇したれども、其取締法は可及的古來の舊慣を墨守せんとする傾向あり。殊に海運業に於て然りとす。海運業は國際的の性質を帶ぶる事業なるが故に、之が取締法も亦國際的の性質を帶び、各國の法規悉く其授を一にするのみならず新なる施設として特に指擧すべきもの甚だ尠なし。然るに茲に注意すべきは船舶に於ける火夫、水夫等の下級船員に對し船長

は訓練の必要上依然として古來の慣例を持續して一種の體刑を以て之に臨む權限を有すれども、近年に至り斯くの如き舊慣を墨守する必要なしとして、米國を始め其他の諸國に於ては之が全廢を唱ふることとなれり。且つ往昔は船舶及貨物の安全は一に乗組船員の技能及熟練如何に待つの外なかりしを以て、船主は其船員の選擇に極めて慎重なる注意を拂へり。然るに近世に至り燈臺の配置整頓すると共に汽力を應用したる燈臺の發明ありしが爲めに、航海は益々安全となり、加ふるに水路の標識も愈々精細を極め、而かも海上保險の制度及有限責任の法規あるが爲めに船主の責任は輕減せられたれば、其船員の選擇に對する注意は著しく疎漫となり、海員の技能及熟練は到底昔日の海員に比すべくもあらず。又水夫の任務の一部分は今や仲仕人足を以て之に代用することを得るが故に、近世の船主は可及的船員の數を減せんとする傾向を生じ、之が爲めに海上の事故は近年著しく増加したる事實あり。殊に大洋上に於て火災を起すか若くは汽鐘に故障を生じたる場合には、陸上に於けるが如く隣人の援助を期待すること能はずして恃む所は其乗組員と罕れに遭逢することあるべき船舶のみなり。故に海員の技量不

充分にして其員數の不足することは海上事故に於ける致命の缺點なり。又陸上運輸に於ても近年極端に使用人の數を節約する傾向あるが故に、衝突脱線其他の事故頻々たるを以て、歐米諸國は最近に至り運輸機關の艦装に要する人員の充實に關して特別の規定を設くる必要ありとし、既に之が調査に着手したるもの尠なからざれば、遠からずして具體的の法規を見るに至るべし。

第八章 社會的保險

經濟上の災厄に基く損失を多人數にて分擔して、事業に伴ふ危險の憂を減少せんとする方法多々あり。海上運輸に於ける損失の輕減を目的とする海上保險の如きは最も古くより行はるゝ制度にして、火災保險の如きも今日の文明社會に於ては缺くべからざるものとなれり。斯の如く損失分擔の制度あるが爲めに、之に加入したる者が若し海難又は火災に逢うて損害を被むるときは、全加入者の醜資より成る保險基金中より之を辨償するが故に、罹災者は往日の如き甚しき損害を被むることなくして容易に事業を繼續することを得。されば保險は少數者の被むるべき致命的の損害を多人數にて分擔して其打撃を輕減せんとする制度なりと云ふを得べし。

海難又は火災の損失は保險に依り多人數にて之を分擔するが故に、其分擔額は頗る輕微にして別に痛痒を感じざれども、罹災者は其失ひたる所の大部分を恢復することを得て破産の悲境を免かるゝ便あり。保險の制度は有産者に對して既

に斯の如き利益あり。然るに勞働者は勞働なる體的能力の外何等の財産を有せざれば、若し此能力を喪失するときは忽ち収入の途杜絶して饑渴に瀕する恐あり。故に勞働者をして災害に備へしむる方法を設くることは、有産者に比して更に緊切なるものあり。縱令勞働者が充分なる能力を有して満足なる勞働條件の下に働く場合と雖も、其の収入は決して後慮の計をなす餘裕なければ、彼等の經濟的境遇は依然として不安の域を脱すること能はずして、傷害、疾病、癡癩、早老、頽齡、夭折、失業等の爲め一家を擧げて突如として衣食の道を失ふ危懼常に眼前を去らざるなり。されば勞働の外何物をも有せざる無資産者をして斯の如き不安の念を去り安んじて其業に従事せしめんが爲めに、一種の保險制度を設くるの必要あるは多言を要せざる所にして、且つ一部人民の保護を目的とする此種の事業を法律を以て規定せんとする所以は、勞働者は元來無智無力なれば之に對して特に國家の保護を加ふるは當然の事なりとする社會政策の見地に基くものなり。故に此種の保險を稱して社會的保險と云ふ。

勞働者が傷害、疾病、癡癩、頽齡、夭折、失業等の危險に對して自から進で任意保險に

加はらざる重なる理由は其収入の不充分なるに在り。現在歐米諸國に於ける一般勞働者の勞銀にては家族を有する者は到底普通の生活標準を維持するに足らざることは公私幾多の報告に徴して明かなり。衣食足らざるの徒は概して無責任にして將來を顧慮するの念乏しきを例とす。之れ勞働者が任意保險に加はらざる重なる理由の一なり。而して普通の標準に於ける生活を營むこと能はざる者に向つて勤儉貯蓄を強ゆるときは、往々にして恐るべき弊竇を醸すことなきにあらざれども、個人をして各々其將來の計を立てしむることは、大局の上に於て極めて緊要にして且つ有益なり。今勞働者の間に勤儉貯蓄の風習を行はれしめんとすれば之れに對して強力なる刺戟を與ふるの外なきは敢て辯明の要なし。勤儉貯蓄を強制するは社會的保險の形式に依り定期に保險金を取立つるより便なるはなし。且つ保險業者は可及的保險金の拂出しを尠なからしめんが爲めに、或は使用主と協力し或は之に強壓を加へて出來得る限り危險の原因を減少せしめんとするは自然の勢なり。米國に於ては勞働者に對する賠償法の制定せらるゝや否や直ちに安全第一運動の起れるは、社會的保險制度が自から危險防遏の效果

あることを立證する適切なる實例なり。

各種の社會的保險は其初め悉く私的經營として起れり。然るに産業方法の發達するに従ひ危險の種類も亦増加したるが故に、營利の目的を以てしては悉く之に應ずること能はざるが故に、遂に社會政策の見地に基く特種の強制保險制度を創設することゝなれり。現今重なる歐米諸國にして傷害、職業的疾、健康、老齡、癩、死亡、及失業に對して多少の社會的保險制度を有せざるはなし。而して是等の制度は皆國家自衛の必要に基くものにして、能力を喪失したる者を自然の成行に放任するときは之が扶養の義務は結局國家に於て之を負擔せざるべからざることゝなるが故に、社會的保險制度を以て生活能力を有せざる者の頻出を防ぐは國家の地歩を容易ならしむる有力なる自衛手段なり。社會的保險の目的は慈善的救恤を受くる者の如く徳性を頹廢せしむることなくして、巧に勞働の能率を増加し貧困者の數を減少せんとするに在り。千八百八十一年十一月十七日獨逸皇帝維廉一世が其帝國議會に向つて社會的保險に關する有名なる詔勅を下したるは實に上述の理由に基くものにして、此詔勅は獨逸帝國は言ふに及はず全世界に對

して重大なる影響を及ぼし、勞働立法に關する新運動の原動力となれり。

第一節 傷害保險

傷害を被ひりたる勞働者に報償を與ふるの必要あり。所以は、理論上に於ては極めて簡單明瞭なり。凡そ經濟的に價値を有する物品の消費者は其物品を生産するが爲めに費したる一切の經費を負擔すべものなり。而して其所謂一切の經費中には普通の生産費の外生産中に生じたる死亡若くは傷害に依る金錢上の出費を包含す。傷害及死亡の場合に於ける勞銀の損失、醫療費、及埋葬費等は生産費の一部として計上すべきものにして、若し然らずして之を勞働者の自辨とするときは、即ち生産費の一部を勞働者が負擔することゝなるべし。斯くの如き不合理を避けんが爲めに、作業中の傷害に基く費用は他の經費と同じく之を生産費と看做すを以て當然とするに至れり。此種の費用は先づ使用主の負擔とし、生産品の賣捌に際して之を其價格中に加算し、終局消費者に轉嫁して其負擔に歸せしむるものとす。

傷害の報償に關する立法の由來を考ふるに、十八世紀の末に當り、鑛業及航海業

の發達するに従ひ、此兩業に従事する勞働者間に傷害者の數著しく増加したるが故に、勞働者は自衛の必要上相互の間に傷害保險組合なるものを組織することゝなれり。元來此二業に於ける勞働者は同一の場所に群集して勞働するが故に、一人の不注意不熟練は忽ち全勞働者の運命を左右する大事を惹き起す恐あり。従て相互の間に於ける信頼の觀念強固なるものありて、相互保險の組織を容易ならしめたり。然るに手工藝を專としたる中世時代の生産業に於ては、同業組合員の間に行はれたる作業場の規模は甚だ小規模にして、一人の親方は僅かに數人の助手又は傭人を使用するに過ぎずして、日夕相接する兩者の關係は極めて親密なるのみならず、産業用の器具は其構造頗る簡單にして、速度も亦緩慢なりしが故に、傷害者を出す如きは極めて罕れなりしも、偶々傷害を被むる者あるときは之が保護は親方の責任に屬することを疑ふ者なかりき。反之大量的産業の發達するに従ひ、往時の親方と使用人との間に於ける親愛の關係は次第に消滅し、各工場に使用せらるゝ勞働者の數遽かに増加すると共に、其使用主は多數の勞働者に對して親方の如き懇切なる注意を拂ふ違なきに至れり。又勞働者の側より見るときは、

新制度の下に於ては彼等の進退は自由となりたれども、疾病又は傷害の場合には、使用主よりして従前の親方が與へたるが如き周到なる保護を受くるの關係は既に消滅せり。されば若し職業に原因して疾病に罹り若くは傷害を被むりたるときは、只法律に據り使用主に對して損害賠償の訴へを起すの一途あるのみ。然るに法律上の争ひは縱令勞働者に有利なる場合と雖も、其決定容易にあらずして焦眉の急を救ふに足らず。殊に敗訴の場合甚だ多くして、勞働者の境遇は日に慘憺を極め、之が救済の爲めに何等か新なる施設の必要を生じ、種々の方法を試みたる結果遂に傷害保險の制度となれり。

獨逸は勞働保險制度の創始者なり。同國政府が始めて傷害保險に關する法案を議會に提出したるは實に千八百八十一年にして、此法案は不幸にして否決せられたれども、翌千八百八十二年には更に傷害及疾病保險に關する第二の法案を提出したるに、議會は此法案の中疾病保險の部分を通過せしむると共に、傷害に關しては全然勞働不能なるときは初めの十三週間を限り之れに報償を與ふべき旨の規定を通過せしめ、其他の部分は再び否決に了り、千八百八十四年に至りて漸く之

れが通過を見、翌千八百八十五年十月より實施せられたり。

此法律は爾來屢々修正を加へて其適用範圍を擴張したれば、現在は凡百の産業にして其適用を免かるゝもの殆んど之なきことゝなれり。但し聯邦會議は特に申請あるか、若くは任意の裁斷を以て危険の虞れなき事業と認むるときは之が適用に對する除外例を設くる權限を有すれども、千九百九年迄は嘗て此權限を行使して除外例を設けたることなし。

傷害の有無を決する標準としては一定の時間内に發生したる急突なる出來事の爲めに、勞働者に傷害を被らしめ若くは其體内の官能に故障を生じ、之が爲めに肉體上又は精神上の健康状態を損傷したるときは即ち傷害ありと認む。從業時間中に受けたる傷害にして三日以上の休業を要するものは悉く此法律の適用範圍内に屬し、傷害を受けたる際現に従業中なりしや否やは問ふ所にあらず。例へば正午の休憩中に汽罐破裂して傷害を被むりたる場合には、之に對して報償を受くる權利あり。又雷火の如き外來の危険も若し事業の性質上特に斯の如き危険を招く恐ありと認めらるゝときは、之に對して報償を支拂はざるべからず。第三

者の過失に基く傷害も其過失の原因と程度とが事業に特有の事情に影響せられたるものなるときは同じく報償の權利を失ふことなし。而して此規定は之を廣義に解釋して同僚たる勞働者の怠慢若くは不注意に基く傷害を包含す。

獨逸の規定に依れば、傷害を被むりたる勞働者に對する報償は勞働不能なる間之を支給するものにして、始めの十三週間は疾病基金中より之を支出し、其割合は最初の四週間は勞銀の五割にして、五週間目より十三週間の終り迄は六割六分三分の二を支給す、十三週間を経過したる後は傷害基金中より支給すれども、其金額は全治に至る迄依然として六割六分三分の二なり。而して疾病基金よりする負擔の割合は勞働者の負擔を三分の二、使用主の負擔を三分の一とし、五週間目より十三週間に至る間の一割六分三分の二の増額は被害者の使用主の負擔とす。即ち傷害に對する報償は三種の財源より支出するものにして、(一)初週より四週間は全部疾病基金より支出し、(二)五週間目より十三週間迄は疾病基金より五割、被害者の使用主より一割六分三分の二を支出し、(三)十三週間を経過したる後は使用主のみにて組織する傷害保險協會より之を支出するものとす。

千八百八十六年より千八百九十五年に至る十ヶ年間の統計に依れば、十三週間以内の休業にて全治したる傷害者の數は總數の八割四分を占め、其經費は全額の一割六分六厘強なりと云ふ。而して保險に加入せる勞働者は疾病保險費の三分の二を分擔することゝなるが故に、其負擔額は全經費の一割一分にして、残り八割九分は悉く使用主の負擔なり。

金錢上の給與の外醫療費、藥價、及器械代等の免除あり。是等の經費は金錢を以て給與する場合と同じく、初めの十三週間は疾病基金中より支出し、十三週間後は保險協會の負擔として傷害基金中より之を支出す。而して傷害の全治を速かにし可及的永久不具者の數を減じて年金額の増加を防ぐことは使用主等の利益なるが故に、保險協會に於ては病院、養生所其他の設備に力を用ひて傷病者の手當を怠らず。

傷害の爲め永久不具者となりたるときは被害勞働者は生涯其勞銀の六割六分三分の二の支給を受け、若し永久的の半不具者となりたるときは不具の程度に應じて其年金額を決定す。而して不具の程度の見積りは被害者の職業の性質と熟

練の程度とを斟酌して之を評定す。例へば活字職工の失へる一指は鑄物師の失へる一指よりも被害の程度重大なるが故に其年金額も亦多額とするが如き是れなり。

給與金額は最終の年に於ける勞銀を標準とし、勞銀の年額若し千七百馬克を超過するときは、其の超過額は單に三分の一だけを計上して以て給與金算定の基礎とす。

傷害の爲めに死亡したるときは之に對して死亡者の遺族が扶助料を受くる權利あると否とを論ぜず悉く埋葬費を支給す。其金額は死亡者の勞銀年額の十五分の一とすれども、最低額は五十馬克を下るを許さず。埋葬費は水死若しくは焼死等の如く埋葬不能の場合と雖も死亡後一週間以内に必ず之れを支給せざるべからず。遺族に對する年金は頗る潤澤にして寡婦は生涯夫の年收の二割を受け再婚の場合には年金額の三倍若しくは夫の年收の六割を支給して以て年金の支拂を停止するものとす。又夫を扶養する女子勞働者が死亡したる場合には扶養中の夫は自活不能なる間は妻の勞銀年額の二割を支給せられ、子女に對しては滿十五

歳に達する迄は傷害の爲めに死亡したる父母の勞銀の二割を支給するものとす、但し合計して兩者の平均年收の六割を超過することを得ず。夫が傷害の爲めに死亡したる場合に寡婦の外若し二人以上の子女あるときは亡夫の年收の六割を其間に等分す。

傷害保険の資源は各使用主の支拂へる勞銀の總高と事業に於ける危険の程度とを參酌して一般の使用主より徴收する賦課金を以て之に充つ。保險協會は其理事會に於て以上の條件を基礎として各使用主の負擔額の等級を定め、之が目錄を調製し、帝國保險會議の承認を経て之を執行す。傷害保険の資源として徴收すべき總額は前年度に於ける實費を標準として之を定む。

論者或は此組織に依るときは年金を支給すべき寡婦の數年々増加し、永久的不具者の數も亦年と共に膨脹し、保險の爲めに要する經費は年々増加して止まざるべく、年所を経て寡婦及不具者として保險金の支給を受くる者の死亡率と其増加率とが平準を保つに至る迄は保險經費の増加は停止する所なかるべく、從て新たに之に加入する者は從來より繰越しとなりたる經費に對し不公平なる分擔額を

負はざるべからず。新加入者が従前よりの會員と同額の賦課金を徴收せらるゝは自己と關係なき過去の損失の負擔を強ゐらるゝものなりと云ふ者あり。此説の誤れる所以は左の理由に依りて之を辯明することを得べし、即ち保險の經費は産業自から負擔すべきものにして保險協會員たる個人の負擔に歸すべきものにあらず。企業者が産業界に擡頭して新に保險協會に加入する迄には自己の使用せし勞働者中に既に幾多の傷害者を出せしことあるや疑なく、之に對する損害の責任は固より否むべからざるなり。而して斯くの如き經費は個人たる使用主の場合には製品の賣價を引上げて之を回収することを得べし。斯くて保險經費は消費者に轉嫁せらるゝものにして保險料として拂込むべき負擔額は産業に對する一時の課税と見て豫め之に備ふることを得るが故に、新に加入したる者も之が爲めに特に不便を感じ若くは不利益を被むることなし。

獨逸に於ける強制保險の執行機關中最も重要なるものは相互同業組合にして、此組合は同種の産業を營む使用主が各々相集まりて一の組合を組織し保險率の決定及産業上の安全に關する施設を勵行するを以て其任務とす。此制度の顯著

なる功績は所謂獨逸式の傷害防禦方法を發達せしめたることにして、同業組合は聯邦保險會議及帝國保險會議の嚴重なる監督の下に各々其定款の定むる所に從つて行動す。而して帝國保險會議は政府の補助金に依りて成立し本部を柏林に置き産業保險に關する最高の監督者たり、其組織は會長一名と永久及臨時會員數十名とより成り、會長及永久會員は聯邦會議の推薦に基いて皇帝の選任する終身會員にして、臨時會員は總數三十二名の中八名は聯邦會議の選任に係り、此中六名は聯邦會議員の兼任とし、殘二十四名の中十二名は使用主側より選出し、十二名は被保險人たる勞働者側より選出す。又帝國保險會議に隸屬して地方保險會議及高等保險會議あり、其組織は一定數の官吏と使用主側及勞働者側より選出する代表者とより成り、保險に關して法律上及行政上の問題を生じたるときは先づ之を地方保險會議に提起して其裁斷を求め、若し之に不服なるときは高等保險會議の裁定を仰ぎ、帝國保險會議を以て終決とす。

千九百十四年の發表に係る獨逸統計局の報告に依れば、千九百十二年中の傷害保險の被保險人は二千八百萬人にして、保險金の支拂高は一億七千萬馬克に達せ

りと云ふ。而して保險の取扱は頗る敏活にして、經費は極めて低廉なり。

既に述べたるが如く獨逸は社會的保險制度の創始者として其組織頗る精巧を極むるを以て、他の諸國に於ける同種の保險制度は概ね其範を獨逸に取らざるはなし、從て其細目に亘りては多少の差異あるを免かれずとするも根本に於ては悉く獨逸の制度に則とれり。

英國に於ては千八百九十七年始めて傷害報償法の通過を見られたれども、此法律は不備の點尠からざりしが故に其後屢々修正を加へて其適用範圍を擴張し、千九百六年に至り遂に現行法の制定となれり。之に依れば一切の産業に於ける勞働者が就業中に傷害を被ひりたる時は悉く此法律の適用を受け、死亡の場合には遺族に對し三ヶ年分の勞銀に相當する金額を一時に支給す。癆瘵に對する給與は勞銀の五割を限度とし、永久的の癆瘵となりたる時は生涯此金額を支給するものとす。報償金は總て使用主の負擔とし一定の保證金を提供して自から之を措辨するか若くは保險會社に附託するかは使用主の隨意なり。

傷害保險の主義は今や一般に是認する所となり、重なる世界の産業國中此制度

を有するもの既に四十餘ヶ國に達し、被保險勞働者の數實に五千萬人と註せらる。給與金額は概ね勞銀の五割乃至八割の間に在れども其他に醫療手當を施すを以て普通とす。而して使用主は保險金支拂に對する保障として政府の指定する保險會社と其使用する勞働者の爲めに傷害保險の契約を締結するを通例とす。

傷害報償法の規定は始め瘡痍、挫骨、四肢の喪失等の如く専ら傷害に對する賠償を目的としたれども、其後に至り就業中に罹れる職業的の疾病をも同じく此法律に均霑せしむるを至當と認めて之を適用することゝなれり。職業的の疾病を傷害と同一に取扱ひ之に報償を與ふる規定を設けたるは英國に始まり、千九百六年の傷害報償法中には重なる職業的の疾病六種を列擧せり。然るに、サウスオーストラリア及、オンタリオの二州は直ちに此主義に倣うて同一の規定を設けたり。爾來英國は次第に職業的の疾病の種類を増加し、千九百十五年に至りては二十五種の疾病に對して報償を與ふることゝなれり。今其重なるものを擧ぐれば各種の鑛山病、玻璃器製造職工の間に發生する内障眼、電信職工に多き痙攣病等なり。佛獨兩國に於ては *Amnesia* は職業的の疾病中最も其特徴の顯著なるものなるが故に、之を傷害と

同一に取扱ふて傷害保險法の適用範圍内に包含せしむ。千九百十一年の佛國財政法規中の規定に依れば、鑛業主は坑夫が *Ankylosinosis* に犯かされるときは其治療費を負擔したる上相當の報償を支拂はざるべからず。獨逸に於ては職業的の疾病にして傷害と同一に取扱ふべきものに關し調査中なりしが、開戰の爲め其後の消息を知るに由なし。

米國に於ては社會的保險の制度は未だ甚だ幼稚なり、從て傷害保險も亦之を歐洲諸國に比するときは極めて不完全なり。強制的傷害保險の必要は同國に於ても夙に之れを認むれども、憲法上の支障に妨げられて今尙ほ満足に之れを實行すること能はず。又既に傷害保險の規定を設けたる州と雖も其規定に遵據する否とは當事者の任意とするの方針を取れり。而して報償の數額は最も潤澤なりと稱せらるゝ紐育及、オハイオ兩州の規定に就て之を見るに、全く勞働すること能はざる間は勞銀の六割六分三分の二を給し若し永久の不具者となりるときは之を以て生涯の給與額とす。殊に紐育州に於ては一週間の給與額を二十弗以下五弗以上と明記し、若し負傷者の勞銀一週間五弗以下なるときは其勞銀額を以て

直ちに給與額とす。其他の諸州に於ては傷害に對する報償額は多くは勞銀の五割とし寡婦孤兒の救恤としては寡婦は其生涯若くは再婚迄夫の勞銀の三割を給せられ兒女あるときは一人に付き一割を増加し六割六分三分の二に達して止む。州に依りては報償金額を一ヶ月三十五弗又は五十弗等明かに金額を定むるものあり、或は一時金の制度に依り六千弗乃至二千弗の支給をなすものあり、其方針區區にして統一する所なし。

第二節 健康保險

疾病又は癱瘓の場合に處せんが爲めに豫め之が準備をなすことの必要なるは現今の社會的保險制度の行はるゝ遙かに以前より既に之を認め、中世時代に於ける同業組合の間には一種の保險制度を有したり。當時の制度は全然勞働者の出資を以てする任意保險の組織にして、毫も政府の補助を受くることなく獨立して之を經營せり。此種の任意保險制度は勞働組合、友愛會若くは同一工場に雇はるる勞働者間に於ける共濟事業として今尙ほ各文明國內に現存す。然るに此組織に於ては會費を支拂ふことを欲せざるか若くは之を支拂ふこと能はざるが爲め

に保險に加はらざる者甚だ多し。而して會費を支拂ふこと能はざるが如き貧困なる勞働者は却て保險の必要最も緊切なる者なるに拘はらず、之が恩澤に浴すること能はざるは任意保險制度の一大缺點なり。又此制度に於ては保險は一般の勞働者に普及せずして其效用甚だ不充分なること、財政上の基礎不確實なること、政府の監督なきこと、及營利を目的とする場合には經費多きに過ぐること等は復た其缺點なりとなす者あり。

任意保險の缺點を補はんが爲めに政府の補助金を受け其監督の下に在りて之を經營することゝなれり。此方法は健康保險制度發達の上より云ふときは第二期に屬し強制的組織の先驅となれり。而して政府の給付する補助金は被保險者の拂込むべき保險料を輕減して其加入を容易ならしめ、又監督あるが爲めに保險の效用を増進する利益あり。補助金は特に政府の指定せる條件を具備し其規則を遵奉する者と認めて政府が認可を與へたる保險業者に對して之を下付するを例とす。

政府の補助金に依りて經營する保險の組織は千八百九十一年瑞典に於て始め

て之を創設し、爾來丁抹、白耳義、佛蘭西、アイスランド、及瑞西の五國に於ても亦之を採用せり。其實験の結果に依れば此制度は政府の補助金と其監督あるが爲めに任意制度に比するときは其效果遙かに良好なれども、最も保險の必要ある者をして進で之に加入せしむること能はざる憾あるが故に、可及的多數の勞働者を健康保險に加入せしめて其效用を完からしめんが爲めに遂に保險經費の大部分を産業其物の負擔とする強制的組織を必要とするに至れり。

強制的健康保險　獨逸は強制的保險制度を設けたる世界最先の國なり。強制的保險は主義としては夙に各國思想家の間に行はれたるのみならず、千八百八十三年獨逸が始めて社會的保險制度を實行する以前に他の歐洲諸國中には既に國家の強制的監督の下に成立せる保險協會の存在するを見たり。されば獨逸は只是等の智識と實例とに學びて統一したる社會的保險の組織を立てたるが爲めに之が率先者と仰がるゝに至れり。而して此制度の創設に與かりて功ありたる學者政客の間に在りて、ビスマルクは實に其第一人者たる地位を占む。當時鐵血宰相の炯眼は四圍の状態に顧みて勞働者を保護せざるべからざる必要を看破し、常

に國內の政治家立法家に説くに善く勞働者の利害に留意して彼等の福祉を増進せしむるは國家の政策中極めて重大なる問題なる所以を以てせり。蓋し「ビスマルク」が之に其力を集中することとなりたるは他に重大なる動機の有するあり。當時同國內に於て盛に鼓吹せられたる社會主義は漸く勞働社會に浸潤し不穩の形勢を醸成せんとする傾きありければ、茲に勞働者優遇の政策を考案し之を以て勞働者に國家の恩惠の優渥なることを感知せしめ、彼等の安寧幸福を増進する最良の制度は現制度を措いて他に求むべきにあらずとの信念を抱かしめんことを期せり。

斯くの如き事情の下に維廉一世は千八百八十一年十一月十七日を以て議會に一の詔勅を下し始めて健康保險に關する法案を提出せしむる旨を宣言せり。此法案は其後二ヶ年を経たる千八百八十三年に至りて漸く議會を通過せり。現今は獨逸の外に強制的健康保險の制度を有するものは埃洪國、諾威、塞爾比亞、英、露、羅馬尼亞及和蘭等あり。而して米國其他の諸國は現に研究中なれば之が實現を見るの日遠きにあらざるべしと豫想せらる。

獨逸以外の諸國に於ける健康保險の組織は概ね獨逸の例に倣へり。而して友愛會、勞働組合若くは同一工場に雇はるゝ勞働者の醸資を以てする相互疾病共濟組織は孰れの國に於ても新法の精神に順應することを條件として之が存續を許せり。殊に獨逸及二三の國に於ては以上の諸組織の外に勞働組合に屬せざる孤立の勞働者の爲めに特に設けたる地方疾病基金なる新保險協會の組織あり。

強制的健康保險法の適用範圍は國に依りて多少の相異あり。獨逸に於ては千八百八十三年初めて制定したる法律は極めて限定的のものなりしが其後屢々修正を加へて之を擴張し、遂に現行法たる千九百十一年の保險整理法を以て著しく其適用範圍を擴張し、(一)一般勞働者、助手、徒弟及婢僕、(二)工場監督、職工長、其他の役員、(三)書記、商業徒弟及藥劑士、(四)俳優及音樂師、(五)教員及家庭教師、(六)自宅内職者、(七)獨逸船舶の乗組員等殆んど總ての産業に於ける使用人に對して之を適用す。而して(一)より(五)に至る使用人に對しては年收二千四百馬克以下の者に限り強制的保險に付すべきものとす。斯の如く強制的健康保險法の適用範圍を擴張したる結果千九百十二年に於ける被保險人の數は千四百萬人を超え獨逸の總人口に對し二

割二分の割合に達せり。奧洪國に於ては之が適用を受くる者の分類は殆んど獨逸と同一なり。諸國に於ては地方の勞働者は勞銀の年額約六百五十圓以下、都市の勞働者は年額約七百五十圓以下なるときは悉く強制保險法の適用を受くるものとす。露國は之を工場、鑛山、鐵工場、鐵道及内地航路、市街鐵道に於て使用する勞働者に適用せり。

英國に於ては千九百十一年の法律を以て十六歳以上七十歳以下の體的勞働者を悉く其適用範圍内に置き、書記、手代等の如き體的勞働者にあらざる者と雖も其年收百六十磅以下なるときは強制的に保險に付すべきものとす。臨時雇人及家庭に於ける召使に關しては保險料取立の困難あるに拘はらず之れを適用範圍内に包含せしめたるは立法者及執法者の手腕と云はざるべからず。又此法律の適用を受くべき勞働者にして若し年額二十六磅以上の別途收入あることを立證するときは之が適用を免ぜらるべく、皇室の使用人の如き特殊の者に對しては別に疾病救護の準備あるが故に之を適用せず。但し之が適用を除外せらるゝ者の數は比較的少數にして此法律を施行したる初年に於ける被保險者の數は千三百七

十四萬二千人即ち總人口の三割に達せり。

保險の經費は通例勞働者及使用主の分擔なれども、國に依りては政府も其一部分を負擔するものあり。蓋し政府が一部分を負擔せざる場合と雖も、使用主が法律上の義務として自己の使用する勞働者の疾病費を分擔することは、斯くの如き規定を設けざりし以前に比するときは勞働者を利益すること尠少に非ざるは明かなり。獨逸に於ては勞働者は保險經費の三分の二を負擔し他の三分の一は使用主の負擔とす。埃太利及露西亞に於ては分擔の割合は獨逸と同一なれども醫療費も亦使用主の負擔とす。諾威に於ては勞働者は十分の六を負擔し使用主及工場所在地の自治政體は各、其の十分の一を負擔し残り十分の二は國庫の補助とす。獨逸、埃太利、諾威に於ては、拂込むべき保險料の率は勞銀の割合に依りて算定するものなれば、勞銀の多寡に従つて其率に差等あり、勞銀増加すれば保險料も勞働者に拂渡すべき保險金も亦之と伴うて増加す。然るに英國は大陸諸國の躰に倣はずして勞銀の多寡に拘はらず均一拂込の制度を採れり。其保險料の率は男子は一週間十六錢にして女子は十二錢なり。而して男女を問はず一人に付

き使用主より十二錢國家より八錢の補助あり。又勞銀低廉なる者に特別の便宜を與へんが爲めに勞銀率一日一圓二十五錢以下の者に對しては其拂込率を引下げ之が爲めに生じたる差額は使用主及國家の負擔とす。

保險料を拂込める勞働者が疾病に罹りたるときは直ちに疾病保險金を支給せられ且つ醫療手當を與へらるゝものとす。現金を以て支給する保險金額は何國に於ても勞銀率より尠なきを普通とし、獨逸は其五割、諾威は六割なり。英國は保險料の均一拂込制に對照して保險金の拂渡も亦均一制を採り男子は一週間五圓、女子は同じく三圓五十錢なり。給與期間に關しては一ヶ年間の最大限度を定め之を超過するときは其年内に於ける支給を停止するものとす。發病の日より三日間は給與期間中に加算せず。英、獨兩國の現制に於ては一ヶ年に二十七週間を以て最大限度とす。又保險金請求の手續としては勞働不能なることを證明する醫師の診斷書を必要とし、係り醫師が全治の診斷を下すと同時に其支給を停止す。獨逸系統の法律と英國の法律とは勞働不能の場合に於ける取扱の標準を異にす。獨逸及瑞西兩國の法律並に諾威の草案に依れば、癡癩者即ち慢性病者及勞働

能力を喪失したる者は之を養老保険中に繰入るゝが故に、健康保険に於ては單に一時の疾病者のみを取扱ふものとす。反之英國の法律に依れば疾病若くは傷害の爲め勞働能力を失ひたる癱瘓者と老衰して勞働に堪へざる者との間に區別あり。恐らくは同國に於ては老年者に對する國設養老年金制度の存在するありて養老年金を受くる權利は豫め何等の拂込を要せずして之を許せども、癱瘓者に對しては保険料の拂込を必要とする健康保険法を以て之を律するを至當と認めたるが故なるべし。英國の癱瘓者に對する給與は一週間約二圓五十錢にして自活力を恢復せざる間は之を無期限に繼續し、七十歳に達するときは養老年金の權利を生ずるが故に癱瘓に對する給與は自然に消滅す。

保險給與の中に醫師の療治を加ふることを含むは英、獨、諸の諸法皆同一なり。畢竟するに健康保険は勞働者の健康を保持するを以て其目的とするが故に、疾病の場合に直ちに醫療を加へて快復を圖ることは此保險の本來の趣旨に適合するのみならず、基金の財政上より見るも疾病者が可及的速かに快癒して基金を蠶食することなからしむるを利とするが故なり。

獨逸に於ては保險協會は各地の開業醫と契約を結びて治療費に關し分頭的に協定を有するが故に、被保險者は一定の制限の下に協會と契約關係ある醫師の中に就き其好む所を選択する自由あるのみならず、必要の場合には協會の費用を以て専門醫の診察を受けしめ、若くは入院の上治療を加ふるが故に醫療上の手當は頗る周到なり。然るに醫療手當潤澤なりと稱せらるゝ英國に於ては協會と醫師とは何等直接の交渉なくして之を地方保險委員に一任す。此方法に依れば全國を通じて豫め均一なる手當と料金率とを定め置き、被保險者は無制限に附近の醫師の手當を受くることを得れども、英國は獨逸に比すれば醫師に對する國家の監督不充分なるが故に診察の方法輕卒にして且つ不完全なりとの非難あり。又諾威に於ては往診度數に従つて料金を支拂ふ組織なるが故に醫師の往診頻繁に過ぐる事實あり。要するに社會的保險の制度と醫師との關係は各國悉く之を困難とし未だ満足なる解決を告げたるものなし。而して藥品、眼鏡、脫腸帶及松葉杖等の器具類も亦基金中より支給するを常とす。此點に關しても獨逸は他の諸國に比して優越せる所ありと云ふ。

此保險制度の執行機關としては各國概ね既存の保險組織を應用せり。獨逸に於ては従前より相互共濟基金並に坑夫の間に於ける有力なる強制的保險の組織存在したるが故に、斯の如き共濟基金に依りて保障せらるゝ者は之を以て新法に於ける強制的保險に代用することを許し、使用主に對しても同じく其負擔を免除せり。又同一工場に雇はるゝ労働者間の基金に對しても一定の條件を付して保險の取扱ひを許せり。蓋し最も廣く行はるゝものは法律上の原則に基き自治的に經營する地方相互保險組織なるは言を俟たず。

英國に於ては任意組織の友愛會を利用して強制保險制度を實行し、其組織内に特別部門を設けて國民保險を取扱ふことを許せり。從て友愛會中には任意保險及國民保險の兩部を併有するもの多し。而して英國の制度は獨逸に於けるが如く産業の種類に依り若くは地方的に協會の所轄を定むることなく、被保險者は何れの協會なりとも随意に加入することを得るが故に、大なる協會は各種の産業に亘りて全國に其會員を有するものあり。但し其管理方法に付ては獨逸に一籌を輸するが如し。

保險計算に關しても兩國は全然其趣を異にす。獨逸に於ては被保險者より徵收する保險料は日々支出する給與其他の經費を支辨して後尙ほ多少の餘裕を存するを以て其方針とす。然るに被保險者は高齢となるに従ひ疾病増加するが故に、此方針に依りて組織したる任意保險に於ては、疾病者増加するが爲めに膨脹する經費は、可及的多數の青年者を加入せしめて之を補充するの外なく、然らざれば勢ひ保險料の率を引上げざるを得ず。青年者は老齡の被保險人と同率の保險料を拂込めども、疾病給與を要すること遙かに少なきが故に、其拂込金は常に過剰して老齡者の爲めに生ずる不足を補ふ便あり。但し此計算方法は獨逸の如く産業の種類と地方別とに依りて會員の所屬を定め、老弱年者の割合を明かにして收支の過不足相補ふことを得る制度に於て初めて之を實行すること得べし。

英國に於ては被保險人の保險料は本人が少壯時代の拂込みに依りて剩せる所を以て其老後に生ずべき不足を補はしめんとする計算に依れり、即ち全體に於ける收支相償ふを以て基礎とせずして各人の一生を通じて過不足なからしむるを以て基礎とす。換言すれば各被保險人に對し各々「アクチュアリアル・レザーフ」を

積立つるを以て其方針とす。然るに此計算方法は財政上の紛糾を生ずる恐尠からずと云ふ。

出産保険 女子被保険者に對して出産給與を支給することは健康保険法中重要なる規定の一なり。出産給與は婚姻事情の如何を問はざるを以て普通とす。英、露及羅馬尼等の諸國にては常に保險に付したる女子のみならず被保險者の妻に對しても亦之を支給す。獨逸に於ては出産給與は疾病給與と同率にして其給與期間を八週間とし内六週間は出産後に於て支給すべきものとす。産婦の承諾を得るときは醫師を往診せしめ若くは産科病院に入院せしむる事を以て現金の支拂に代ふるを得べし。而して自宅に於て産褥に就く場合には代物供給の爲めに産給與の半額以上を差引く事を許さず。都て出産に關する給與は健康保險基金中より之を支出するものとす。諾威、洪牙利及露國に於ては六週間、奧太利に於ては四週間の限り疾病給與と同額の給與あり。被保險者の妻にして自からは保險に加はらざる者に對する給與額は通例女子被保險者の給與額の半額なり。給與金は毎週賦割を以て支給するを原則とすれども往々一括して支給する場

合あり。英國に於ては女子被保險者の出産に際しては約十四圓五十錢を支給し、被保險者の妻の場合にも同じく十四圓五十錢を支給す。而して以上二個の資格を併有する者に對しては二十九圓の給與とす。出産給與に關する事項は概ね健康保險法中に規定するを例とすれども、伊太利に於ては未だ健康保險に關する法律なきも出産保險の制度は之を設定する必要ありとなし、千九百十年特に之を制定せり。其規定に依るときは十五歳以上五十歳迄の女子は悉く之が適用を受け十五歳以上二十歳迄の少女は一ヶ年に三十八錢餘、二十歳以上は一ヶ年に七十六錢餘の保險料を拂込まざるべからず。而して此保險料は之を折半して一半は使用主の負擔とす。又出産の場合には一時金約十五圓五十錢を支給するものにして其内四分の一は國家の負擔なり。

第三節 養老及癡癩保險

一、補助金なき養老保險

老衰して其職に堪へざる勞働者を救助する方法三種あり、慈善、貯蓄及保險是れなり。就中慈善は往古より行はれ之に依りて幾多の窮民を救ひ社會を裨益した

ること尠少にあらざるは敢て多言を要せざる所なり。然るに近世の實情より云ふときは慈善事業は公私孰れの企畫たるを問はず量に於て不充分にして質に於て不満足なり。即ち慈善を受くる者は之が爲めに墮落し自尊心ある者は之を受くるを潔しとせざるなり。又貯蓄に關しては恒産なき勞働者が老後を慮りて豫貯蓄をなすことの極めて困難なるは周知の事に屬し、低廉なる勞銀に依りて生活する者に収入の餘裕を有すべき理なく、目前の急に齷齪する者は貯蓄の利益を知るも亦之を如何ともすること能はざるなり。加之春秋に富める壯年の勞働者は老後の問題を以て前途遠遠なる事と目し、果して斯くの如き長壽を保つことを得るや否や明かならざるに現に焦眉の急あるに拘はらず之を節して斯かる不確定なる將來に備ふるの要なしとするは勞働階級に於ける一般の通弊なり。故に養老の問題は疾病の場合と同じく之を個人の爲す所に一任せず、團體組織たる保險制度に依りて解決するを優れりとす。

養老及癩癩保險は健康保險と同じく其始め何等の補助なき任意保險の組織に依れり。而して友愛會、勞働組合、同一工場に於ける勞働者間の基金及營利を目的

とする保險會社等の間には今尙ほ此の組織に依る者あれども、養老及癩癩保險は頗る煩瑣なる事業なれば友愛會若くは勞働組合に於て之を取扱ふこと近年極めて僅少となれり。米國は州に依りては友愛會をして此種の保險を營ましむる事を禁ずるものあり、同國に現存する友愛會百八十二の中養老保險の組織を有するものは僅かに四十二にして滿七十歳に達して初めて保險金の支拂を受くる権利を生ずるを普通とす。又勞働組合約百十個の中恩給基金を有するものは四個組合に過ぎず。歐洲に於ては營利を目的とする私設保險會社に於て中流階級者に對する養老保險を營むもの少なからざれども、米國に於ては營利的の任意養老保險は殆んど皆無と云うて可なり。

二、國庫の補助に依る養老及癩癩保險

任意にして補助金なき養老保險は其效果甚だ不充分なるを以て、近年に至り、老衰者の救護は國家當然の責務なりとして養老保險は他の社會的保險と同じく國家の經營に屬すべきものなりとするに至れり。

國庫の補助を受けて經營する任意養老保險は佛、白、英、伊、西及米國に於ける「マツ

サチユールセツツ、ウキスコンシンの兩州並に英領加奈陀等に於て行はれ、佛、白、伊、西の四國に於ては一定率の補給利子を以て補助金に充つる者あり、若くは一部の被保險人に對し直接に養老金を支給する者あり、又は業務に要する機關を準備し且つ之が經費を支辨する者あり。「マツサチユールセツツ」州に於ては州の監督下に在る貯蓄銀行をして任意養老保險を取扱はしめ、「ウキスコンシン」州に於ては保險委員の監督下に屬する州設生命保險基金中より養老年金を支出する組織を有す。

任意養老及癱瘓保險の制度は國家の補助ある場合と雖も多數の労働者に對して遺漏なきを期すべからずして動もすれば其取扱振不規則に流るゝ虞れあるが故に、此缺點を是正して保險の効果を確實ならしめんが爲めに之を強制的とし、使用主をして其經費を分擔せしむる組織を可とすることゝなれり。

三、強制的養老及癱瘓保險

強制的養老及癱瘓保險は未だ健康保險の如く廣く一般に行はるゝに至らず、現に此制度を有するものは獨逸、ルクセンブルグ、佛蘭西、羅馬尼、瑞典及和蘭の六ヶ國に過ぎず。強制的養老保險も亦獨逸を以て之が創始者とす。同國が養老保險法

を制定したるは千八百八十九年にして、此法律に依るときは特定の職業に従事する労働者は滿十八歳より七十歳迄の間は其収入の多寡を論ぜず悉く養老保險に加入せざるべからず。而して特定職業の種類は健康保險の場合と略同一なれども自宅職業の中煙草製造職工及織物職工のみを包含して其他を除外す。又體的労働者と雖も年額千九百馬克以上の俸給を受くる者は必ずしも之れに加入するを要せず。但し任意に加入を希望するときは之れを拒むことなし。保險料の拂込は労働者の収入の多寡に依りて之を五等に別ち最低八錢最高三十二錢とし使用主と折半して之を負擔するものとす。養老金額も亦拂込額の等級に應じて之を五等に分てり。國家の負擔する部分の割合に付ても亦斬新なる方法に依り各被保險人に對し一人に付き一ヶ年四十八馬克の支出とす。養老金の年額は一ヶ年に百馬克より二百二十馬克迄にして之を最も低き程度の生活標準に比較するも尙ほ其幾部分を補助するに過ぎざる小額なり。而して養老年金の権利を得んが爲めには少なくとも千二百週間以上の拂込あるを要す。但し本法施行の際滿四十歳以上の者に對する便法として四十歳を超過したる年數に對し一ヶ年に四

十週間の割合を以て其拂込額を軽減することゝせり。

獨逸に於ては養老保険は癱瘓保険の補足として之を取扱ふ傾向あり。癱瘓保険は年齢の如何に拘はらず體力衰弱して一般同職業者の取得する勞銀の三分の一以上を得ること能はざるときは直ちに癱瘓保険金の支拂を受くる権利あり。而して其金額は養老保険の金額より高率なり。保険金額多きが上に年齢に制限なきことは七十歳の高齢に達する迄権利の發生せざる養老保険に比して遙かに有利なるが故に之に加入する者多きは自然の勢なり。千九百八年の現在として癱瘓保険に依りて給與を受くる者八十九萬四千人なるに對し養老保険を受くる者は十萬二千人にして即ち約九分の一なり。されば養老保険に關し屢々年限短縮の建議あるに拘はず政府は之を顧みざる所以は、實は養老保険に重きを置かずして専ら癱瘓保険に力を用ひ、資金に餘裕を生ずるときは先づ之を擴張せんとする意あるが故なり。

獨逸の養老及癱瘓保険の組織に二個の特徴あり、疾病に對する給與及養生所の設備是なり。治療の見込ある患者にして既に健康保険法に依る給與の限度に達

し尙ほ全治せざる者あるときは、此基金中より之を救助することを得るものとす。但し此場合に於ては現金を支給せずして獨逸の社會的保險制度の特徴として無能力者の増加を豫防するを目的とする直接治療の方法に依るものにして、地方年金局の下に多數の施療所、轉地保養所等を設けて如上の勞働者を收容す。此方法は成績頗る良好にして將に永久の癱瘓者たらんとする者を救うて再び満足なる勞働者たることを得せしめたる例尠なからず。

獨逸以外の五ヶ國に於ける制度は悉く其範を獨逸に取りたるものにして特に指擧すべきものなし。

四、恩給

老衰者の救助を目的とする制度の中純然たる恩給制即ち給與を受くる者が豫め何等の醜資をなすことなくして養老金を支給せらるゝ方法あり。然るに恩給制は勞銀の標準を低落せしめ、勤儉の美風を破壊し、家庭の圓滿を傷くる惡制なりとして之に反對する者あれども、之を可とする者の説に依れば老後收入の途なき父母が、不足勝なる勞銀に依りて生活する子女に寄頼すればとて之が爲めに特に

親子の情を濃厚ならしむるものにあらず、又前途遠遠にして果して斯かる年齢に達することを得るや否や確かならざる老後に至り些少の恩給を得る望みあればとて之が爲めに懶惰に流れ勤儉の風習を破壊せらるゝ憂あることなく、且つ勞役に堪へざる少數の老齡者に恩給を與ふればとて之が爲めに一般勞働市場に影響し勞銀の標準を低落せしむるが如きは斷じて之なしと云ふに在り。或は純然たる恩給は慈善の臭味あるが故に強制的保險と比肩すべきものにあらずとして之を排斥する者あり。

恩給は一定の條件を具備するか若くは一定年限の勤績者に對して悉く之を支給するを普通とす。恩給制度を有する國は丁抹、ニュージブランド、白耳義、佛蘭西、濠洲及英國にして米國に於ては、アラスカ及アリゾナの二州なり。恩給に對する一定の條件とは其國の國民なること、一定年限の間國內に居住すること、禁錮以上の處刑を受けたる者にあらざること、本人の收入一定の標準に達せざること等に於て、國に依りて多少の差異あり。勤績者としての恩給は警察官、消防員及教員等専ら政府の使用人に限るが如し。恩給は何國に於ても其額頗る僅少にして英國

に於ては一週間五十錢より二圓五十錢迄の間にして、アラスカに於ては一ヶ月十二弗五十錢を最高額とす。個人の事業に於ても近年は恩給基金を設定する者尠なからずと云ふ。

第四節 寡婦孤兒に對する保險

一、任意保險

寡婦孤兒に對する保險とは實質上に於ては普通の生命保險なり。然るに普通の生命保險は勞働者に取りては保險料高きに過ぎ且つ其拂込方法も一ヶ年に一回若くは數回の拂込として纏まりたる金額を支拂はしむることは甚だ困難なれば、收入乏しき勞働者に對して特に生命保險の便益に與からしめんが爲めに、簡便を旨とする一種の保險を設け、之を名けて産業的保險若くは愼慮保險と云ふ。此保險に於ては保險金額は極めて小額にして僅かに埋葬費を辨ずるに過ぎざれども、保險料の取立方を簡便にし多くは被保險者の許に集金人を派遣して毎週之を取立つる方法に依るが故に、保險料取立の爲めに多數の代理人を使用する必要ありて自から經費の増加するは避くべからざる所なり。又勞働者は他の階級者に

比して死亡率多きが故に保険料も亦其割合を以て算定せざるべからず、故に此保険は普通の生命保険に比すれば輕便にして拂込みの苦痛を感ずること尠なきに拘はらず、數字の上に於て果して被保険者に利益なるや否や疑問なりとす。

反之英、佛、露、加、奈、陀等に行はるゝ國營の生命保険及友愛會、勞働組合、同一工場に於ける勞働者間の基金を以てする共濟的保險并に會社組織たる相互生命保險等は經費の點に於ては却て經濟的なれども、勞働者は之に加入すること頗る困難なるが上に如何なる組織たるを問はず任意保險の下に於ては一般勞働者は多くは之に加入せずして止むが故に、遂に強制的制度を設くることゝなれり。

二、強制保險

寡婦孤兒に對する強制的保險は社會的保險中最新の企てにして現在之を實行するものは佛獨兩國のみなり。

佛國に於ては千九百十年の強制的養老保險法中に被保險者の寡婦孤兒に對する給與規定を設けたり、之に依れば給與金額は六十圓乃至百二十圓にして月賦支拂として月々十圓内外の支給とす。

獨逸に於て寡婦孤兒に對する強制的保險の規定を設けたるは千九百十一年即ち佛國に後るゝこと僅かに一年なり。同國の規定も亦佛國の規定と同じく養老癱瘓保險の被保險者の遺族に給與金を支拂ふを目的とするものにして、其金額は被保險者の保險金額に依りて差等あり、寡婦は自から癱瘓者たる場合に限り夫の保險金額の三割を支給せられ、子女に對しては十五歳迄之を附與し、長子は一割五分、其他は各二分五厘とす。此外國庫よりの給與として寡婦に二十四圓餘、子女に各十二圓餘の支給あり。之が爲めに要する經費は養老癱瘓保險料の増額に依りて之を支辨するものとす。故に此規定を實施するに當り五等に分てる被保險者に對し其等級に従つて一錢より六錢迄の保險料増額を行へり。而して増加額の負擔も亦被保險者と使用主との間に於て之を分擔するものとす、但し保險金額は甚だ小額にして三人の子女を有する寡婦に對して年額僅かに七十五圓を支給するに過ぎざれば此保險は其效果未だ充分なりと云ふを得ず。

第五節 失業保險

一、任意失業手當

個人の經營若くは慈善事業として失業者の經濟上の窮乏を救済することは久しく行はるゝ所なれども、從來の救済方法は傷害疾病若くは老齡者に對する救済の場合と同じく其效果甚だ不充分なりしを以て、近年に至り失業者に對しても亦保險制度を設くることゝなれり。失業保險はもと勞働組合内に於て之を取扱ひ其經費は毫も外間より援助を受くることなく總て組合員の負擔とせり。而して勞働組合の經營する失業保險は歐洲諸國に於ては成功したるもの尠なからざれども、米國に於ては此種の保險を營む勞働組合は僅かに十指を屈するに過ぎずして、多くは旅費を給するか若くは組合に納むべき課金を免除するに止む。然るに國に依りては勞働組合のみならず友愛會に於ても失業手當を支給するものあり。獨逸に於ては使用主が其使用人の爲めに特に基金を設け之を失業保險に代用する實例あり。

二、「ガン」式

外間より補助を受けずして勞働者のみにて組織する任意失業保險は會員の負擔過重なるが爲めに多數の加入者を期待することを得ざるが故に、政府若くは自

治政體より勞働組合に補助金を給して之を經營せしめ可及的會員の負擔を輕減して以て加入者を誘ふことゝなれり、是れ實に千九百一年白耳義國「ガン」市に於て創設したる方法にして所謂「ガン」式失業保險と稱するものなり。「ガン」式失業保險は嘗に白國內のみならず英獨佛伊蘭丁諾及瑞西諸國の都市に於ても之を採用せり、而して補助金の額は國に依りて同じからざれども多きは勞働組合の負擔と同額の補助を與へ少なきも其三分の一を下らず。英國に於ては失業保險法の適用を受けざる勞働組合あれども政府は此種の組合に對しても尙ほ補助金を支給す。但し其金額は他の場合と異なり組合の負擔額の六分の一以下とす。然るに失業保險も任意制度としては不便尠なからずとなし次第に強制的の制度と變ずる傾向あり。

三、強制的失業保險

強制的失業保險は千八百九十四年瑞西國「サンゴール」市に於て試みたるを始めとす。然るに同市の制度は行政的の痕跡に基き施行後僅かに二年にして失敗に歸し、現に強制的失業保險の制度を有するものは英國只一國のみなり。英國に於

ては千九百十一年の國民保險法中に於て之を規定し翌年七月より實施せり其規定に依れば失業保險法の適用を受くべき職業を分ちて(一)建築業(二)工場建設業(三)造船業(四)機械製造業(五)製鐵業(六)車輛製造業(七)製材業の七部とせり。而して特に此七業を選びたる所以は業體の内情詳かなるが上に失業者を出すこと最も多きが故なり但し當局者に於て必要と認むるときは之を他の産業に適用することを許せり。被保險者の數は七業に於ける労働者の總數千五百萬人の中二百五十萬人即ち一割六分強を占む。又保險料の拂込は使用主と労働者と同額として一週間に各々十錢なり。而して政府の補助は使用主の負擔と労働者の負擔とを併せたるものゝ三分の一にして即ち六錢六厘強なり。失業の場合に被保險者に拂渡す金額は一週間に三圓五十錢にして一ヶ年間に十五週間を以て最大限度とす。職業を失ひたる初めの週間は保險金を給與せず。又失業保險金の給與を受けんが爲めには一週間の給與に付き豫め五週間の保險料拂込済にあらざれば其權利を生ぜず。而して給與期間を一ヶ年十五週間と限定せしは稍々窮屈の感なきにあらざれども總計十三萬人の失業者中組合員にして最大限度に達したる者は

僅かに百分の五、組合外の被保險者百分の十二の割合に過ぎざるを以て見れば労働者に取りて格別の不便なきは明かなり。

労働者の利益を保護するの必要よりして被保險者たる失業者は同盟罷業の行はるゝ地方に赴くこと若くは普通の勞銀率より低廉なる勞銀の下に働くことを強要せらるゝことなし。又被保險者は年齢六十歳に達し失業保險に加入して以來滿十ヶ年を経過し且つ拂込回数五百回以上なるときは其拂込總額より實際給與を受けたる金額を控除し之に年二分五厘の重利を付したる金額の拂戻しを請求することを得。

又使用主の利益を保護するの必要よりして労働者は適當なる理由なくして同盟罷業を企つるか若くは工場を立去るか或は行狀不良なるか又は技能不十分なるが爲めに解僱せられたる場合には其失業保險金の給與を拒絶せらるゝことあるべし。而して失業者頻出して作業の平均を保つこと能はざる不便なからしめんが爲め使用主に與ふるに一ヶ年間に四十五週間以上勤続したる労働者に對し其拂込みたる保險料の三分の一を拂戻す權限を以てせり。

失業保険の取扱手續は極めて簡易なり。被保険者は豫め失業保険通帳の給付を受け、職業に従事する間は之を其使用主に預け置くとときは使用主は保険料拂込みの當日毎に自己の拂込むべき分と被保険者の拂込分として労銀より差引きたるものとを切手に替へて之を通帳に貼付す、斯くて毎週の拂込金は切手を賣捌ける郵便局より失業保険基金中に轉送す。被保険者は失業の場合には直ちに使用主より其保険通帳を受取り之を附近の労働交換所若しくは保険局に轉交す、労働交換所若しくは保険局は若干の労働者の集合する所より五哩を出でざる地點には必ず配置せらるゝが故に失業者は別に不便を感ずることなきのみならず、此手續は同時に求職の意思を表明する登録の用をなし内氣にして職業を搜索することの不得意なる者に對して特に便宜多し。千九百十四年一月十七日を終日とする滿一ケ年間に拂出したる失業保険金額は四十九萬七千七百二十五磅なりと云ふ。

第九章 執行機關

以上述べたる所に依りて歐米諸國に於ける労働法規の現在並に之が發達の概要を窺ふに足るべし。然るに立法の目的は現實に其効果を擧ぐることを以て主とすべきものなる故に、法の精神如何に眞理に適合し規定の條項如何に精細を極むるとも之れを執行する機關を缺くときは畢竟空文に了るの外なし。歐米諸國が労働法規の制定に着手してより既に一世紀を經過せり。而して當初の法規は悉く適當なる執行機關を缺如したるが爲に多くは有名無實の譏りを免かれざりき。英國に於ては千八百二年の徒弟保護條例を始めとし千八百十九年、同二十五年、同三十一年の労働法規の如き、獨逸に於ては千八百四十九年より同六十九年の間に於ける數回の立法の如き、埃國に至りては千七百八十六年より千八百五十九年に至り前後七回に亘りて労働法規を設けたるが如き、法としては敢て間然する所あるにあらざりしも之が實施の爲めに有力なる執行及監督の機關を設けざりし間は何等の效用を充たすこと能はざりし事實あり。由來労働者の境遇に同情

して之が改善の爲めに力を盡したる政治家改革者及労働組合の指導者等は多くは労働保護を目的とする法律の制定を以て能事了れりとなし、徒らに其功に誇りて之が實行上の効果の如何を顧みざるを常とせり。従て施行細則の如き、適用方法の如き、若くは執行官の選擇の如き、極めて重要な問題は之を輕々に看過せり。然るに千百の明法ありと雖も之れが精神を的確に勵行し之が疑義を明快に解決する技倆を有する敏腕なる執行官を得るにあらざれば何の益する所なかるべし、而して斯の如き能吏をして其所を得せしむるは一に制度と機關の組織如何に在り。殊に執行機關たる行政組織の良否は法其ものゝ効果を増減する直接の原因なれば之を行政政府の内事として等閑に付すべきものにあらず。茲に執行機關の組織と云ふは當局者たる吏員に附與すべき權能及權限を劃定し之に依りて法規の執行を司らしめ、以て所期の目的を達せんとする方法に外ならず。故に法を以て國家の意思の靜體なりと云ふことを得ば執行機關は法の動體なりと云ふを得べし。

歐米諸國に於ては當初工場法を以て一切の労働問題を取扱はんとしたるが故

に、工場法なる語は現今の所謂労働法規の全體を意味し、管に工場のみならず工場外に於ける労働者の安全、健康、労働時間、勞銀の支拂方法及現物給付等に關する問題も亦此法律に依りて措辨せり。蓋し此時代に於ては主人と奴僕又は使用主と被傭人との間に於ける權利義務關係の如き、若くは加工に基く留置權の如き、又は勞銀の特典たる差押へに對する除外例の如き、或は使用主の責任に關する規定の如き、或は共謀律の如き總て根本的に權利義務の關係を決定する法律と工場法とは自ら其基礎を異にしたれども、時を経るに従ひ次第に其區別を沒却し彼是混淆の姿となれり。然れども大體上に於ては工場法は労働法規の中執行及監督の爲め常に吏員の在任を必要とする部分を指し、之を係争問題の處分の如き法衙の所管に屬する部分と區別したれども、法制一般的に複雑となるに従ひ此區別も亦漸く不明瞭となり、現今は之を總稱して労働法規と云ひ工場法なる語を用ゆること甚だ稀なり。

初期の工場法は之が執行及監督の爲め特に官職を設くることなく、労働に關する訴出であるときは警察官若くは檢事の如き在來の裁判所員又は地方官に於て

之を受理裁決せり。此制度は今尚ほ諸國の間に存續すれども一般の被傭人は解傭の危険を冒して枉屈を訴へ出づること極めて罕れなるのみならず當局者も亦他に本職を有するときは勢ひ重きを其本職に置き惠念勞働者の利害を考慮する逸なく殊に地方官の如きは使用主の政治上の勢力に左右せらるゝ虞あり。斯くて從來の制度は充分に勞働者の利益を保護すること能はざるものとなり千八百七十年代より頻りに新法を設けて此缺漏を補ふことゝなれり。されば新法の眼目は一面勞働爭議解決の方法を改め、一面産業監督官を専任するを主とし、産業監督官に對しては從來の如く訴出を待たずして自己の發意を以て工場を視察し違法の事實あるときは直ちに之を處分することを得る權限を附與せり。又爭議解決の方法としては産業裁判所の如き、強制調査法の如き、若くは強制仲裁法の如き、又は低限勞銀法の如き幾多の新制度行はるゝことゝなりたるは既に論述したる所なれば本章に於ては勞働法規に關する執行機關の組織に就き各國の現制を略述するに止むべし。

一、工場監督機關の組織 工場監督機關の組織は國に依りて同じからざれども

之を大別して、(イ)中央統一制、(ロ)地方分權制、(ハ)折衷制の三種とするを得べし。而して機關の組織異なるに従ひ其權限も亦多少の差異なきこと能はず、英國に於ては中央統一制を採用し内部に於ては數名の監督官各、専門的に部門を分ちて之を分擔すれども、普魯西に於ては之に反し地方分權制を採用し専門的に部門を分つことなく各監督官聯合して綜合的に一切の事務を取扱ふ組織なり。英國に於ては内務省に屬する勞働局なる一的首腦機關を設け之が長官は工場の監督に關する全權を握り其の統轄の下に各部の専門的監督機關、地方監督機關及下級監督機關あり、各監督機關の職務を分ちて工場監督及作業場監督の二種とし、危険工業、電氣工業若くは織物業等の如き工業の種類に依りて更に特別監督機關を設けたり。然るに普魯西及瑞西等の諸國に於ては統轄的の監督長官を置かず各地方に於ける監督官は其地方の長官として管内に於ける工場監督一切の責に任ず。奧太利に於ては中央監督機關は商務省の所管に屬し之に地方監督機關を隸屬せしむ。然るに同國の地方監督機關は地方長官の指揮を受くる組織なるが故に中央監督機關は英國に於けるが如く全權を有せず。而して監督官の職務權限は一切の監

督事務を包含するものなれども建築業又は輸送業の如き特定の事業に對しては特別監督官を置くことあり。佛國に於ては工場監督の責任は中央政府の勞働長官に屬すれども實際の監督事務は其部下たる各部の監督官及地方監督官に於て之に當れり。

以上述べたる所に依れば諸國の制度は固より一長一短を免かれざれども、各地方に對等の權限を有する監督官を配置して之を統轄すべき中央長官を缺くときは其方針區々に亘る虞あり。一國內に在りて地方を異にするが爲めに法の保護に厚薄の差を生ずるが如きは當に勞働者の不利益なるのみならず工業の發達に影響するところ尠少にあらざれば監督の方法を統一し全國を通じて其保護を均等ならしめんが爲めには地方分權制よりは中央統一制を以て優れりとす。但し急速の措置を要する場合には或は反對の結果を生ずることなしとせず。

二、他の國務機關との關係 佛蘭西及白耳義の兩國に於ては工場の監督は全然其監督機關に一任し他の國務機關より受くる所の援助は僅かに訴訟事務のみに過ぎざれども英國に於ては各地方廳は工場監督機關と協力して勞働保護法の執

行を司どり殊に衛生上の事項に關しては尠なからざる援助を與ふるを常とす。反之獨逸に於ては勞働保護に關する法規の執行は(イ)工場衛生、安全及一般工業上の事項に對して監督權を有する工業監督機關、(ロ)災厄防遏を以て其任とする保險監督機關、(ハ)工場監督統計資料蒐集及司法并に行政處分執行の機能に任ずる警察機關等の干與する所たり。瑞西に於ては聯邦工場監督機關と各州工場監督機關との間に事務の分掌ありて勞働の保護に關する事項は主として地方警察機關及州廳の職掌に屬す。澳太利に於ては工場監督機關と地方廳との間に職掌を區分し勞働保護法の執行及取締は地方廳の任務とす。斯の如く各種の機關が互に協力して監督上の任務を分擔するが故に、主たる工場監督機關は之が爲めに便宜を得ること少なからざれども、此組織の弱點は各機關の間に意見の扞格を生じ方針の一致を缺き往々にして軋轢反撥することなりとす。

三、特種工場監督機關 工場取締の問題は衛生學及醫學に關すること多きが故に國に依りては特に醫學上の専門的智識を有する監督官を置くものあり。英國及白耳義に於ては工場監督機關中に特に醫官部を設け學識經驗に富める専門家

を以て之が部長とし数名の専門家を部員に任じ専ら職業的疾疾病及安全健康に關する問題の研究に従事せしむ。佛蘭西、瑞西、埃太利及普魯西を始め多數の獨逸聯邦は未だ此種の監督機關を有せず。但し瑞西に於ては工場監督官は監督上疑義あるときは著名の醫學者の意見を徵するを必要とし、埃太利に於ては醫學上の専門智識を有する顧問を置く制度あり、普魯西に於ては衛生上の危険ある工場の監督に際し地方の醫師に之を鑑定せしむる方針を取れり。各國の工場監督機關中現に醫官の制度を有するものは極めて少數なれども之が必要は既に諸國の認識する所なり。

女子を工場監督官となすの可否は從來各國に於て議論の存する所なれども、近年に至り多數の女工を使用する工場に於ては其監督者は同じく女子を以てするを便なりとして已に之が實行に着手したるものあり。英國に於ては女子工場監督官の制度を有し男子監督官と分離して別に一部を設け工場監督の事務に従事せしむ。佛、埃、白の三國に於ても亦女子監督官を有すれども、普魯西及瑞西聯邦に於ては未だ斯かる制度を設くるに至らず。英國以外の諸國に於ては女子監督官

は主として女工及兒童を使用する小工場の監督を掌り其地位は男子に比すれば遙かに低位に在り、蓋し女子は男子より注意綿密にして女工及兒童が多數を占むる工場に於ては労働者の境遇及其希望を理解すること男子よりも遙かに敏慧なり、故に此種の工場監督者としては獨特の長所ありと云ふ。

労働者の中より工場監督官を採用すべしとは多年労働者の間に唱へらるゝ所にして工場の労働に充分の経験を有し且つ人格優良なる労働者を先づ下級監督官に任命し漸次に之を登用すべしとの議は今や各國の労働階級間に行はるゝ有力なる主張なり。而して使用主階級の間には労働者を以て監督者となすときは自己と同一階級者たる誼に依り被監督者の爲めに偏私せんことを恐れて之に反對する者尠なからざれども、採用に際し人格及品性の鑑識を誤らざる限りは縱令労働者の中より任命したる監督官と雖も理否を分たずして常に労働者側の便益を圖るが如きことを敢てせざるべきのみならず、労働者の内情を熟知し其心理状態に共鳴することを得るが故に却て之を誘掖して不當の主張を撤回せしめ徒らに不安動搖を醸すことを防ぐの便多かるべし。英國に於ては工場監督官を上

下二級に分ち下級監督官は之を勞働者中より選任して既に如上の主義を實行す。又埃太利及白耳義は特別任務に對し勞働者中より監督官を採擇すれども、佛、獨及瑞西等の諸國は未だ斯かる制度を行ふに至らず。

四、工場監督官の任用資格 工場の監督者は人格及學識に加ふるに充分なる經驗を必要とするが故に、歐洲諸國に於ては之を以て一種の専門的職業と看做し、可及的其在職の長きを利なりとし、重大なる過失又は止むを得ざる事故あるにあらざれば容易に交迭を行はざる方針を取れり。而して其採用年齢は二十五歳乃至三十歳とし満足なる準備的教育を有することを要件とす。斯の如く教育及經驗に關する嚴重なる條件あるが故に、數々職業を變更して繼續的の經驗を有せざる者は工場監督官たる資格を有せず。

工場監督官の銓衡に關しては智識經驗其他の條件を具備すべきは勿論なれども、最も重きを人格に置き縦令學識技術其他に於て間然する所なきも若し人格に於て缺くる所あるときは決して之を採用せず。英國に於ては候補者の品性及資格に付き豫め詳細なる調査を遂げ然る後工場監督官若くは其代理者が親しく引

見して人物の如何を検し若し適當と認むるときは採用試験を行つて之が採否を決する方針を取れり。獨逸に於ては任用試験施行前に候補者の決定に關し主務大臣の承認を経ることを必要とし、埃太利に於ては資格審査委員を設けて任用事務を掌らしむ。斯の如く各國が工場監督官の採用に關して慎重なる注意を拂ふ所以のものは監督官の職分を極めて重要なりと認むるが故なり。而して人物以外の資格に關しては各國必ずしも其の揆を一にせず。普魯西を始め獨逸聯邦の多くは技術に重きを置くが故に獨逸の工場監督官は各國の工場監督官中最も技術的の智識に富めりと稱せらる。然るに英國に於ては技術を輕視するにはあらざれども技術と品性との間に輕重を論ずれば寧ろ後者に重きを置くものと云ふを得べし。佛國に於ては英國に比すれば稍技術に重きを置き競争試験の科目中技術の試験は重要なる一科たり。埃太利に於ては工場監督官は機械科、化學科及電氣科の三専門家を以てし技術家以外の監督官の數は極めて少數なり。白耳義に於ては特に任用試験を行ふことなく候補者の中より主務大臣の選定に依りて之を採用す、但し候補者の多くは技術家、社會的事業に經驗ある者、勞働者中の老練

家等なり。瑞西は塊太利と同じく主として機械、化學及電氣事業に通ずる専門家より選任し、佛國及普魯西、撒遜等は特に任用試験の嚴格なるを以て名あり。

地方分權制に依りて監督機關を組織する國に於ては監督官の間に職掌の分擔を定めざるを以て、其選任に際し技術的の造詣に重きを置く必要あり。反之中央統一制に依る國に於ては職掌の分擔行はれ、技術方面の監督は技術上の智識を有する上級監督官之に當り、普通の監督官は單に法規の執行に任ずるに過ぎざれば深く技術上の智識を有する必要なし。例へば獨逸に於ては各監督官は一切の監督事務を親から處理せざるべからざるが故に一般の智識と共に技術に關する完全なる智識を有するを以て採用條件の一とすれども、英國に於ては必ずしも之を必要とせざるが如き即ち是れなり。

五、工場監督官の地位 工場監督官の地位及其待遇は他の要職に在る官吏と異なる所なし。故に一旦就任するときは之を以て終生の職業とする者多し、從て其監督上の熱心及經驗は豊富なる準備的智識と相俟つて次第に使用主及労働者の信用を博し、労働上の問題を生ずることあるも監督官の仲裁又は調停に依りて容

易に解決を告げたる場合尠なしとせず。故に歐洲諸國に於ては工場監督官は國家の機關として工場を監督すると共に使用主及労働者の間に起れる爭議の調停者として缺くべからざる樞要の地位を占むるに至れり。

米國に於ける監督官の地位は歐洲諸國と其趣を異にす。同國の採用方法は歐洲諸國に於けるが如く嚴格ならざるのみならず監督官は既に就任の後に至りても自から其地位を輕視し、之を以て終生の職業とせんとする者の如きは極めて稀れにして、其地位を利用して資本家に接近する便に供し若くは當座凌ぎの爲めに任官する者多きが故に頗る眞摯を缺き其成績も亦不充分なり。

六、監督の標準 歐洲諸國の法規に依れば工場監督に關し的確なる標準を舉示するもの未だ之れあるを見ず。獨逸に於ては其工業法中に使用主は自己の負擔を以て労働者の安全、健康及善良なる風俗を保護すべき適當の設備をなさざるべからずと規定すれども、監督上の標準を示すべき何等の規定を有せず。然るに詳かに監督上の標準を示さずして之を監督官の裁量に一任することは監督官をして責任の重きを自覺せしめ其職務上の趣味を刺戟して却て監督上の効果を増進

せしめたる事實あり。故に獨逸は今尙ほ此方針を改めずして監督官の執務方針に付き細則を設けざれども何等の不便を感ずることなしと云ふ。英國に於ても危険工業の取締に關する特別規定の外工場に於ける労働者の安全及衛生状態の監督に付き細目に亘れる標準を設けず。佛國及白耳義に於ては危険工業に對する取締規則を有すれども一般工業に對しては監督上の標準を定むることなし。獨り埃太利のみは一定の標準を定め且つ政府の認可を必要とする事業を營む工場内に於ける労働者の安全健康の爲めに設けたる特別規定あり。

七、工場の監督方法　監督官が其職務を執行するに當り之が執行上の標準を指定せざる歐洲諸國に在りては監督官は専ら工業法及労働法を基礎として監督事務を取扱ふを例とす。英國に於ては婦女及兒童の労働、日曜及休日に於ける労働、夜業及労働時間延長等に對する取締規則の勵行せらるゝや否やを監視する任務は労働階級より選任したる下級監督官の職掌に屬し、上級監督官は一般の監督事務を統轄し就中衛生上の設備及危険豫防の設備等を監視するを以て其主たる任務とす。獨逸兩國に於ては労働法規に牴觸する行爲の檢舉は警察官の任務とし

工場監督官は常に企業者と圓滿なる關係を維持し之に好意的の督勵を加へて以て違法の措置を自制せしむる方針を取れり。此二國に於ては企業者が新たに事業を創め若くは工場を新設する場合には監督官の認可あるにあらざれば業務を開始すること能はざる規定ありて此場合に於ける監督官の検査は頗る嚴密にして苟も危険の虞れありと認むるときは之が改修を命じ充分に改修を加ふる迄は認可を與へざるが故に、一たび監督官の検査に合格したる工場は其後の監督の必要殆んど之れなしと云へり。要するに現今は事後の措置よりは事前の豫防に力を盡すこと一般の傾向となり、佛白諸國の方針も亦前二國と大同小異なり。

第三編 産業組織に於ける労働問題

産業組織に於ける労働問題とは企業の上より見たる労働問題にして、産業を組織するに當り労働に與ふべき待遇及生産物の分配に際し、他の生産的要素と對立して労働の占むべき適當の地位を定めんとする問題なり。故に労働の能率及之に對する報酬の如何を研究することは本編に於ける最も重要な部分に屬す。凡そ産業なるものは悉く資本と労働の協力に依りて經營せらるゝが故に生産したる果實は之を資本と労働との間に分配すべきは論を待たざる所なれども、愈々分配を行ふに當り其方法と割合とは古來爭議の原因となりて今に至るも尙ほ満足なる解決を告ぐるに至らず。勞銀制度確定して以來労働に對する報酬は勞銀を以てすること生産組織上に於ける一般の慣例となりたれども、其勞銀率に至りては當初より労働者の満足を買ふに足らずして屢々紛擾を醸せり。現に諸國に頻發する同盟罷業及「サボタージュ」の如きは概ね勞銀問題に關係せざるはなし。殊

に工場組織を以てする産業の行はるゝに及び資本家の所得著しく増大して急速に一般の生活標準を向上せしめ下級者の生活は日に月に困難となるが故に、労働階級に於ては漸く自己の地位の不安を感じ、之が改善の目的を以て種々の組合又は團體を組織して産業上に於ける發言權の基礎を作ると同時に、相互救済の方法を講ずることとなりしに、一面に於ては教育普及の結果として労働者の智識達かに發達し、政治上に於ては普通選舉の趨勢に伴うて労働階級の間に政治思想の勃興するあり、労働者は従前に比すれば其眼界の擴大するに従ひ明かに自己の境遇の如何を知ることを得て益々不安の念を強ふするに至れり。

此時に當り偶々社會主義の宣傳せらるゝあり、從來専ら労働率の高下を争ふに過ぎざりし労働社會の主張は茲に一變して根本的の改革を唱ふることとなり、全然労働制度の廢棄を主張する者あるに至れり。其言ふ所に依れば元來労働は資本と共に生産上に於ける根本的要素の一にして産業の組織上資本と對等の待遇を與ふべきものなり、然るに労働制度の下に在りては之を機械若くは材料と同一視し資本家の必要に従つて賣買の目的に供せられ何等の優遇を與へらるゝこと

なきは制度其物の罪なれば、宜しく之を全廢し労働に對して生産上に於ける相當の發言權を附與すると同時に労働者をして利益の分配に参加せしむべきものなりとなし、甚しきは資本階級なる者は生産組織上毫も其存在の必要なきに拘はらず不當の暴威を振うて利益を壟斷し、労働階級を抑壓するを以て事とするは理に於て忍ぶべからざる所なれば、斷然之を滅絶に歸せしむべきものなりと論じて生産組合の必要を説く者あり。斯くて十九世紀の中葉以來労働界の傾向は著しく變調を呈したれば、資本家に於ても時勢の趨く所に鑑み労働の不安を綏撫するの必要を認め、或は病院及保養所を設けて病者又は負傷者の救済を試み、或は學校を興して教育を施し、或は消費組合を組織して生活上の便宜を圖り、或は老衰癡癩者の爲めに救済基金を設定して後慮の念を安んぜんとし、或は歌舞音曲其他の娛樂を以て慰安を與へ、更に進て利益分配の方法を設けて労働者を優遇する者あれども、歐米労働界の趨勢は毫も平靜に赴く兆候なく、労働不安の聲は近年益々喧囂を極むるに至れり。而して其重なる原因は今尙ほ生活問題に存するが故に富の分配方法を改善するの外之が解決の良法なかるべし。

富の分配を平均ならしむることは社會の進歩を促がす第一の要道なり、社會の生存及發達の爲めに必要缺くべからざる職掌に任ずる各機關に對し、其社會内に生産する富を適當に分配することは、常に各機關の致せる努力に對する報酬たるに止まらず其精力の消耗を補充して更に活動を繼續すべき力を加へ以て其能率を増加せしむる所以なり。社會を健全なる状態に保持するの道は人體の健康を維持する衛生上の法則と異なる所なし。人體の健康は其體内に於ける各機關の協力的機能に依りて維持せらるゝものなるが故に、健康の要諦は體内に於ける各機關を保全して之が機能を完からしむるに在り。各機關を保全するは其機能を行ふに當りて消費したる組織の部分を補充するに在り。消費したる組織を補充するは過不足なき營養物の供給を怠らざるに在り。衛生上に於ては體内諸機關の活動と營養物供給の割合の平均したる有様を名けて健康と云ふが如く、社會上に於ても各機關に對し營養物たる富の分配率を調節して過不足なからしめ其機能を完からしむる状態を稱して正義と云ふ。而して人體たると社會たるとを問はず動もすれば營養物供給の割合平衡を失する危険極めて多く、若し一たび斯の

如き危険に陥るときは忽ち慘憺たる惡結果を生ずることは嗚々を要せざる所に於て、人體に於ては即ち疾病となりて苦痛を感ぜしむるれども、社會の組織未だ充分に發達せざる間は人體の如く感覺鋭敏ならずして苦痛を感ずること頗る遲鈍なれども、其進歩發達に伴うて組織は益々複雑となり、從て之が感覺も亦甚だ鋭敏となり、種々の病態を出現せしむることゝなれり。現に資本階級が巨萬の富を蓄積して殆ど之が措置に苦む状態なるに對して勞働階級が赤貧一日をも支ふることも能はざる状態に在るは社會の苦痛に堪へずとする所なり。勞働不安は實に社會的疾病の病名にして之が治療の方劑を發明することは歐米產業界に於ける前世紀以來の懸案たり。

第一章 勞銀制度

労働に對する報酬の問題は前世紀の中葉に當り著しく労働界に動搖を生じて以來漸く産業界に於て注意する所となり、使用主の間には好意を以て老衰者癡癩者を始め一般の使用人に對して惠澤を施さんとする所謂 Prosperity sharing を試むる者あり、或は進て利益分配の組織を設け、或は共同經營の方法を創始する者あり、甚しきは全然資本家を排斥して労働者のみを以てする生産組合を企畫することとなりたれども勞銀制度の根柢は之が爲に何等の影響を被むることなく、今尙ほ牢として抜くべからざる基礎を有す。殊に各國に於ける労働運動の中堅たる各種の労働組織の多くは現存の勞銀制度を承認し、此制度の下に在りて労働階級の地位を改善するを以て主義とするが故に、縱令社會主義者若くは「サンヂカリスト」の活動熾烈なりと雖も、工場制度の存續する限りは現在に勿論戰後に至りても決して勞銀制度を廢棄せらるゝが如きことなかるべし。從來の經濟學說に依れば勞銀は労働の賣價なれば一般貨物の賣價と同じく需要供給の法則の下に其平準

を保たんとする傾向あり、而して労働に對する需要とは使用主が労働者に支拂ふ目的を以て豫め用意したる資本の總額にして、供給とは使用主の提供する買價に應じて其使用を欲求する労働者の總數なり、勞銀の率は此需要供給の強弱に依りて決定するものにして人爲を以て如何ともすること能はざるものなりと云へり。所謂勞銀基金説は此思想に胚胎す。勞銀基金説の當否を論ずるは本章の主旨にあらざれば姑らく之を措くとして、實際に於ては勞銀率は乾燥なる經濟上の原則のみに依りて決定するものにあらずして、社會の現實の必要に左右せらるゝものなりとの説近來頗る有力となれり。現今濠洲其他の諸國に行はるゝ低限勞銀法の如く専ら人爲的立法手段を以て勞銀率を定めんとする方法は一に此見地に基けるものなり。斯くの如く社會的必要を考慮して定むる勞銀を稱して生活勞銀 (Living Wage) と云ふ。而して低限勞銀法に依りて決定する勞銀率と生活勞銀の率とは必ずしも同一にあらず。

生活勞銀とは労働者が現時の社會に處して共同生存の目的を達せんが爲に必要缺くべからざる収入の謂ひにして、生活勞銀論者の主張する所に依れば労働者

は當然社會に向つて之を要求する権利ありとなせり。其説に依れば誠實にして勤勉なる労働者が其身體の健全を保持せんが爲めには管に満足なる勞銀を支拂はるゝのみならず之に對して繼續的の需要なかるべからず、善良なる労働者の大部分が確實に労働需要の繼續を期待すること能はざる社會は組織劣悪なる社會なり、斯の如き社會は民衆が共同生活を營まんが爲めに必要なる第一の要件を缺如するものなり、此缺點の存在するに拘はらず之が改善の道を講ずること能はざる社會は單に組織に於て缺くる所ありと云ふに止らず其責任を忘却し其信用を失墜せる無用の長物なり、故に生活勞銀の問題は社會存立の基礎に觸るゝ極めて重大なる問題なりと云へり。

生活勞銀の觀念は決して斬新なる觀念にあらず。中世時代に於ては貨物は總て公平なる價格を以て賣買すべきものにして、労働に對しても亦之と同じく公平なる勞銀を支拂ふべきものなりとなせり。當時の公平なる勞銀とは慣例に依りて定まりたる勞銀卒を意味し、慣例上の勞銀とは一般に周知して妥當とする勞銀率にして此以上を支拂ふときは多きに過ぎ之に達せざるときは不正當と認めら

れ多年の間確定して動かざる標準なり。故に現今の生活勞銀に類似の性質を帯びたれども、生活勞銀の如く社會の實狀に基き詳かに日常の必要を考察して收支の對照を定めたるものにあらざれば自から同じからざる所あるのみならず、當時の生活標準と現今の生活標準とは同一に論ずべからざるものあれども、既に中世時代に於て慣例に基く公平なる勞銀率の嚴存せしは疑を容れず。而して當時の産業狀態を顧みるに生産の方法一律にして變化尠なく、從て何れの仕事場たるを問はず其生産費に高低の差を生ずること極めて稀れなりしが故に、公平なる勞銀の標準を發見することも亦甚だ容易なりしが、十八世紀の終期に當りて勃發したる産業革命は從來の生産方法を一變し、新組織に於ける貨物の生産費は従前に比して著しく低廉となり、一切の標準は悉く轉倒して永く維持したる産業上の慣例は根本的に破壊せられ、多年の練習に依りて得たる貴重なる熟練は忽ち其效用を失ひ、新組織に適應すべき新熟練新勢力の必要を感ずること頗る急なるものあり。此秋に當り依然として舊慣を墨守して舊標準の勞銀率を要求するときは勢ひ新生産組織に反抗せざるべからず、産業革命後に起りたる労働界の動搖は主として

此保守的思想に原因せり。

然るに新組織は生産力を増進せしめたと共に生産費も亦低廉となりて消費者を益すること尠なからざれば、公益の精神に合致するものとして其基礎益々強固となり、企業界に於ては従來行はれたる慣例の繩墨を一掃し自由競争を主義として産業の發達を圖らんとする氣運奮勃たるものあり。之が爲めに經濟界に於ける正義の觀念は次第に忘却せられ、交換價格なる觀念之に代はることゝなれり。されば新組織の下に在りては現に市場に於て認められたる交換價格の外従前の如き公平なる價格の存在を許さず。而して自由競争の結果生産費は益々低廉となり、物價は一般に低落せり。此趨勢の裡に在りて勞働の賣價たる勞銀が如何なる變化に遭遇すべきかは敢て想像に難からざる所にして、従來熟練なる職工の獨占に屬したる仕事を機械に依りて遂行することゝなり且つ其の能率遙かに優良となりしが故に、最早熟練なる勞働者を従前の如き高率の勞銀を以て優遇する必要なきことゝなり、産業革命の結果は生産界の空氣を全然一變して公平なる價格と稱する不文律消滅すると同時に、勞銀の標準も使用主と勞働者との間に於ける

懸引に依りて決する率の外、慣例上公平なりとする確定勞銀率の存在を失へり。

既に述べたるが如く自由競争を主義とする新生産組織は一般に物價を低廉ならしめ消費者に多大の便益を與へたるは其存在に對する重大なる理由なり。而して消費者は社會の大部分を占め輿論の淵源として新制度の是非を判斷すべき高等法院の地位に在り。社會の大部分を占むる一般公衆の中勞働者の數は常に其四分の三乃至五分の四の多きに居るが故に、新制度の作用を徹底的に檢覈せんとすれば、結局勞働階級に及ぼす影響如何を考究せざるべからず。既に一世紀餘を経たる實驗に徴すれば、勞働階級に屬する者の多くは普通の家族數たる四五人の家族の體的健康を維持するに足る收入を得ること甚だ困難にして、勞銀の中より多少の餘裕を存し贅澤なる現社會に於ては當然の要求たるべき應分の慰安快樂の資に供するが如きは到底得て望むべきにあらず。シイボム、ロイントリ、氏の調査に依れば、英國に於ては熟練なる勞働者を除きたる一般勞働者の家庭に於て、夫婦及子女三人の生活として、家賃を包含して生存上必須缺くべからざる最低限度の生活費は一週間十八志八片にして、此計算を基礎とするときは同國に於け

る普通の勞働者の生活費は尠なくとも二十二志乃至二十四志を要すべし。然るに實際に於ては英國の勞働者中三割以上は其收入上記の最低標準以下に在り。若し四圍の事情に顧み勞働者の生活標準を稍其當然の地位に達せしめんとすれば更に五志乃至十志の増加を要すれども斯くの如き勞銀は熟練せざる普通の勞働者の企及すべからざる所にして大部分の勞働者は悉く此最低標準以下の生活に甘んぜざるべからざる實狀に在り。又米國に於ては一般の勞銀率は英國よりも稍高率にして大陸歐洲諸國の勞銀率は英國に比して遙かに低廉なり。斯の如く諸國の間に勞銀率を異にする所以は専ら物價及社會的關係に基くものにして近年に至り英米二國間に於ける勞銀率の差は次第に僅少となりたれども大陸歐洲諸國に於ては之に比して著しく低廉なると同時に勞働者の生活標準も亦頗る低級なり。

以上の事實に依りて判斷するときは、産業上に於ける自由競争の制度は富の分配に關しては失敗し、資本家は巨大なる富を擁して王侯も及ばざる奢侈贅澤を事とするに反し、社會の大部分を占め之が基礎となるべき勞働階級に於ては身體の健康を保持して其經濟的能力を充實するに足る收入をだも得ること能はず。斯くて社會の状態は日を逐うて不健全となるが故に、之を匡正して勞働階級の窮乏を救ひ其地位を進めんが爲めに種々の政策を主張する者あり。就中生活勞銀公定の説は最も世人の耳目を聳動せり、故に茲に生活勞銀に關する主張を略述すべし。

生活勞銀は使用主の好意に依りて行はるべき慈善事業にあらずして勞働者に屬する當然の權利なり、之を倫理上より見るときは文明社會に於ては人の生命及財産を互に尊重することは共同生存の目的上必要缺くべからざる人類共通の利益なれば、生命及身體の安全を妨げられざることを以て各人の權利となせり。然るに社會の最大部分を占むる勞働者に對して其健康と活動力とを維持するに足るべき收入を得せしむることは、社會の生存及發達上極めて重要な事なれば、等しく之を權利と認め、之に對して保護を加へざるべからず。又經濟上より見るときは、社會に取りて善良にして有益なる働きの根源を保存することは經濟的發展の第一義なり、例へば人あり營養に效ありて何等の害毒を有せざる食糧品を産出

するか、若くは眞實を傳へて虚妄に陥らざる新聞紙を發行するときは、之れが爲めに使用したる勤勞は社會の生存上必要なる機能をなさんが爲めに費したる勤勞にして、經濟上に於ては極めて有益なる勤勞なり。而して食糧品の産出者若くは新聞紙の發行者が斯の如き勤勞をなすときは、之が結果として心身を疲勞せしめ精力を消費し身體の組成成分を減耗するは生理上避くべからざる所なり。されば此消耗を補充して更に活動を繼續せんが爲めに必要なる報償を要求することは社會に對する勤勞者の正當の權利なり。換言すれば勤勞は勤勞者に損失を被らしむるものなるが故に、勤勞を捧げられたる社會は之に對して報償を與へ、之を獎勵せんが爲めに適當の給與をなすことは、一般幸福の増進を目的とする社會の經濟上の責務なり。

正義に基ける完全なる社會とは社會の各員が満足して其職分を盡し、之に對して遺漏なく公平なる報酬を與へられ、安んじて幸福を享受することを得る秩序ある社會を云ふ。即ち自己の精力を消費して社會に有益なる貢獻をなしたる者は之が報償として消費したる心身の損失を補ひ、壯健なる間は依りて以て其活動力

を維持するに足り、老衰の後には休養に不足せざる給與を受くべきものなり。若し其得る所を以て其必要を充たすに足らざるときは、勤勞者は其不足せる割合を以て自己の心身を無償にて消費したる者にして、所謂私費を持ち出して社會に貢獻したる者なり。故に社會は此勤勞者に對して債務者たる地位に在り。若し社會が終局此債務を辨償せざるときは、其取引は不法の取引に了はり債權者債務者雙方の爲めに不利益となるべし、反之勤勞者が其勤勞に相當する以上の給與を受くる場合ありとして、其原因が社會の富力一般に増加したるが爲めなるときは、極めて良好なる社會状態なりとして祝賀に値ひすれども、若し一部に過當の多額を分配するが爲めに他の部分に對しては不足缺乏を生ずるものなるときは、是れ富の分配宜しきを得ざる不正不秩序の社會なり。正整せる社會に於て勤勞者の取得すべき最低限度の報償とは單に勤勞者をして健康なる動物として生存せしむるに足るのみならず市民として社會の高尚なる目的に向つて應分の貢獻をなすに足るべき報償ならざるべからず。此標準に於ける収入を要求することは勤勞者の權利にして、之を可能ならしむる制度を設くることは社會の義務なり。

理論上に於ける生活労働の性質は以上論ずる所に依りて明かなり。然るに實際之れが標準を定むるに當りては議論甚だ多しと雖も、實行すること能はざる議論は姑く之を措き、社會が其永久の生存の爲めに擁護すべき労働者とは現に労働に従事する者のみならず將來の労働者をも包含す。故に壯齡なる労働者の生活労働は本人一身の必要を充當するに止まらず、夫婦及子女三名を普通の家庭數と見て、一家五人を支持するに足る労働を以て其標準とせざるべからず。金額を以て之を計算せんとすれば物價の高低及生活状態の相異の爲め各國同一に論ずることを得ざれども、英國の戦前に於ける物價及生活状態に於ては一週間に二十五志乃至三十志の間に在りしが如し。而して老少年者は通例家族の係累なきが上に其能率も亦壯年者に劣るものあるが故に其労働率に多少の差等を設くるを妨げず。又女子の労働に關しては最も議論の存する所にして獨身の女子が労働に従事することは、其労働條件にして間然する所なき限りは、格別の異論なけれども、一家の主婦たる女子の労働に關しては是非の論紛々として今尙ほ決せず、但し生活労働論者の立場に於ては此問題は家事の都合に依りて決すべき一家の内事に

して、子女の養育、家事の始末に差支なきときは必ずしも主婦が労働に従事することを非とせず。其労働率は男子と同格とすべしと唱ふる者なきにあらざれども、女子の労働は高きに過ぐるときは其需要杜絶し、低きに過ぐるときは男子の地位を壓迫する虞れあれば、何れにも偏せざる適當の標準を定め、一旦決定したるときは國家の公力を以て之を勵行すべしとの主張最も有力なり。

以上は生活労働論者の主張にして其論旨傾聽すべきもの少なからず、故に現に濠洲に於て行はるゝ低限労働法の如き、及英國に於ける労働局制度の如きは此主義に基き、國家の權力を以て労働率に干渉する端を開けるものにして、開戦前に在りては他の歐米諸國に於ても之れに倣はんとする傾向ありしが未だ果さずして戦争に逢へり。蓋し歐米諸國に於ける一般労働者の労働率が生活労働論者の理想を距ること尙ほ甚だ遠き所以は、自由競争を基礎とする現制度に於ては企業者間の競争激烈にして、労働者に對する報酬は生産費輕減の競争に制せられて容易に之を引上ぐることを能はざるが爲めなり。故に使用主の中には労働の能率を増加せしめて以て之に對する報酬を増加するを捷徑なりとなし、労働支拂の方法に

種々の工夫を凝らして能率の増進を策することゝなり、勢に驅られて遂に労働酷使の弊害に陥り世の注意を喚起するに至れり。

勞銀制度の下に於ては二種の基礎的支拂方法あり一は時間極め勞銀(Time wage)にして一は仕事極め勞銀(Piece wage)なり。此二種の方法を併用するものを課程勞銀(Task wage)と云ふ。現時に於ては此三種の勞銀を基礎として各種の累進勞銀行はるゝことゝなれり。

時間極め勞銀にて備はれたる者は仕事の分量如何を問はず一定の時間中労働することを使用者と約束したる者なり。又仕事極め勞銀にて備はれたる者は時間の長短に關係なく一定量の労働を使用者に提供する義務を負ふ者にして、課程勞銀とは一定の時間内に一定量の労働をなすことを明かに契約したる場合を云ひ、累進勞銀(progressive wage)とは時間極め若くは仕事極め勞銀を基礎として一定の標準を超過したる労働の成績に對して割増勞銀を支拂ふ方法を云ふ。

以上述べたる所は單獨支拂の場合に於ける勞銀の種類にして、此外多數の労働者が協力したる労働の總量に對して包括的に支拂ふ勞銀の種類多々あり。包括

的勞銀の中協力したる多數労働者の労働に對し時間極め勞銀の計算に依りて支拂ふものを包括的時間極め勞銀と云ひ、仕事極め勞銀の計算を以て支拂ふものを包括の仕事極め勞銀と云ひ、累進勞銀の計算に依りて支拂ふときは之を包括的累進勞銀と云ふ。又協力したる労働に對する報酬にして從たる労働者に對しては一定の時間極め勞銀を支拂ひ其殘額は悉く主たる労働者の收入とする方法を請負仕事と云ひ、協力したる労働に對する報酬を使用主とは關係なく豫め労働者間に於て取極めたる分配率に依りて分配する方法を組合仕事と云ふ。

斯の如く勞銀の種類多々あれども實際に於ては時間、生産量及労働能率は總ての種類を通じて勞銀の率を決定する基礎たり。故に時間極め勞銀にして生産量に重きを置くものあり、仕事極め勞銀にして嚴重に時間を考慮するものありて必ずしも一律に論ずることを得ず。本來時間極め勞銀の下に於ける労働者は規定の時間中労働するときは其生産量の多寡は問ふ所にあらざるが如くなれども、當事者たる使用者と労働者との間には概ね一定の労働時間内に一定量の労働をなすべき暗黙の合意存在し、若し其労働能率豫定の標準に達せざるときは使用者は

直ちに之を解備すべく、勞働者側に於ても胸裡に勞銀と之に對する最大限度の勞働とを内定し、若し最大限度以上の勞働を強ゐらるゝときは之を使用主の不當の利得と看做すを常とす。從來社會主義者の間には仕事極め勞銀を喜ばずして生産量と勞銀との割合上時間極め勞銀は遙かに仕事極め勞銀に比して勞働者に有利なりと信ぜしが、現今の社會民主黨の先覺者等は此見解の誤謬なるを認め、時間極め勞銀も仕事極め勞銀も結局同一の基礎の上に立つものなりとなすに至れり。而して時間極め勞銀にして生産量を基礎とする實例としては、一瓦斯會社の支配人が勞働調査委員の質問に答へて我が社の勞銀は一日五志五片の時間極め勞銀にして一日八時間の勞働時間中に三噸十分の二の石炭を瓦斯に製せざるべからざる内規なりと云へるは之を證するに足るべし。又時間極め勞銀なるに拘はらず明かに仕事の分量を定めたるもの往々之れあるのみならず、然らざる場合に於ても使用主は通常其支拂ふ勞銀に値ひする勞働を得ざれば止まず。反之勞働者は得べき勞銀に相當する分量以上の勞働をなすことを欲せずして各々其利益を失はざらんとするは勞働市場に於ける自然の趨勢なり。從て仕事極め勞銀の標

準を立つるに當りても、専ら普通の勞働者が一定量の生産の爲めに要する時間を基礎として其率を定むるが故に、仕事極め勞銀も亦時間に重きを置くものと云はざるべからず。故に時間と生産量と勞働能率とは各種の勞銀を通じて其率を決定する根本的要素なり。此三要素の外に勞銀率の決定に重大なる關係を有するものあり、勞働者は時間極めなると仕事極めなるとを問はず一定の勞銀の下に雇用せられんとするに當りては、常に其收入の多寡に着眼するのみならず之が爲めに盡すべき努力の程度如何を考慮するを常とす。例へば一日六志の收入あれば満足する所なれども、之に對して普通の標準に於て七志以上に値ひする程度の努力を要するときは、少なくとも組合に屬する勞働者は之に應ずることなかるべし。故に努力の程度も亦勞銀率の決定に關する要素の一と云ふを妨げず。

一、時間極め勞銀

時間極め勞銀は歐米諸國に於て最も廣く行はるゝ勞銀なり。此勞銀は仕事の種類に依りては他の種類の勞銀に比して遙かに優良なる場合多し。高速度の作業に依りて専ら生産量を増加することに重きを置くものにあらずして、丁寧にし

て、完全なるを旨とする仕事に於ては時間極め勞銀に如くはなし。殊に仕事の性質上一通りの検査にては良否を判別すること能はざる場合に於て然りとす。斯の如き仕事には信用ある職工を選び且つ監督職工の誠意に信賴して時間極め勞銀にて使用するは、速度と生産量の多きを目的とする仕事極め勞銀其他の勞銀にて使用するに優れるは敢て多言を要せざる所にして、高價にして精巧なる機械を備へたる工場に於て疎暴なる取扱若くは過度の使用の爲めに甚しき破損を生ずることを避けんと欲せば仕事極め勞銀を排して時間極め勞銀に依るを可とす。又生産量を精確に測定又は算定すること能はざる場合には時間極め勞銀を以て適當とするは勿論仕事の種類日々時々に変化するが故に仕事極め勞銀として之を計算すること甚だ困難なる場合に於ても亦時間極め勞銀を以てするを便とす。例へば修繕工事の如く實際之に着手したる上工事の進捗するに従つて其都度仕事の種類と程度とを決定せざるべからざるが如き場合には、仕事極め勞銀にて雇用すること能はざるが故に時間極め勞銀を以てするの外なし。仕事が屢々中断する場合にも支拂の公平を保つ爲め時間極め勞銀に依ることあり、織物工場に於

ては織手と機の準備方とは各々分業なるが故に、リボン工場の如き小規模の工場に於ては、往々機の準備整はざるが爲めに織手は拱手して時間を空費せざるべからざることあり。斯の如き場合に仕事極め勞銀の約束なるときは、織手は自己の責任にあらざる事に妨げられて止むを得ず仕事を休みたるが爲めに、其収入を減少せらるゝが如き不當の結果を生ずるが故に、斯かる不便なき時間極め勞銀を以て優れりとす。此種の仕事に於て初め仕事極め勞銀にて使用したるに其不便に堪へずして再び時間極め勞銀に改めたる實例尠ならず。中には折衷策を取り仕事極め勞銀を以て原則とし、工場の場合に依りて休止したる時間に對しては時間極め勞銀を支拂ふ者あり。

二、課程勞銀

課程勞銀は仕事極め勞銀若しくは時間極め勞銀とは別種の勞銀なり。時間極め勞銀にて使用せらるゝ労働者と雖も若し日々の労働時間内に一定量の生産成績を擧ぐることは多きは解備せらるゝ危険あれども、苟くも使用せらるゝ間は使用主は能率不十分なるを理由として契約したる勞銀を削減する權

利を有せず。又累進労銀に於ては一定標準の能率に達せざる労働者は割増労銀の利益に浴することを得ざれども、普通の労銀を削減せらるゝことなし。然るに課程労銀にて雇はれたる者が若し一定の時間内に一定量の仕事を完成せざるときは、未了の仕事の割合を以て労銀を減ぜらるゝものとす。而して假令約束したる標準以上の能率を示すことあるも、之に對して仕事極め労銀若くは累進労銀に於けるが如く割増金の支拂を受くることなし。此労銀は多くは新參の労働者が特に其手腕を示さんが爲め特別の努力に依りて擧げたる最大限度の労働能率を以て平日に於ける最小限度の標準となし、労働者を驅使せんとする手段に供するものなるが故に、労働者の最も嫌忌する所なり。

三、仕事極め労銀

仕事極め労銀は時間極め労銀と共に最も廣く行はるゝ労銀の一種にして、労働組合の勢力強盛なる事業に於ては特に此労銀を歓迎する者多し。時間極め労銀が仕事極め労銀よりも便宜なる場合あるは既に時間極め労銀を論ずるに當りて言及したるが如くなれども、仕事極め労銀の行はるゝ所に於ては労働者は生産量

を増加して労銀を増加せしむることのみに急にして動もすれば粗製濫造に流るる弊ありとして之れを非難する者あり。仕事極め労銀が粗製濫造の弊害を醸す虞あるは争ふべからざる事實なり、然れども幾多の経験に徴するに、此弊害の防遏は決して困難にあらざるが如し。仕事の實質を検査すること不可能なるか、若くは極めて困難なる場合には粗製濫造の弊害を防ぐことも亦等しく不可能若くは困難なるは言を要せざる所なれども、幸にして斯の如き仕事は極めて尠なし。例へば造船業、汽罐製造業、及機械製造業の如き基礎的産業に於ては労働者は概ね仕事極め労銀にて使用せらるれども、是等の作業は嚴重に検査することを得る便あるが故に手抜き（*Scamping*）を見逃がすが如きことは殆ど絶無なり。又技術を主とする事業にして仕事極め労銀の下に満足に行はるゝもの尠なしとせず。されば此労銀の弊害たる量の爲めに質を犠牲とすることを豫防せんが爲めには既に周匝なる検査の便あるが上に、場合に依りては毎週の仕事に要する材料の最大限度を定め其以上の供給を拒絶して生産量を制限することあり。

大體に於ては仕事極め労銀にて労働者を使用するときは時間極め労銀の場合

に比して監督費を要すること尠なくして勞働能率を増進すること容易なるが故に、使用主の間には之を喜ぶ者甚だ多し。時間極め勞銀に於ても使用主は勞働者をして一定量の勞働をなさしめざれば止まざることは既に述べたる所なり。然れども之を仕事極め勞銀の下に於ける作業の速度に比較するときは著しき徑庭あるを免かれず。此事實は時間極め勞銀を改めて仕事極め勞銀としたる事業に於て明かに之を立證せり。或製靴工場に於ける皮革製造職工の勞銀は初め時間極め勞銀なりしが、後之を改めて仕事極め勞銀としたるに忽ち二倍の能率を顯はし、時間極め勞銀にて使用したる間は七臺の機械を以て製造したる生産量を仕事極め勞銀の下に於ては四臺の機械にて製造することゝなれり。或自轉車製造業者は職工の勞銀を時間極めより仕事極めに改めたるに、從來五人を要したる仕事を二人にて取扱ふことゝなれり。其他各方面に於ける成績を綜合するに、英國に於ては時間極め勞銀を改めて仕事極め勞銀としたるが爲めに一般の生産量を増加したること三割乃至五割なりと云ふ。

斯の如く仕事極め勞銀は勞働者を刺戟して其勞働能率を増進せしむる效果あ

るが故に、國際間に於ける通商上の競争漸く激甚となり、且つ勞働者側より勞銀率の引上げ及勞働時間の短縮を要求すること頻繁となるに従ひ、一般の使用主は遂に時間極め勞銀を捨て、仕事極め勞銀を採用することゝなれり。而して産業革命の結果勞力の代はりに機械力を使用することゝなりても當初勞働者に對する報酬は依然として時間極め勞銀を踏襲したる所以のものは、新生産組織に於ては機械力を應用するが爲めに生産費は著しく減少したれども貨物の市價は之に伴うて低落せざりしが故に、企業者の利益多大にして機械と動力の使用一般産業界に普及して貨物の市價生産費に比例して低下する迄は、若干の勞銀を節約せんが爲に勞働者に對する支拂方法を更革するの煩を敢てする必要なかりしが故なり。然るに一面に於ては同一の組織と設備とを以て競争を企つる事業家頻出し、一面に於ては勞働者側より勞銀率の引上げ及勞働時間の短縮を要求すること頗る急なるに及び、使用主等は從來の時間極め勞銀を墨守して安閑たること能はず、遂に仕事極め勞銀を以て勞働者の要求に應對することゝなれり。而して事業の組織小規模なる間は勞働者は雜多の仕事に使用せらるゝが故に、其勞働の成績は單一

なる標準を以て之を算定すること能はず、さればとて仕事毎に別個の標準を設けて之を計算するは其煩に堪へざるを以て概ね仕事極め勞銀を厭うて時間極め勞銀を用ひたれども、大量的生産組織行はるゝと共に分業の方法發達して、各勞働者は日々同一の作業を繰り返すこととなり、生産量の算定甚だ容易となれり。是又仕事極め勞銀の廣く行はるゝに至りたる理由の一たるを失はず。

之を反面より見るに、勞働者が時と場合に依り或は時間極め勞銀を喜び或は仕事極め勞銀を好むことあるは、仕事の性質に依りて或は前者を以て標準的勞銀と認むることあり或は後者を以て公平なる勞働の報酬なりとなすが故なり。殊に組織の整頓したる大工場に於ける勞働者が多くは仕事極め勞銀を歓迎する所以は、仕事極め勞銀は勞働の量と努力の程度と報酬の額とを精密に對照するが故に、最も公平なる勞銀にして所謂一志の仕事に對しては一志の報酬を受くるものなりとなすに在り。蓋し時間極め勞銀の下に於て報酬の割合に比例して可及的勞働の量を減少することを得るときは、時間極め勞銀は勞働者に取りて極めて有利なるものなるべしと雖も、既に述べたるが如く使用主は時間極め勞銀を支拂ふ勞

働者に對しても日々豫定の勞働量を得ざれば止まざるのみならず動もすれば豫定量の増加を企て、往々にして不當に多量なる勞働を強制することあり。斯の如き不當の驅使を免かれんが爲めには仕事の分量に比例して其報酬を算定する仕事極め勞銀を以て優れりとす。

生産量と努力の程度とを兩々參酌して勞銀の率を決定する實例としては鑛山及紡績業に於て行はるゝもの最も要領を得たり。鑛山の作業は場所に依りて仕事の難易同じからざれば採掘したる鑛物の分量のみに依りて勞銀を算定するときは極めて不公平なる結果に陥るが故に、場所の難易に進じて勞銀率に差等を設くるを常とす。例へば作業容易なる所より採掘したる鑛物を一噸一志とすれば採掘困難となるに従ひ一志五片又は二志と云ふが如く次第に其率を引上げ、鑛脈の切れ目に逢ふときは新鑛脈に達する迄は時間極め勞銀を支拂ふが如き、又紡績業に於て其使用する機械の種類同じからずして生産能率異なる場合に各機の生産量、錘數及回轉の速度並に之が操縦の難易に依りて適當なる勞銀率の割合を定むるが如き是れなり。英國に於て紡績業の職工が概ね仕事極め勞銀を喜ぶ

所以は斯の如き公平なる方法行はるゝが故なり。又靴製造業に於ては當初仕事極め勞銀を採用したる時は勞働者は之を厭うて再び時間極め勞銀に復歸したるもの尠なからざりしが専ら機械を以て製造することとなりてより、其生産量著しく増加したると共に従前に比すれば遙かに強度の努力を要するが故に、勞働者は斯くて遽かに膨脹したる使用主の利益に均霑し、且つ増加したる自己の努力に相當する報酬を得んが爲めに更に仕事極め勞銀と改めたり。

上來述べたる所は仕事極め勞銀獨特の長所なれども、長所に對して缺點の隨伴するは數の免かれざる所なり。反對者は仕事極め勞銀は勞働者の生活を放縱に導く虞ありと云ひ、此勞銀の下に於ける勞働者は許す限り安逸遊惰に時日を空費し、愈々生活上の急迫を感ずるに至りて遽かに最大限度の努力を以て多量の生産をなし、比較的多額の勞銀を得るときは再び遊惰を貪らんとする習癖を生ずる弊害ありとして之れを非難せり。仕事極め勞銀が勞働者の生活上の規律を紊だす虞れあるは全然否むべからざる事實なれども、期限の定めなき臨時の雇人は時間極め勞銀の下に於ても尙ほ同一の弊害を生ずることあるは争ふべからざる事實

にして、一概に之を仕事極め勞銀に於ける特殊の弊害なりと云ふを得ず。又此勞銀に於ては勞働者は其収入を増加せんとする欲望に刺戟せられて過度の勞働を敢てし其健康を損傷して恢復すること能はざる癡人となる虞ありと難ざる者あり。此非難も亦多少の理由なきにあらざれども、収入増加の欲望に驅られて癡人となるが如きは極めて少數の場合に過ぎずして、多くは一定標準の常収入あれば之に満足して其以上の過勞を敢てする者なきのみならず、中には仕事極め勞銀の下に在りても尙ほ怠慢にして生活上必要なる収入額に達する迄の勞働能率を顯はさざる者あり、或は使用主が勞銀率を引下ぐることを恐れて之が豫防の爲め故意に充分なる能率を示さざる者あり、或は勞働塊説 (The Theory of the Lump of Labour) なる一種の謬説の爲めに特に生産能力を自制する者あり。但し一般の使用主が仕事極め勞銀を好むは専ら作業を迅速ならしめんが爲めにして、速度緩慢なる勞働者は解僱に依りて之を淘汰するが故に自から勞働驅使の傾向を生ずるは事實なり。殊に勞銀率甚しく低廉にして過度の努力をなすにあらざれば生計を營むこと能はざる場合に於ては、勞働者は其健康の如何を顧みるの遠なくして生産量

の増加に全力を盡さざるべからざるが故に特に弊害甚しとす。然れども若し勞銀の率適當にして勞働に對する需要恒久なるときは、勞働者は忽ち健康其他四圍の事情を顧慮して決して過度の勞働を肯んずることなし。使用主側に於て仕事極め勞銀の刺戟のみを以て足らずとし、或は累進勞銀の方法を用ひ、或は監督職工を優遇して作業の進捗を督勵するは即ち之を證する適例なり。

熟練なる高級の勞働者間に於ては仕事極め勞銀は極めて不評なり。仕事極め勞銀は専ら速度を主とするが故に技巧を示す餘地なくして技術を以て誇りとす。職工を満足せしむるに足らざるのみならず、粗製濫造は此勞銀の下に於て最も行はれ易く、手抜き(Scampering)の惡習を助長して彼等の信用を毀損せらるゝ虞あり。就中此勞銀の行はるゝ所に於て屢々勞働者と使用主との間に軋轢を生ずる所以は、使用主は特に技能の卓越せる職工を以て所謂 Chaser として一般勞働者の作業を追促せしめ、Chaser の能率を標準として勞銀率を定むる結果、普通の能率を有するに過ぎざる職工の勞銀は甚しく低廉となるが故にして、勞働者側に於ては仕事極め勞銀を目するに使用主が勞働者より勞銀以上の勞働を奪取せんとする方便

なりとなし、之が爲めに往々使用主に反感を抱くことあり、殊に勞働組合の勢力強盛なる所に在りては此感覺極めて熾烈なりとす。元來勞働組合の主たる目的は全組合員に對して公平なる勞銀を得せしめんとするに在れば、苟も勞働の量と報酬の額と均衡を得ざるとき即ち十錢の價值ある勞働に對し九錢の勞銀を支拂ふか若くは一律に十錢の勞銀を支拂ふ勞働者の勞働量に異同ありと認むるときは組合員の感覺を聳動すること頗る鋭敏なり。従て勞働組合の組織整頓したる所に於ては仕事極め勞銀の率は比較的高率なるを常とす。

仕事極め勞銀は勞働者間に行はるゝ勞働塊説なる謬見に基いて嫌忌せらるゝこと尠なしとせず。倫敦船渠に於ける一勞働者が訪問者を組合の役員なりと誤信して腹藏なく其間に答へたる所に依れば、現在自己の勞銀は仕事極め勞銀にして仕事の量は之を時間極め勞銀の場合に比すれば殆んど倍量なり、斯の如きは同僚たる他の勞働者の仕事を蠶食することとなり、其非なるを知らざるにあらざれども、止むを得ざる事情あるを以て特に組合の承諾を経たるものなりと云へり。茲に所謂同僚の仕事を蠶食すと云へる觀念は勞働組合に屬する勞働者の間に勞